

第百七十四回国会

参議院厚生労働委員会会議録第十五号

平成二十二年四月二十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十四日

辞任

大河原雅子君

石井みどり君

西田 昌司君

四月十五日

辞任

岩城 光英君

四月十九日

辞任

長浜 博行君

四月二十日

辞任

大河原雅子君

下田 敦子君

木庭健太郎君

補欠選任

梅村 聡君

岩城 光英君

岸 宏一君

補欠選任

石井みどり君

補欠選任

大河原雅子君

補欠選任

藤谷 光信君

川崎 稔君

弘友 和夫君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

柳田 稔君

小林 正夫君

津田弥太郎君

森 ゆうこ君

衛藤 晟一君

山本 博司君

委員

足立 信也君

家西 悟君

梅村 聡君

大河原雅子君

川崎 稔君

厚生労働省保険局長 外口 崇君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○社会保障及び労働問題等に関する調査

(年金記録問題及び新たな年金制度の設計に関する件)

(医療安全及び死因究明制度に関する件)

(B型肝炎訴訟への国の対応に関する件)

(軽度外傷性脳損傷及び脳脊髄液減少症への対応等に関する件)

(最低賃金の引上げの必要性に関する件)

(ディールセント・ワークの実現に向けた取組に関する件)

○国民年金法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会に関する件

○委員長(柳田稔君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、西田昌司君及び長浜博行君が委員を辞任され、その補欠として岸宏一君及び梅村聡君が選任されました。

○委員長(柳田稔君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

社会保障及び労働問題等に関する調査のため、

本日の委員会に、理事会協議のとおり、厚生労働省保険局長外口崇君外二名の政府参考人の出席を求め、その説明を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○梅村聡君 おはようございます。民主党の梅村聡です。

政務三役の皆様方におかれましては、日々御苦勞までございます。本日は一般質疑ということで、質問をさせていただきます。

まずは、長妻大臣が就任をされて七か月が経過をいたしました。この中で、当初から年金記録回復、これはもう長妻大臣のライフワークとして取り組んでこられてきていると思います。しかし一方では、最近どうも報道が少なくなってきたというところで、私たちはこれを、年金記録回復を国家プロジェクトと位置付けて二年間集中的に取り組む、こういつたことをマニフェストでも約束したわけであります。

改めて、これまで七か月間の取組、それから、あるいは徐々に成果も出てきていると思っておりますので、その成果につきましてもお答えいただければと思います。

○国務大臣(長妻昭君) この年金記録問題、消えた年金問題は、これは国家の信頼が傷ついたわけでありまして、それを回復するというのが喫緊の課題だということで、非常に重点を持って取り組んでいるところでございます。

政権交代後、年金記録が回復された方が延べ二

十二万人、回復額の年金総額は二千億圓ということになっておりまして、政権交代後、毎週毎週、必ず一週間に一度、どういう先週と比べて進捗があったのか、何人の方が統合されたのかなど、数値を公表しております。そして、前々回から年金の記録が戻った金額が多い方上位十人の方も毎週公表をしております。先週金曜日公表した一番多く戻った方は八十三歳の男性で、約、

一定の前提で計算をすると全体の増加額が一千九百四十万円という方が一位でありまして、毎回大体二十万円ぐらい戻る方が一番多いという形です。同時に、そういう方々、十人の方が具体的にどういうきっかけで、どういう形で戻ったのかというのにも詳細に書いたものを毎週公表をしております。参考としていただくということでありま

す。

そしてもう一つは、今まで第三者委員会に送られていた回復基準については、第三者委員会に送らなくても年金事務所等で一定の簡便な方法で回復しようということ、既に昨年十二月に三つの回復基準というのを定めていただきまして、それはもう既に今、年金事務所等で実施をしております。そして、今月は脱退手当金の関係でそれを出させていただくということで、この案件についてはもう第三者委員会に送らずとも年金事務所等判断できるということとす。

そしてもう一つは、紙台帳を全件照合するということも決ましまして、今準備をしております。特殊台帳というのは前政権から照合がなされておりますけれども、今度は全部を照合するということで、今、画像の紙台帳検索システム、これを構築をしております。この前は記者の皆さんの前でもデモンストレーションをいたしたところでございます。本人が気付いていなくてもこちらから御連絡できる体制を取っていくということで、集中的に進めているところであります。

そして、また法案のお願いも近々申し上げるところであります。国民年金の保険料、さかのほり納付を実現することで、被保険者の方で四十万

人程度の方が無年金にならなくても最大済むのではないかと、あるいは最大一千六百万人の方が年金額が増やせるのではないかとというふうに考えております。

まだまだ細かい点でいろいろ、サービスの向上などなど取組を複数、今鋭意進めているところでありまして、全力で信頼回復に努めていきたいと思っております。

○梅村聡君 年金記録についても順調に回復されている方が出ておられますので、またそういうこともしっかりと、記者の方も含めて、PRをしていっていただければと思っております。

もう一つは、インデックス二〇〇九、これは民主党の政策集でありますけれども、この中には年金記録回復促進法案の成立を図ることが書かれております。

先日三月十八日の参議院予算委員会におきましても、津田先生からその旨の質問があったかと思っております。このときの大臣の答えとしては、紙台帳のまずは全件照合を目指す、それでも不明できない記録というのが五万件の中で当然残っていると、これに対してはこういった立法措置も含めて対応するんだと、そういうお答えがあったわけでありまして。

国家プロジェクトとして最初の二年間集中的に取り組むということありますから、逆に言いますと、二年間ぐらいをめどにしてこういった立法措置ということを考えておられるのかどうか、お聞きしたいと思っております。

○国務大臣(長妻昭君) この法案はまさに、今ここにいらっしゃる津田先生中心に野党時代に作っていただいた考え方の法案でございます。これにつきましましては、一期四年の中でこの法案提出をするということをお願いしております。これについて、これは紙台帳を含め、先ほどの基準の第三者委員会に送らずとも年金事務所等一定の審査で回復をするという、あらゆる手だてを尽くしていても解明できない記録が残ると思われま

す。そのときに、その残った記録の特徴などを勘案をして、ある意味では機械的にその特徴に準じた基準を決めてこの法案措置で補償をしていくという時期が来るというふうに考えておりますので、そういう国民的なコンセンサスも得られるような、そういう時期が四年の中で参ったときにこの法案を提出をさせていただこうというところで、皆様方の御意見も賜りながら考えていきたいと思っております。

○梅村聡君 運用の改善で対応するべきものと、それから立法の措置で改善すべきもの、このバランスをこれから考えていかなければならないと思っております。

その次に、年金記録が回復した後の年金支給までの期間、これも非常に重要であります。特に、受給者の方からは、再裁定の申請を行っているけれどもなかなか年金が支払われないと、昨年はそういう声が非常に多かったわけでありまして。特に、この一年間でこの支給までの期間、どれぐらい改善が見られたのか、教えていただきたいと思

います。

○国務大臣(長妻昭君) これに関しては、記録が戻って、戻ったということとを再裁定ということと窓口で申請してもなかなかお金の振り込みが来ないということが言われておりました。我々、これを鋭意短縮するべく取り組んでまいりまして、昨年の三月末時点で平均七・二か月、これについては時効に掛かっているもの、つまり過去五年よりも新しいものに限定して今お話ししておりますけれども、それは昨年の三月末に平均七・二か月だったものを、最新の数字で今年の二月末時点で平均三か月ということで、半分以下の期間で払えるようになりました。

ただ、これ平均でございますので、やはりかなり難しい案件についてはこれ以上掛かるということもございますので、これについては極力短縮をこれから続けていく。

そして、今申し上げたのは五年の時効よりも新しいことではあります。五年よりも古いお金でございますが、これについては若干時間が掛かって

おりまして、そのお金の支払は、再裁定から、昨年の三月末時点で十か月掛かっていたものが、今年の二月末時点で五・四か月で振り込むことができるということになりましたが、いづれにしてもまだまだ長いというふうに考えておりますので、これを極力短縮するべく、今全力で取り組んでおります。

○梅村聡君 最初の半年間の取組ということですから当然、限界というのはあるかと思っておりますが、この期間については鋭意お取り組みをいただいたいなと思っております。

それからもう一つ、これも民主党インデックスの中に、年金通帳という問題があります。私たち、ふだん通帳といえば銀行通帳が一番身近なんですけれども、実は私は銀行通帳も最近持っていないんです。もうネットで大体パスワード入れてやると、もうこれは記録も全部見えます。私たち、今通帳作るときには、むしろ通帳がない方が安全なんではないかといろいろなことがあつて、大分ペーパーレスの時代が来ているという中で、この年金通帳にしましては、これ加入者全員という方針なのか、あるいはもうこれネットとか記録がある程度固まっている方におかれてはこういうものなしでもいいんじゃないかと、いろいろな声があるかと思うんですが、改めて、これはどういう方針で考えになっておられるのか、教えていただきたいと思

います。

○国務大臣(長妻昭君) まずは我々申し上げておりますのは、一期四年の中で年金通帳を実現するということがございます。その中で、こういう年金通帳の体裁がいいのか、あるいは中身の情報はこういうものがいいのかなどなどの制度設計については、国民の皆さんによくよく御意見を聞いて確定していくことにしております。

その前段階といたしまして、まず今年度については、インターネットでの記録確認をより使いやすくするというところで、御自宅でもとより、お年を召した方が例えば市区町村や郵便局に行つ

て、そこに置いてあるパソコンを使う、当然、自分ではできない方は職員が補助が付くということ、今その制度設計を行っておりまして、そういう方がどこでも自分の記録を確認できる、あるいはインターネット上でも、平成二十三年からそのシステムを大幅に変えまして、今までは自分の払った記録を見ることができなかったんですが、二十三年からは新たに、自分がこのまま払えば老後幾ら年金がもらえるのかの見込額もお知らせができるというようなシステムにしようと考えておりまして、そういうシステムが稼働した後、国民の皆さんに、じゃこれにまだ不足する、どういう具体的な年金通帳の姿がよろしいのかどうかということをよく聞いて実行をしていきたいというふうに考えております。

○梅村聡君 もうきちんと確認ができると、いつもそれを見ることができると、そういう仕組みをつくり上げることがこの年金通帳という書き方だと思っておりますので、是非それに向けて我々も知恵を絞っていききたいと思っております。

それでは次に、年金のこの理念について、改めて本日は制度設計も含めて議論をしていきたいと思っております。

今回の民主党政策としましては、最低保障年金とそれから所得比例年金の二階建てと、これが将来の姿であるということをつたっているわけです。この最低保障年金というもののそもそもの考え方は、全国民の方にそれを幅広く保障すること、それに更に所得比例の部分を乗せていくという考え方なのか、あるいは、所得比例年金がまず基本的な考え方だと、それに対して、年金支給額が少ない方に対して最低保障年金部分を集中させるというそういう理念なのか、まずどちらの理念をこの二階建て年金制度として考えておられるのかを教えてくださいたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) まず、基本的にありますのが所得比例報酬、所得比例年金という考え方でございまして、これについては、どんな職業でも、同じ年収であれば同じ保険料、老後の受給額

も同じ、これがまず下にあるわけでありまして、そしてその所得比例年金が一定の金額以下の支給の方は、それに加えて最低保障年金というのが、全額税金でございましてけれども、これが上乗せになると、こういう考え方が基本であります。

○梅村聡君 実は、その質問をした理由は次の質問にも関係があるのですけれども、すべての人が七万円以上の年金を受け取れるようにすると、こういうことが我々の主張であります。これはもういろんな方に質問を受けるんですが、二通り考え方があります。

一つは、だれもが七万円を受け取れると。ですから、例えば国内に住民票があればとにかくそれだけの要件ですべて七万円を受け取って、それに対して所得比例が付くと、そういう方向なのか。あるいは、まず被保険者にとにかくなつてもらうと、つまり、たとえ所得がゼロであっても何らかの手続をして、そして被保険者になる手続をした方だけがこの七万円を受け取れることができるのか。

これは、思想として保険方式なのか、あるいは最低ミニマムを保障するのか、大きな違いがあるわけですね。ですから、最低限、被保険者になる手続をした方、この方だけが七万円という資格を得ることができるのか、この整理をお願いしたいと思っております。

○国務大臣(長妻昭君) これは考え方といたしましては、保険の手続をして被保険者になった方についてということでございます。

もし、そういうことをしなくて、だれでも七万円ということになりますと、じゃ、年金に入る入らないというのは本人の勝手になって自由になるということ、今、賦課方式の日本の年金の中で受給されている方などの財源をどうするのかという問題も起こりましようし、これまで全く未納だった方もそうでない方も同じ扱いになる不平等感などなど、いろいろな論点が出てくると思えますので、我々としては被保険者になった方ということでありまして。

○梅村聡君 その点が確認できてよかったと思えます。このことは、実は受給資格期間二十五年という問題にも絡んでくると思っております。

この受給資格期間二十五年というのは、過去のこの当委員会においても海外並みに五年にするのはどうか、十年はどうかという議論があったわけでありまして。今お答えいただいたように、被保険者になる手続をすると、私はこれのハードルによってこの受給資格期間の問題というのは方向性が変わってくると思っております。

といいますのは、これまではやはり届出を忘れた方、あるいは仕事が変わって途中で抜けた方、こういう方が二十五年に達しなくて無年金になると、そういうことが多々あったわけなんです。つまり、この手続をして被保険者になるというハードルが低ければ、例えば一例を挙げますと、社会保障番号制度などを導入して二十歳になれば自動的に皆が被保険者になれると。そういう仕組みであれば、ほぼすべての方が四十年間被保険者になれるわけですから、そうすると、この二十五年の議論というのはそれほど重要性が高くなつてくるわけですね。

しかし一方で、届出はあくまでも自分で情報を得て足を運ぶとか、忘れてはならないという、こういうハードルが高ければ、やはりこの二十五年の受給資格期間というものを、じゃ、これから二十四年の人はどうするのかと、十年の人はどうするのかという議論が必要になってきますので、その被保険者になるまでのハードルがやはりこの二十五年に対しては問題になってくるのかなと思っております。

そして、仮にそのハードルが多少でも高く残つていけば、次は、じゃ、その被保険者になつてい期間が一月の人でも七万円なのか、四十年間でも七万円なのかと、こういう問題も残つてきますから、やっぱりそのハードルの高さということとを我々はしっかりと考えていかなければいけないと思っておりますが、大臣の御所見はいかがでしょう。

○国務大臣(長妻昭君) 今、非常に重要な御指摘をいただいたと思っております。

年金の新しい制度の下では執行機関も非常に重要になるということで、我々は歳入庁ということを考えておりまして、税金と保険料を同時に集めるということ、今社会保障も含めた番号制度も検討しております。これは厳重なプライバシーの保護というのがもう大前提の議論ではあります。が、それを前提として、そういう番号制度を入れて、ある程度こちらの方が把握できるような形を取っていくということが前提となるというのは、おっしゃるとおりだと思います。

○梅村聡君 保険方式であるということはこれは一方である、しかしその被保険者になるハードルはできる限り低くすると、そして徴収に関しても税と似たような形で徴収すると、私はこの方向性が今、民主党が目指している方向性だと思っておりますので、またこれからも議論をしていきたいと考えております。

そしてまた、年金制度が新しくなると、これからの議論になるかと思いますが、普通に考えますと新年金制度への移行ということは、移行した年に二十歳の方が受給者になる方の年齢になると初めて完全移行ということでありまして、何もしなければ四十年ぐらい、四十年ということになるかと思いますが、これは移行期間はどれぐらいの期間を想定されているのか、教えてくださいたいと思っております。

○国務大臣(長妻昭君) 今おっしゃった移行期間でありますけれども、二十歳の方が六十歳になるまで四十年ということで、何もしないと四十年というところになるかと思いますが、スウェーデンなどでは一定の前提を置いてその移行期間を早めるということで新制度への完全移行、すべての国民が新しい制度に全員が入っているという段階が十七年掛けてスウェーデンは実行したということもありますので、諸外国の事例も含めて今政府の中で原則を決める検討が始まっておりますので、

その中で国民の皆さんの意見も聞きながら我々は制度設計していきたいと思ひます。

○梅村聡君 この辺りはやはり制度設計の基礎部分に当たると思ひますので、これからの議論がやはり必要だと思ひます。

そしてまた、もう一つは無年金、それから低年金の方への対策、これも非常に重要だと思ひます。究極の無年金対策というのは、これは特例納付ということになるかと思うんですが、しかし一方で、これを余り乱発すると、これまた年金制度全体としていかなものかなという思ひもいたします。

そんな思ひから過去に三回、昭和四十四年、四十九年、五十三年と過去三回この特例納付が実施されたわけでありすが、今回、政権交代に当たって、あるいは新しい年金制度移行に当たって、この特例納付の実施ということは全く検討がなかったのか、あるいは検討があつたけれども、やはり様々な観点から今回はすべきではないというお話になったのか、その辺りの議論の経緯を教えてくださいたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) これに関しては特例納付は是非かというのかなり時間を掛けて議論をさせてもらったわけでございます。過去三回特例納付があつて、これはもうずっと前までさかのぼると、つまり国民年金が始まったときまでさかのぼって払えるということですが、その払う期間は一定の一次的な期間だけだということになります。

やはり、その特例納付を新政権で仮にやった場合、まずこれはお金を持つておられる方が一括して払う、まあお金持ち優遇ではないかという批判が出る可能性もありますし、一時的な短期間でお金を用意しなきゃいけないと、その期間限定でありますのでそういう問題も出てくる、あるいは今後また新政権で特例納付があると、またいつか、来年ぐらいもう一回特例納付があるのかなというふうに考えられる方がもし多くおられるとすると、納付の意識というのがまた変わってくるので

はないかという、いろんなそれ以外のことも考えて、そうであれば恒久的措置として、今度、法案をお願ひをする国民年金については、今は過去二年しかさかのぼれませんけれども、これを過去十年までさかのぼれるというのを、これはもう恒久的な措置として実施をするという方が国民の皆様方に対して適切ではないのかと、こういう議論もございまして、今回そういう法案をお願いしようというふうな考えているところであります。

○梅村聡君 それは非常事態のときの特例納付は話でありますのでかなり慎重に議論をしなければいけないわけでありすが、新政策、新しい制度に移行するときにどうやって被保険者の方、国民の方からの信頼を得るか、そういう観点からの議論ということが私はやはり必要ではないかなと考えております。

年金の問題については少し駆け足でしたけれども、これから一項目に一日掛けてもいいぐらいの議論の内容だと思ひますので、これからも委員の皆様と一緒に考えていきたいと思ひます。

では、引き続きまして、医療安全調査委員会設置法案、これはいわゆる大綱案というものであります。二〇〇八年六月に厚生労働省の方から発表されて、パブリックコメントも募集されたわけでありすが、

これは衆議院の方でも議論があつたお話であります。改めて、この法案の現在の位置付け、それからこの大綱案に沿つた議論というものが現在、厚生労働省内で行われているのかどうか、現状を教えてくださいたいと思ひます。

○大臣政務官(足立信也君) お答えいたします。大綱案という話がありましたが、これはもう御案内のように、平成二十年に第三次試案、それに基つて大綱案ということも厚生労働省が公表したわけですが、それに対して当時の民主党も、医療死亡事故の原因究明、再発防止を行う仕組みとして、死亡だけではなく、もっと広い範囲を含んだ法律案の骨子案を公表したわけでございます。こ

れはかなり大きな議論になつたと思ひております。そして、先日、衆議院の予算委員会でも答弁いたしました。第三次試案あるいは大綱案のまま原案とすることはないと。

今、その検討の状況はどうかということですが、これはモデル事業というものにまた関連してまいることございまして、五年間のモデル事業の期間が終りました。そして、今年度のモデル事業は、これを約六億円、五年間で投じて百五例ということが全国にあまねく広めることができるのかというこの反省に立ちながら、また、死因究明というものは解剖に偏重しないでもできるのではないかとこの観点を入れた内容のモデル事業の変更ということも考えておまして、繰り返しになりますが、大綱案そのものが法案として成案となることはない、そのようにとらえております。

○梅村聡君 この大綱案がそのまま法案化されて出てくるということがないということでありすが、そうしますと、新たな制度、考え方、これを今後議論して進めていかなければならないということでありすが、その最初の入口の議論として、私、非常に考え方が難しいなと思ひますけれども、一般論で考えますと、そういう医療安全、医療事故、それに対する対応、これはそもそも医療というものの一部なんですか、あるいは医療が行われた後の、後の処理になるんでしょうか。

これ、非常に重要な観点でして、今、インフォームド・コンセント、それから患者さんとの同意と、そういうものが今話題になつております。これは、医療というもののスタートは、これは患者さんとのまずコミュニケーションからスタートする、そしてその真ん中、コアな部分に治療というものがあつたけれども、その後にもし何か疑問がある、トラブルがある、こういうことへの対応をする、これすべてを含んで医療というふうにとらえるのではないかと私は考えておりますが、これをどのようにとらえるか。プ

ロセスなのか、あるいは後の処理なのか、ここをまずしっかり考え方の基本として確認をしたいんですが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(足立信也君) おっしゃるとおりの御指摘だと思います。

今インフォームド・コンセントの話がございまして。一昔前は、医師が患者さんに対して、私はこういう治療をやるんだと、それに従わなかつたら診ないというようなことも実際あつたわけですが、しかしそこに、インフォームド・コンセントから始まり、その後インフォームド・チョイス、いろんな治療法の中で何を選択するか、それが今はインフォームド・デシジョンと、患者さんが判断するというような時代になつてきたわけですが。これはある意味、インフォームド・コンセントのその時期も、以前は医療と切り離されていた部分がある。しかし、これはもちろん、今委員御指摘のように、医療の一環、プロセスの最初のスタート時点だという認識を皆さんもうお持ちだと思ひます。

という流れで考えると、不幸にして亡くなった場合、あるいは事故が生じた場合に、それは医療の一環として何が原因であつたのか、そしてそれを、再発を防止するためにはどうしたらいいのか。もちろんこれは、亡くなった後はもう関係ない、その後別物の問題として原因を究明したり再発予防策を講じるのではなくて、医療のプロセスの中でそれをしっかりと究明をして、そして再発防止に役立てるというのがまさに医療のプロセスの一環だと、そういうふうな考え方をすべきであるし、そういう流れになつてきていると私は思ひます。

○梅村聡君 私と同じ認識であります。

つまり、例えば不幸な事例が起きたときに、それを最初から第三者の機関に丸投げするという仕組み、これはまず良くないと思ひます。

これはインフォームド・コンセントのときの話でもそうですけれども、やはりまず医療側と患者側がどう対話をしていくのかと、それは治療の前で

も後でも全く同じことだと思っております。そして、そこから手を離してしまうと、つまり余りにも公平性とか、それからそういうものを重視してそのところから目を離してしまうと、今非常に医療側と患者さん側、あるいは国民側、双方がお互いの話が見えなくなってきたしまっている。こういう形をそのまま進めていくと、いよいよ医療というものを信託がなくなってしまうのかなど。ですから、私は、やはり医療の行為だけではなくて、時間的軸で前の部分も後ろの部分もこれももう等しく医療としてとらえて、そして医療安全、医療紛争、こういった問題への対応ということとを制度設計をしていかなければならないと、まず基本的な考え方を確認させていただきました。

そうしますと、そういう中で、じゃ今度は、例えば何か紛争が起きました、あるいは不幸な事件が起きました。これに対しては当然、原因究明、科学的な原因究明が必要だと思っております。それから何らかの再発防止策、これから同じような事件が起きないように取組をしなければいけないと考えておりますが、この原因究明をする機関と、それから再発防止を行う機関、これはどういう関係であるのが一番良いかと。つまり、同一の機関でそれを行うことができるのか、あるいはそれを別々の機関なり組織なりで行うのが良いと思われるのか、これも一般論で聞きをしたいと思っております。

○大臣政務官(足立信也君) 委員が先ほどおっしゃった丸投げしないと、これを言葉を変えれば、あくまでも当事者主義であるんだと、医療を提供する側と受ける側の当事者間での説明であり理解であることがまず第一であるという指摘だと思います。

そして、ただいまの件ですが、あくまでも治療の一環であるならば、そこで原因の究明をしつかりやることと、そして責任を追及することとは全く別の組織、あるいは別の考え方であると思えます。原因究明に責任追及の部分が入ってくると、今まさに求められていることは、逃げない、

隠さない、ごまかさない。これが責任追及に入ってくる、それが混同されますと、その部分がやはり有形無形の形で表に出てきます。これはあってはならないことであって、ですから原因究明と責任追及は分離しなければいけないと、そのように考えます。

○梅村聡君 やはり今、逃げない、隠さない、ごまかさない、これがそもそも医療現場で当たり前の文化であると。それを後押ししていくような仕組みを私たちはやはりつくっていくかなければならないと思っております。そういう中で、じゃ逆に、逃げない、隠さない、ごまかさないであつたとしても、何らかの事情があれば、当然これはどなたかが、つまり第三者的な方がこれを整理をしていく、そういった仕組みというのと同時に必要なのではないかと。この第三者というのがなかなか難しい問題がありまして、二つ考え方があるかと思えます。一つは、ある一定の基準に当ってはまった方はすべてこの第三者の機関で整理をします、議論を整理をします、あるいは調停をします、こういう形の第三者機関というのは当然考え得ると思えます。それからもう一つは、現在、考え方の主流としてメディエーターと言われる方がおられます。これは、やはりそういった問題というのは現場で起きているわけですから、現場の方が一番状況も知ってれば、いろんな証拠等々も残っているわけでありまして、ですから、できるだけメディエーターのような方が間に入っていたらいい、そしてその実際に起こった現場で話し合いを進めていく。今の現状であれば、院内の調査委員会ということもあるかと思えます。

そういうもので双方の話し合いの場面をしつかり確保した上で、さらに患者さん側やあるいは医療側が、やっぱりこれは第三者の方に判断してほしいということと、その第三者の機関を利用する。つまり、多様な選択肢を残していくという方法も私はあるかと思っております。やはり、対話というものの、現場のオートノミー

ということを重視すれば、私は後者の方法を選択すべきであると考えておりますが、この点に關してはいかがでしょうか。

○大臣政務官(足立信也君) これまで幾度か申し上げましたが、私は、今、医療崩壊の危機と言われている原因の中で大きなものは、やはり長年にわたる医療費抑制策と、そして医療を提供する側と受ける側の情報並びにその理解、つまりリテラシーの格差にあると思っております。そのことが不信を生み、不満が生じ、そして場合によっては訴訟を起こすと、そのような事態になっているんだと思えます。

先ほど当事者主義と申し上げましたが、あくまでも医療の提供が始まった初期の段階から、これはお互いの情報の共有ということが欠かせないわけでございますから、その延長線上で解決できる問題は僕は多くの部分があるんだと、そのようにとらえております。

しかしながら、不幸にして事故が生じた場合に、その病院ではもうこれ以上は調べてほしくない、あるいは、主治医の方々あるいはそのチーム医療に携わった方々と会いたくないという方はやっぱりいらっしゃるわけです。そこで隠されては困るという事態を感じる方もいらっしゃる。そのような必要性を感じた方にとっては、病院外の第三者の機関で代わりに原因を究明するというシステムは必要だと思えますし、それは必要に応じて機能すべきだと私は考えます。

○梅村聡君 いずれにしても、現状では双方やはり不幸になっていくと。つまり、一つは、医療側から見れば、例えば福島県立大野病院事件のような案件が出てくる。しかし、患者さん側からすると、本当に対話というものを確保することができると、そういった場がなかなか設定できていない。この双方の食い違いというものをやはり我々は真摯に受け止めて、制度設計を考えていかなければならないと思っております。そういう意味では、今後、こういった医療安全の課題あるいは死因究明制度も含めて、どう

いった形で議論をして、そしてどういったスケジュールで今後この政策をつくっていくのか、教えていただければと思います。

○大臣政務官(足立信也君) 鳩山政権が発足後、長妻大臣が就任され、当初のころから、医療、介護について国民的な理解が、あるいは情報の格差というものが存在しているのではなからうかと。これを、現実はどうなのか、あるいは、受けた医療や受けた介護のために国民としてどれだけの負担が必要なのか、海外と比較して日本の現状はどうなのか、そのような国民的会議が必要なのはなからうかという認識を大臣と共有いたしました。

そして、その中の項目の、数ある項目の中で、あるいは費用負担、あるいは事故の原因究明、あるいは無過失補償等々、様々な問題を私は抱えている、しかもそれが国民の皆さんに共有されていないという問題認識がございます。

ですから、先ほど申し上げたような会議体をまづつくる必要があると。これはずっと準備しておるんですが、残念ながらあと一步のところまで公表という形にはなりません。しかし、これはすべての立場を代表したステークホルダーが集まるというものでなく、日本の医療や介護をどのように考えていくかというような会議をつくって、そしてその中で項目別にしっかりと議論をして、国民的議論になるようにそこから情報を発信していきたいと、そのようにとらえておりまして、今まさに、もう間もなくその会議体は発足すると思えます。

その議論を進めながら、やはり二年後の医療と介護の報酬の同時改定というものを把握しながら、必要な法制度については来年も検討あるいは提出もしなければなりませんし、今年度中として今年中かなりの議論を進めて、そして必要なもの、法案あるいは制度、そして報酬そのものをどうしていくかという議論を時間を掛けてやっていきたいと、そのように考えております。

○梅村聡君 これも今日は肝の部分だけお話し

たつもりなんですけれども、つまり三月末まではこれはやはり予算の議論が多かったですから、どうしても診療報酬とか様々な予算の案件が多かったんですけれども、実は医療の課題はこれは金目の問題だけではないと、やはりこういったことがこれから新しい政権の下でどれくらい集中的にスピード感を持って取り組むことができるかと、私は医療崩壊に対するもう一つの大きな視点だと考えておりますので、この問題に關しても是非精力的にこれから取り組んでいただきたいと思います。

それでは、今日三つ目の話題でちよつと変わりますけれども、介護についてお伺いをしたいと思います。今日は、介護の中でも特にがん末期の患者さん、この方が介護保険のサービスを受けるときの問題について質問をしたいと思ひます。

先日、日本ホスピス・在宅ケア研究会、この黒田裕子さん、藤田敦子さん、この方たちとかなり長時間にわたって議論をさせていただきました。その中で、今がん末期の方は二〇〇五年の法改正によって特定疾病の中に入ってきたわけでありまして。ところが、介護保険を、特に今緩和ケアとか、がん末期の方ですね、それから在宅ケアと、行うときにおいては非常に使い勝手が悪いと、そういうお声をいただきました。

私も恥ずかしながらそのことには実感として気付かなかつたんですけれども、つまりこういうことなんです。これ、この日本ホスピス・在宅ケア研究会の論文を見ると、この中で姫路市での例が書かれております。全国平均でいきますと、この要介護認定に掛かる日数の長さ、これは申請から認定が下りるまでですけれども、三十四・七日、法律上は三十日以内にそれを出さないといふことでありますが、この姫路市では平均が二十八・八日なわけがあります。このときに末期がんの患者さんの認定が下りるまでの平均日数は二十二・六日と。つまり、やはり末期がんということも考えて相当急いでは取り組んでいただけているとは思ひますが、やはり三週間以上こういった

期間が掛かっている。

これは大きく二つの点で問題なんです。一つは、やはり末期がんの患者さんですから、下手するとこの一か月の間にお亡くなりになる方というのも当然出てこられる。それからもう一つは、がんの末期の患者さんはやはり日々状態が悪くなるということでありまして、訪問調査を受けた日の状態とそれから実際サービスを受けるときの状態というの、これはやっぱり差が出てきちゃうわけですね、差が出てきちゃうと。それから、そういう形で、非常に使い勝手が悪い制度になっていると、そういうことを私、お聞きしたわけでありまして。

まず、厚生省側としてこういった問題が存在するということを認識されているのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○大臣政務官(山井和則君) 梅村委員にお答えを申し上げます。

この末期がんの問題は、今御指摘のように十六種類の特定疾病に含まれており、末期がんの方は四十歳以上六十五歳未満の方であっても介護サービスを利用することができるようになっています。それで、恥ずかしながら、私自身も介護保険のことはずっと二十年以上導入の前から議論にかかわってまいりましたが、結局、末期がんというの、後にいって議論に入ってきたということもありまして、このような問題があることは十分に承知をしております。

それで、最新のデータでは、平成二十一年の十月から十一月の申請分では平均三十一・三日となつております。それで、恐らく先ほど梅村委員御指摘のように、全国平均は三十一・三日だけけれども、末期がんの方は急いとしてもやはりこれより一週間から十日ぐらい短くなつていっているであろうぐらいで、それにしても三週間ぐらい掛かっているのではないかと思ひます。そういう意味では、末期がんの方などに特に緊急を要する場合に、市町村の判断によって要介護認定申請を受けて直ちに認定調査を行い、暫定ケアプランを作成

して介護サービスを提供するなど、迅速に対応せねばならないと思ひます。

中には、申請日の当日に認定調査を行い、即日介護サービスを提供できるようにしている自治体もあると聞いておりますが、とにかくこのことは梅村委員御指摘のように、手遅れになつてしまつては仕方がないわけですし、また状態が変わつてしまつたらこれは意味がないわけであつて、急がねばならないというふうに通じております。

○梅村聡君 介護保険については特定疾病ということでは十六疾病が登録をされている、挙げられていると思ひますが、その中でがん末期というの、やはり特殊だと思ひます。

つまり、介護保険の仕組み自体は、やはり慢性的な経過ということを考慮して、想定してつくられている制度である。しかし、がんの患者さん、やはりそれはいろいろな経過がありますけれども、日々その活動なり病状なりということが落ちてきて、進んでくると。つまり、日々、一日単位で変わつてくる疾患、これががん末期になるんです。つまり、そういう面からいって、本来最初の制度設計と、それから疾病のいわゆる特性ということ、このずれということが今申し上げたような問題を引き起こしている一つの原因ではないかと思ひます。

さらに、この論文を實際に読み進めていきます。どういふことが書かれてあるか。これはがん末期の方ですけれども、申請をして訪問調査がやつてくると。これ、姫路市の例ですけれども、訪問調査を待つている間に、また、つまり家にお亡くなりになつて未認定となつた方、これが全体の七・六％、それから要介護認定を受けて、その結果が要支援一又は二、これはがんの方というのは比較的動くことができるわけですね、相当末期まで動くことができる、ですから要介護認定というの、どうしても低く出がちなんです。で、要支援、支援ですね、要支援一又は二と認定されて、介護予防と判定された方が一八・九％。

そこで、さらに、じゃ、そんな判定ではないよというところで区分の変更申請を行います。その区分の変更申請をしてから認定結果が出るまでは更に二十一・七日。だから、またそこから三週間掛かると。じゃ、この区分変更申請をして、結果どうなつたかという、九七％の方はこの要介護一以上に要介護度はアップしたというわけですね。つまり、最初からほぼ全員の方は要支援なんかになるはずない。申請して三週間待たされて、待つたら全部要介護一以上に上がつていったということでありまして、やはりこの疾患の特性というのを考えていかなければならない。

じゃ、これはもちろん患者さん大変な問題を抱えているんですけども、ケアマネジャーさんとか事業所の方というの、これは大変なことになるんです。これはどういふことかといふと、さつき申し上げた七・六％の方、訪問調査の前に亡くなられます。そうしますと、未認定です。から介護サービスは受けられません。ですから、全額自己負担になります。それから、仮に暫定プランで介護サービスを受けていたとしても、つまり、先に取りあへずサービスを受けて後払いするという形であつたとしても、認定結果が要支援一とか要支援二になれば、これはやっぱり介護サービス受けられないわけですね。

そのときどうしているんですかと。全額自己負担、これも問題です。これも問題ですけれども、實際にお聞きすると、何とこれをケアマネジャーさんとか事業所が自腹切つていられることもあるといふんですね。自腹なんか切らなくていいじゃないかと言へば、それは自分たちが介護申請をお手伝いをして、それが間に合わなくて亡くなつた。自責の念にとらわれるわけですね、自分の腕が悪かつたからこういふことになつたんじゃないかと。しかも、亡くなつた御家族の方に、そういう自責の念がありながら出かけていって、いや、実は全額自己負担なんです、払つてくださいますよ。これはとても私に言えないんだと。これ、人間の心情としては当然だと思ひます。あるいは

プロ意識として考えた場合、そういう気持ちになるのは、私、当然だと思うんですね。

ですから、これ、もちろん期間を短くしていく、それから制度をできるだけ迅速に運用していく、これも大事なんですけれども、やっぱりこれから非常に高齢化社会が一層進んで、がんという疾病が本当にありきたりな話になってくるという中で、私はやはりこれらの解決には今後抜本的な改正というのが必要だと思っておりますが、この点に関する御所見、いかがでしょうか。

○大臣政務官(山井和則君) 梅村委員にお答えを申し上げます。

そもそも介護保険というのは、保険料を払う義務がある代わりに、その代わりにその保険給付の対象になったときにはスピーディーにサービスを受けられるという、この権利義務の関係で成り立っているわけですから、この十六歳未満であるにもかかわらず、四十歳から六十五歳までの方でがんの末期でサービスが受けられずにお亡くなりになってしまふということはあってはならないというふうに思っております。

そういう意味では、本当にこれは一刻を争う問題であるというふうに思いますので、今おっしゃいましたように、これは現場の努力の問題ではなくて、やはりおっしゃいましたように、慢性期を比較の対象としている介護保険の中で非常にスピード感が求められると。もちろん、すべての認定が早くせねばならないことは当然なんですけど、特にこれは非常に急ぐということを認識して私たちも取り組んでいかねばならないというふうに考えております。

○梅村聡君 もちろん運用の面、これはもうしっかり改善をしていただきたいんですけども、私は抜本的な介護認定の方法を変えなければこの問題は解決できないと思っています。

先ほど少し例に挙げました、要支援と判断された方が、九七％の方が要介護一以上に上がったんだというお話をしました。実は、この方たちを綿密に調べていくと、その方が申請するときの主治

医意見書、この主治医意見書の中にがん末期であるという記載がなかった例が二四％ありました。

つまり、これ、がん末期という単語が入るか入らないかというのはこれ難しいですね。つまり、がんのそういう途中経過、そういうことがざっと書いてあると。書いている主治医の先生は、これはいいよ緩和ケア、ターミナルケアが必要だという意味で書いたとしても、そのがん末期という言葉がなければ、これは判定のときにそこ引かかってこないわけなんです。もちろんこれは、判定のときにしっかりと注意をしてくれと言えども、それなんですけれども。

ですから、私は、まず一つは、末期がん、がん末期、この言葉をまずはきちり入れ込むかどうかということを考えていかなければいけない。そういう意味では、主治医意見書の下欄にがん末期なのか否かなのかということ、私はやはり入れる欄というのを作るべきだと思っております。

それから、もっと言えば、今申し上げたような、一度要支援になってからまたもう一回要介護度を上げるといふような不細工なことをするんじゃないで、もうその欄にがん末期であるということに丸が付いたときには、はつきり申し上げたら、ベッドとかそういうものをすぐ使えるように要介護二又は三以上に自動的に入るような仕組み、さつき自治体でそういうふうな取組があったというお話いただきましたけれども、もう自動的にそこに入れるような形に私はすべきだと思っております。この点に関していかがでしょうか。

○大臣政務官(山井和則君) 梅村議員、非常に建設的な御質問ありがとうございます。

もちろん、これは末期がんのみならず、十六歳病の中で、ほかにもこういうふうな急ぐ事例はあるのかもしれない。

この主治医の意見書にしましては、特定疾病の名称を記載するように通知で促しているところでありまして、おっしゃるようには、やはりこれはそういう欄を作った方がいいのか、そしてまた、今おっしゃったように自動的にある程度重くなる

という、先ほど九七％というお話もありましたので、そういうふうにしたらよいのか、そのことは、今年度、老人保健の健康増進事業の中で要介護認定における主治医意見書の記載方法等に関する調査研究事業も行う予定でありますので、本日の質問を踏まえてしっかりと議論をして、やはり末期のがんの方がスピーディーに、そして十分な介護サービス受けられるように何とか取り組んでまいりたいと思っております。

○梅村聡君 私は今日、末期がんということを一つの例に挙げました。これだけの疾病だとは思っておりません。

今、日本人の方がどこで亡くなれることが多いか、やっぱり病院、施設なんです。ところが、その方たちに御家族の負担とか不安とか、そういうものを全部取り除いたときに、じゃどこで自分の最期を過ごしたいのかとお聞きすれば、これは自宅で過ごしたいとおっしゃるんですね、多くの方がそうおっしゃるんですね。だから、今日は末期がんの話と介護保険のこの関係だけを話しましたが、実はこれから我々国民が一体どこで最期を迎えるのかと、そのことについては非常に重要な観点だと私は考えておりますから、この問題については、私、これからの継続的にいろんなどところで取り上げていきたいと思っております。

最後の質問であります。

最後は、特定の一つの疾患でありますけれども、脳脊髄液減少症について、これは民主党の中でも議論をつくりまして、議員連盟をつくりまして、難病・脳脊髄液減少症を考える議員連盟、これをつくって様々な活動を行っております。これについては検査とか治療、こういったものの保険適用の問題とか、そういったことが今あるわけでありまして、これは今交通事故の後遺症の問題でも取り上げられることが多くなっておりますが、このことについて厚労省として今後どういった対応、取組されていけるのか、お答えいただければと思います。

○大臣政務官(足立信也君) もう委員には釈迦に説法だと思いますが、まずはこれ、民主党だけではなく多くの政党、会派の方々も熱心に取り組まれている問題だとまずは思います。

これは、前提条件としてまず申し上げたいんですが、国際疾病分類、ICDの中でもこの脳脊髄液減少症という疾患単位はございません。あるのは脳脊髄液漏れですね、脳脊髄液漏れ、漏れるということ。日本では保険病名として低髄液圧症候群というのがございます。ということは、疾患単位として広く認知されているわけではないというのがまず前提に立つと思います。

それから、保険適用あるいは先進医療に位置付けることについても、まずは診断ということが大事だと思います。そんな中で、熱心にこのブラッドパッチを含めて推進されている方の論文を集めますと、このブラッドパッチによる治療で治癒が一割、一〇％、それからもう一人の方は二割、二〇％、患者さんの中でのブログの中でも約一割というふうな率でございます。

まず、これを認識していただいて、そして何よりも、今までの取組で厚生労働省の研究費で、まずは診断基準、どういふものがそれに該当するのか。例えば、虫垂炎の手術のときなんかは腰椎麻酔というのをやりますけど、そこで漏れたような場合はブラッドパッチをするとか約八割が治る。これは、特定できて、その場所に穴が空いていて漏れるということがはつきりしているわけですから、そういった意味での診断基準の作成が何よりも大事だと思います。

これ、三年間やってまいりましたが、症例数がまだ七十数例ということもあり、延長して、さらに診断・治療の確立に関する研究という形で厚生労働科学研究費補助金でやられております。

まずは、保険適用は普遍性が必要で、その前の先進医療に位置付けるにしても、まずはその診断基準というものが何よりも大事になってくると私は思っております。これは、かといってそこを抑えるわけでもなく、これは十分に検討して

いかなければいけない課題だと、そのようにとらえております。

○梅村聡君 ありがとうございます。

また、この取組についてもしっかりと議論をしていきたいと思っております。

今日は年金と医療と介護ということで少し幅が広がってしまいましたが、一般質疑ということですので、これからの当委員会ですといった内容を中心にした私、質問をし、取り組んでいきたいと思っております。

時間が参りましたので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○石井準一君 自民党の石井準一でございます。

まず、三月十六日の下田委員が冒頭に、長妻大臣に非常に忍耐強くバランスのいい仕事をされているという評価をされておりました。与野党問わずどの委員も、やはり厚生労働大臣の職というのは、国民の日常の生活の安心、安全のために大変な職務であるということは認識をしておるわけでありです。私自身も一議員として、厚労大臣の日ごろの活動に対し敬意を表したいと思うわけでありです。

しかしながら、朝日新聞の世論調査におきまして、鳩山由紀夫内閣の支持率が二五％にまで落ち込んだと。一大臣がどんなに努力をしても内閣の評価というものはやはり国民の目から見れば厳しいものであるというふうに私自身も思うわけでありです。わずか七か月で危険水域と言われる三割を切ったと言われておりますが、鳩山内閣の一閣僚としてどのような思い、その辺の見解をお伺いしてみたいなというふうに思っております。

○国務大臣(長妻昭君) 今のお尋ねですけれども、やはり政権交代という大きな政治の変革の中で、政と官の関係あるいは与党と政府の関係、これが劇的に変わったということで、我々は大きく変革の中で政治主導で国民の期待にこたえるということを取り組んでいるつもりでございますけれども、その関係が激変したということで、試行錯誤

誤という部分もあるかと思えます。その部分で国民の皆様が御不安に思う点も多々あるのではないかとこのように感じておりますので、私としては、今月から新しい予算が執行もされますので、仕事の面で総理始めすべての閣僚が全力を出し切って期待にこたえていくということが国民の皆さんの求めていることだということで、これから全力で取り組むたいと思っております。

○石井準一君 大臣におかれましては、そうした思いでこれからもしっかりと取り組んでいただければ有り難いなというふうに思っております。

長妻大臣に私もマニフェストについてお伺いをしました。まさに、国民との約束事であるというふうな答弁をなされました。過日十六日の日に、学者や経済人でする新しい日本をつくる国民会議、二十一世紀臨調におきまして、「政権選択時代の政治改革課題に関する提言」ということで、鳩山首相に、民主党の衆議院選挙での選挙公約について政権発足と同時に総点検をすべきであったというふうな批判的な意見もあつたと。また、参議院選挙を政権実績の中間評価の機会と取り、マニフェストの見直しを国民に問う絶好の機会ではないかというような提言もなされたという聞いております。また、財源なきマニフェストという批判もあるわけでありです。

参議院選挙に向け、財源の裏付けのある実現可能なマニフェストの練り直しにつきまして、所管であります厚生労働行政に関するところだけで結構でありますので、どのようなお考えをお持ちなのか、お伺いをしたいなというふうに思います。

○国務大臣(長妻昭君) 私は、選挙が終わって七か月たつてもマニフェストのことが国会でもいろいろなところで話題で上るというのは、恐らくこの憲政史上でも初めてではないか。それだけマニフェストの重みというのが増しているというところで、今後の選挙においても、民主党を問わず、ほかの政党のマニフェストというのはこれまでに以上に重視をされる。これまでは選挙公約というのは選挙が終わつたら忘れ去られるというものであ

りましたけれども、我々はそういう意味で公約、マニフェストは重要だということで選挙を戦つたつもりであります。

その意味で、今の段階でマニフェストを厚生労働省所管のところで変えてしまふということは私は考えておりませんで、マニフェストについてそれを実行すべく全力を尽くしていくということが基本的な考えであります。

そして、財源の点につきましても、これ消費税は議論はしますが、それは一期の中では上げないということでありますので、税制あるいはこの保険料の在り方、そして何よりも浪費を厳しく見直していくということで、厚生労働省も四月一日に厚生労働省事業仕分け室という新たな組織をつくりまして、室長以下、今省内事業仕分け、昨日も取り組みましたけれども、こういうことを通じてお金を捻出する努力も続けるということであります。

○石井準一君 私自身も、マニフェストについては政権政党から行政庁に対するプロポーズではないかというような質問を三月十六日の日に大臣にさせていただきました。大臣からは、一定のマニフェストというのは国民の了解あるいは指示というふうな意味合いからも、官僚の皆さんに国民からの指示的要素があるというふうな答弁をいただきました。

まさに、厚生労働省、職員数、十万人を超える、また政策的に一般歳出も五〇％を超えたという、まさに巨大な省庁に君臨する大臣であります。先ほど来いろいろとお話を聞いている中で、大臣に就任をいたしました、自らどのようなことが変わったのか。新聞を見ますと、堅実派に傾く長妻大臣、そのような印象がかつての存在感を薄めているような、こうした陰りとかいうような言葉もありますけれども、しっかりとやはり現実を見た大臣としてのこの厚生労働行政の難しさであるとか、取り組む姿勢をいまだ一度お伺いをしたいなというふうに思います。

○国務大臣(長妻昭君) やはり、厚生労働行政で

痛感いたしますのは、最も重要なことは、当然、国民の命と健康を守ることとは大前提でございますけれども、現状把握能力だということをもう日々痛感しております。

いろいろな統計あるいは政策が本当に現実的に効果を上げていくのか、あるいは我々が考えている日本国の実態が現実とずれているのではないのかということとは、やはり現場に足を運んで現状をきちつと把握をしなければ多くの職員が動いた政策自体が空回りしかねないと、こういうようなことがあるということ、何しろ現状をきちつと把握する、現状をきちつと把握すればある意味では仕事の半分はそれで終わったことと同じであるというぐらゐ重要なことだということをも自分にも言い聞かせ、省内にも言い聞かせ、そういう体制を整備するというのが非常に重要な案件であるというふうなことを、今仕事に取り組んでいるところであります。

○石井準一君 現実をとらえながらしっかりとその職責を全うしていただきたいなというふうに改めてお願いを申し上げます。それでは、本題の質問に入らせていただきます。

衆議院厚生労働委員長提出の議員立法であります国民年金法の一部を改正する法律案、衆議院から送付をされております。障害基礎年金、障害厚生年金等の額の加算対象となる子及び配偶者の範囲を拡大する趣旨であるこの法案は、昨春秋に自民、公明が共同提案で衆議院に提出した法案と同等の内容であり、評価できるものであります。この法案により年金制度の課題が一つ解消されたわけでありますが、残されている課題はまだ多いわけでありです。

そこで、消えた年金記録問題からお伺いをしていきます。

民主党のマニフェストの主要事項とされておりました子ども手当法案と高校無償化法案が次々に成立した今、次は国家プロジェクトと位置付けをされた消えた年金記録問題の解決の番だと我々委

員も、国民だれしもが思っていると思うわけであります。そこで、ミスター年金と呼ばれた長妻大臣に、消えた年金記録問題に対しては特に御尽力なさっているはずであります。政権交代から約八か月が経過をし、これまでの消えた年金記録問題の取組の成果について、大臣の認識をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) まず、記録が戻ってお金が振り込むまでの期間を短縮するというところで、今は再裁定から三か月ということに短縮がなりましたが、更にしていくと。

そして、非常に大きい観点といたしましては、今までは国民の皆様にご通知をお送りしてチェックをしてくださいというアプローチでありましたけれども、今後は、紙台帳を全件照合をいたしますので、ある意味では気付いておられない方にこちらから、あなた様の実は年金は間違っていましたというところをこちらからお知らせできるということとあります。その場合、時効は今撤廃をされておりますので、過去の増額分から全部お支払いできると、こういうようなアプローチ。

【委員長退席、理事小林正夫君着席】

そしてもう一つは、第三者委員会にこれまではすべて案件を送っていたものが、第三者委員会に送らずとも、年金事務所が簡便なチェックで回復できるという項目を昨年十二月、三項目出して今実施をして、今月もあと一項目追加しようということと、そういうものについても今後更に強化をしていきたいということとございまして、二十一年度当初予算に比べて今年度の予算は、記録問題については三・二倍増やまして九百十億円を計上しております、これを適切に執行していきたいと思っております。

○石井準一君 今答弁いただきましたとおり、大臣自身もこの年金の信頼を回復するということが大きな原点であると、記録問題については一番大きな目標、目的だということにいろいろな場面で答弁もなさっております。優先順位を付けた形で、税金の意味でも節約をし、四年後に全件処置

をできる予算案をこれから提示をしていきたいというふうな答弁も過日されておりました。二十三年度の予算については、予算編成の過程で議論をしていきたいと。二十二年度では全体の一割、二十三年度には二・五割から三割、最大二十三年度までには四割の照合を可能にしていきたいというふうな答弁をなさっております。

そこでお伺いをいたします。消えた年金記録問題の取組について、今後のスケジュール、見通し及び、ならば平成二十三年度にどれぐらいの予算が必要になるのか、お伺いをしたいと思います。具体的な答弁を是非お願いをいたします。

○国務大臣(長妻昭君) これは当然、記録問題というのは紙台帳だけではないので、先ほどの回復基準の緩和ということから第二弾、第三弾を出していくということと、今、詳細分析をしていくところでありまして、サービスの向上、あるいは通知を分かりやすく改善するという取組も続け、年金事務所のサービスコンテストということも今準備をしております。

そして、紙台帳というのは非常に大きな中核でございますけれども、これについては、今おっしゃったように、四年で全件を照合するというところとありますが、初めの二年間につきましては、紙台帳を照合する中でも優先順位の高い紙台帳、つまり年齢が高いであろうと想定される紙台帳について集中的に照合していくということとでございます。

その意味で、それぞれ初年度、二十二年度の予算編成の中で予算を付けて、それを執行していくということがなされるわけでございましてけれども、来年度この目標を達成するために具体的に幾らの予算が掛かるのかということ、今年度の予算の執行状況も見て判断をして、適切なその予算額を二十三年度計上していきたいというふうに考えております。

○石井準一君 先ほど来私が申し上げているとおり、次は国家プロジェクトと位置付けした年金記録問題の解決が最優先であるのではないかなと、

私自身もこの委員もそのような認識を持たれていと思うわけですが、大臣は野党時代、人、物、金を集中投下して全部で一、二年やれと、番たびこの委員会でもこの言葉が出てくるわけでありまして、しかし今では、皆さんも御存じのとおり、二年間で集中的に取り組み、四年間で全件の照合を済ませる旨の答弁を繰り返しているにすぎません。

平成二十二年年度予算では、年金記録問題の解決としてたしか一千七百七十九億円を概算で要求をし、実際に付いたのは九百十億円が計上されたというふうに答弁をいただきました。平成二十三年度については十分な予算措置が担保されるか疑わしいという質問も私は三月十六日にしたわけでありまして、何よりも最優先で予算を付けていたいただきたいという私からの願望でもあるわけでありまして。

子ども手当のような平成二十三年年度以降の見通しも立っていないばらまきの政策を行うよりも、この国家的プロジェクトと位置付けをされた消えた年金記録問題に集中的に取り組みするためにもしっかりとした予算措置を優先して行っていくべき、その思いであります。大臣、いま一度答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 適切な予算を付けていくということは重要でございます。

その中で、先ほどの紙台帳でございますけれども、紙台帳とコンピュータ記録の突き合わせに關しては平成二十二年年度予算額で四百二十七億円というところを計上しております、やはり当初概算で要求したときについて、片っ端から紙台帳を照合するなどの考え方もありましたけれども、やはりこれは優先順位の高い紙台帳から適切に照合をして、少しでもその税金の金額は、適正に予算が付くような、そういう形が重要であるということとで今回の措置になったわけでございまして、いづれにしましても来年度については、今回、今年度は四百二十七億円でございますけれども、その予算の執行状況も見ながら来年度の予算はきちっ

と付けていくことであります。

○石井準一君 それでは、改めてお伺いをいたしますが、国家プロジェクトということで、ある意味では国家の信頼を回復する大変大きな使命を持った事業だと思っております。先ほどの消えた年金記録問題に關する野党時代の発言と今、厚生労働大臣になつてからの発言を自らよく比較をし、当時の自分の発言についてどのようにお考えなのか、現実味のある発言だったのか、いま一度お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 当時の発言と今の私の行動は変わっております。

○石井準一君 本人はどのように答弁なさっておりますけれども、国民や我々、民主党の委員さんも多少のずれはあるのではないかと認識はお持ちなんではないかと思うわけであります。そこまできつぱりと言われると、やはり大きな問題があるんではないかというふうには私は認識せざるを得ないわけであります。

それでは次に、消えた年金記録問題に關連して、先日、衆議院において年金遅延加算法の一部を改正する法律案が全会一致で可決をし、参議院に送付されました。第百七十一回国会において成立した同法案は、法令の公布の日から一年を超えない範囲において政令で定める日から施行されていると言われております。

この法律について、施行日前に再裁定が行われたものに対して特別加算金を支給する点では大変評価ができるわけであります。しかし、一点だけ心配な点があります。それは、施行日前に既に年金給付が支払われた者に対する特別加算金の支給について、当該者の請求により行うとされている点であります。自らの請求によらなければ特別加算金が支給されないというの、大臣が一番嫌っていた申請主義にはかならないのではないかと思っております。

そこで提案であります。特別加算金の対象となる可能性がある方々への対応をしつかりと行っていたいただきたい、また、対象となつていたのに

が付かなかつたというケースが生じないよう十分に対応していただきたいと思いますが、所見をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 今おっしゃっていただいたのは大変重要な御指摘だと思ひます。

この法律が施行した後は、もちろん申請なしに利息が払われるということであり、昨年の五月から、この時効特例給付を受けた方については、この方についても昨年五月以降の方は申請不要で我々も処理をするということでございますが、昨年の五月以前、この時効特例給付を受けた方については、これは申請を必要とさせていたいただいておりますけれども、当然、何も広報をしないわけではございません。我々、広報をした上で、その方個別に、一定の要件の方に御連絡を申し上げていく、こういうような形、御通知を申し上げていく。そこに分かりやすく、申込書もその中に入れて簡便な形で申請できるようにしていくという取組をする予定しております。

○石井準一君 十分な対応をしていただきたいということを改めてお願いをしたいのと同時に、改めまして、施行期日が迫っているものの、法案成立からは一年近くたつわけであり、この間、政府は施行に当たり、どういう検討をなされてきたのか。特別加算金の対象となる可能性がある方々への対応はしっかりと行っていくという長妻大臣の改めて決意をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) これ、やはり国会の御議論も含め、国民の皆さんの御議論も含め、やはりその利息を払うべきである。年金の保険料を滞納したときは国は利息を取るのに、受給のときはなぜ払わないんだということは、もちろんそのとおりでありますので、この措置が実現した後は基本的に一定の要件の方についてはきちっと通知をして、そういう方が漏れなく申請をいただけるような、そういう対応をしていきたいと思います。

○石井準一君 よろしく十分な対応をお願いしたいと思います。

次に、年金保険料流用問題についてお伺いをし

ていきたいと思います。

野党時代、大臣は、年金の保険料はすべて年金の支給に回す、ほかにはびた一文使わないと発言をし、民主党のマニフェスト二〇〇九でも、年金保険料は年金給付だけに充当することを法律で定めると書いております。

私も、三月十六日の質問で、衆参で過半数を有している民主党さんでありますので、すぐにでも廃案となった流用禁止法案を出せば通るんじゃないかと、なぜ早くそうした行動を起こさないんだというのを質問いたしましたが、これを踏まえてお伺いをいたしますが、今現在、国民の皆様方が納めた年金保険料はすべて年金の支給に回り、びた一文流用させていないんだということを言い切れるでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 私どもは、この年金保険料のいわゆる流用ということについては、一期四年の中でそれをなくしていくということで、一期四年の中でそれは我々はなくすということでございます。

その中で、今現在は、年金保険料財源で二千四百十五億円が平成二十二年予算として組まれておりますが、前年に比べてコンピュータ経費を徹底的に見直すなど百四十七億円の削減をする。同時に、年金保険料に関しては年金の教育あるいは年金の広報についてはそこに流用はしないというような措置をとって、最終的には年金の保険料については全額支払に充てるという措置を実現していきたいと考えております。

○石井準一君 実際、年金保険料の流用は続いているということであり、大臣はマニフェスト違反をしているとは認めないようであり、大臣は、一期四年の中で年金保険料が流用されていた部分の経費を節約し、なるべく早くこの年金保険料を年金の支払だけに使うということを実現をしていきたいということも答弁をなさっておるわけであり、しかし、本当に年金保険料の流用が禁止されるのか、大いに疑問を感じるわけがあります。

さきの答弁におきましても、国民の皆様方はもうすぐ実現してほしいという思いを持っておられる中で初年度でそれがすべて実現できなかったことは本当に遺憾に思っている、一期四年の中であるべく早く実現をし取り組みたいというような考えをさきの質問でも答えております。

このなるべく早くとは具体的にいつか、マニフェスト違反ではないのかというのであれば、この場で年金保険料の流用禁止をいつまでに実現するのか、改めて御答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) これは先ほども申し上げましたけれども、一期四年の中で実現をするということでございます。なるべく早くと言いましたのは、その四年以内よりも更に早く実現すべく努力をしていくということを申し上げたところであり、ます。

いずれにしても、税金財源も含めたこの事務費の削減というのにも全体のコストダウンということにも徹底的に取り組んでいきたいと思ひます。

○石井準一君 年金保険料の流用をすぐにでも禁止できない今、大臣は年金に対する国民の疑念を打ち消すことはできないということをお覚をしいただきたいと思ひます。

〔理事小林正夫君退席、委員長着席〕
次に、日本年金機構についてお伺いをさせていただきます。

民主党は、野党時代、日本年金機構の設立に反対をしておりました。本年一月から日本年金機構の業務が開始をされております。

そこで、現在の日本年金機構の業務執行状況に対する大臣の見解をお伺いをしてみたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) この日本年金機構でございますが、今年の一月にスタートいたしましたし、お客様への約束十か条なども制定し、サービス向上に努めているところでございます。

サービスコンテンツというものも準備をしております、そこでのいいサービスがあれば全店に展開をしていく、こういうような発想がこれまで不足していたということは、政権交代後、中に入つて更に痛感いたしましたので、そういう改善が今徐々に進みつつあるということであり、ます。

○石井準一君 私の方もマスコミ等から、非常に職員の対応が良くなったと、相談者に対しお客様の対応をさせていただいて、非常に変わったなというところも承っております。これからもしっかりとした業務執行を行っていただく、御指導いただければ有り難いというふうに思っております。

一方で、民主党はマニフェストにおきまして、社会保険庁と国税庁の機能を統合した歳入庁の創設を掲げております。今後も歳入庁の創設を目指すのか、大臣にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) この年金制度が新しくできて、そしてそれがスタートするときまでに歳入庁というのは設立をするということでございます。具体的には国税庁にこの日本年金機構をある意味では吸収合併といいますか、合併をするという形になるかと思ひます。コストをできる限り削減をした上で税金と年金保険料を同時に一括して集めていくと、今税金の徴収率というのは一〇〇%に近いと聞いておりますので、年金保険料についても払える方はきちっと払っていただくと、こういう体制を取っていききたいと思ひます。

○石井準一君 改めまして、この歳入庁が新設された場合、日本年金機構の取扱い、職員の立場等、どのようにお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) これはまだ詳細な制度設計があるわけではございませんけれども、基本的には、日本年金機構はなくなり、そして職員の方はそのまま歳入庁に全員が移行するか否かというの検討でありますけれども、そこでいったん、

もちろん移行すべき方などをきちつと見極めるところも必要になってようかと思ひます。

○石井準一君 それでは、新年金制度についてお伺いをしていきたいと思ひます。

政府は、新たな年金制度について一期四年の中で検討していくと繰り返しているだけであります。四年掛けて新たな年金制度について議論していくことが悪いということではありませんが、生活の基礎となる年金制度について、その体系や仕組みを明らかにし、十分な議論を行っていくべきであると思ひます。

そこで、現政権における新たな年金制度設計について具体的なプランを提示をしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) まさに、今具体的なプランを検討、議論しているところでありまして、この具体的なプランの提出締切りというの我々は一期四年の後、四年後ですね、国会に法案を提出するという一番明確な形で期限を切っているわけであります。

一概に年金制度改革といひましても、恐らく戦後、日本国の社会保障の改革の中では最大級の改革になるのではないかと、日本国の人口が一億三千万人近くにまでなった国が年金の制度を改革していくというのは、もうこれは大変な大改革でございますので、慎重に議論をして、間違いが絶対ないようなきちつとした制度を構築するというところで、この四年の検討時期というのには決して私は長いとは思つておりませんで、非常にむしろ時間が短いとも言えるのではないかと、その中で、まず総理をトップとした検討会を立ち上げておりまして、来月五月にまず大原則を発表し、国民的な議論をしていただくということで、今その作業を進めているところであります。

○石井準一君 関連してですけど、年金制度改革の関連として、今国会でいわゆる年金確保安法案が提出をされております。

そこで、お伺いをしていきますが、新たな年金制度の体系や仕組みが分かなければ、国民年金

の追納を十年までさかのぼって可能としたところで、最低保障年金が受給できるのであれば年金保険料を納める必要がないのではと考える国民も多々出るのではないかと、モラルハザードが生じるのではなからいかと思ひますが、その辺はいかがでしょう。

○国務大臣(長妻昭君) これは最低保障年金が、民主党が、我々政府も申し上げているから、今、年金を払わなくてもその制度が入ればもらえるんだから今払わなくてもいいんじゃないかというふうに仮に考えておられる方がいらつしやれば、それは間違いでございます。まずは新しい年金制度が導入をされたときに、これまでの払った実績が全くなぜになつてすべての方が平等に年金制度がなるといふことではもちろんございせん、

これまでの制度で払つた方、払つていない方というのとは老後の受給額に当然これは差が付くわけでございますので、年金の保険料は払つていただくということをお願いをしたいと思ひます。

○石井準一君 十年の追納可能期間延長については、社会保障審議会の中間報告でも、基礎年金の受給資格期間二十五年の在り方や最低保障機能の強化等の論点と併せて総合的に判断すべきとされております。

今回、なぜ追納可能期間だけの延長だけを法案に盛り込んだのか、新たな年金制度の全体像が依然あいまいである現状をかんがみると、本法案はこの夏の参議院選挙対策ではないかという印象も持つわけでありますが、大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 我々もいろんな御批判の中で、対策を取らないと十分だと批判され、取ると選挙対策だと言われるというところで、これは、政府というのとは大変つらい立場でもあるというふうに思ひます。

その中で、これはもちろん選挙対策ということ政府が考えているわけではございせん、これについては、今までは過去二年さかのぼるまで保険料は払えせんというルールでありました。

その心は、更にさかのぼつて払えんとすると、それまで自分は後で払えばいいんではないかと考える方が増えてむしろ未納が増えんと、こういう発想で、これまで過去二年というところでずつと歴史的に縛つてきたという経緯も聞いております。

ところが、今回の記録問題でも判明したように、非常に年金制度あるいは年金の執行に不信感がある中で、そして年金の仕組みの周知も不足している中で、これは確信的に払わないというよりは本当に払わないでいいと思つていて払つておられないとか、制度の複雑な形で、払つていないと思つていたけれども実は払つていなかったとか、そういう方々が大変おられるということが判明をいたしましたわけでございます。そして、さかのぼりも無制限にするというわけではございせん、一定の十年という年限を決めて、それも恒久措置として今回実施をさせていただくということであります。

○石井準一君 最低保障年金の額を七万円と定めた。子ども手当が満額支給されるようになりますと二万六千円、また、生活保護世帯にも支給される額とよく比較をされるわけですが、七万円とした根拠についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 今この国民年金につきましては、満期払いますと一か月六万六千円というのが受給金額でございます。それを一定の程度上回るということでそういう金額を設定をさせていただいたわけでございますけれども、もちろんそれは基本的な金額でございます、その下に報酬比例の年金があるわけでございますので、それに上乗せしてその金額があるということであります。

○石井準一君 民主党のマニフェストでは、最低保障年金は所得比例年金の受給額が一定以上の者は減額されていると聞いておりますが、その金額は幾らぐらいなのか。また、さらに、所得比例年金の受給額が多い者は不支給となると聞いておりますが、その金額は幾らなのか。最低保障年金の

支給範囲はどのようなものになるのか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) 今の御質問も、これは制度設計の中で決定していく事項であるというふうな考へております。一定の金額以上報酬比例年金が受給される方については、その段階から減額をしていって、そしてある一定の比例報酬の年金の受給額以上の方は最低保障年金は支給しないというふうな考へ方を我々取つておるところでありまして、その範囲、そしてどれだけの規模にするのかなどなどについては、詳細な制度設計あるいは財政再計算の中で決めていく課題であると思ひます。

○石井準一君 この制度の基準とする根拠は何なのか、改めてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) この制度の基準とする根拠というお尋ねの趣旨が、十分理解があれですけれども、制度の根幹の原則だけ申し上げますと、私が常に申し上げているのは、若い人も無理なく払える持続可能性のある制度。今、若い方でも国民年金は固定の保険料でございますので、一定の年取以下の方は比率的に過度の負担になるということもありません。私どもが考へているのは、パーセンテージ、自営業の方も報酬の一定のパーセントということでありますので、二番目が、ライフスタイルの変化にも対応できる、つまり転職を繰り返しても変わらない一つの制度。三番目が、最低保障機能があると。こういうような一つの大きな考へ方を示しておりますけれども、これを更に踏まえた原理原則というのを、五月、来月に発表させていただいて、国民の皆さんの御意見も聞きたいと思つております。

○石井準一君 最低保障年金の、それでは支給に必要とされる額はどれぐらいを見込んでいるのか、またその額は何%ぐらいの消費税率に当たるのか、お伺いをしてみたいと思ひます。

○国務大臣(長妻昭君) これにつきましても、前の質問と同じ質問だと思います。どれだけの年取から最低保障年金を低減をし、どこまで満額

をお支払いするということになろうかと思えますので、それについては制度設計の中で議論をして決定していく案件であると思います。

○石井準一君 民主党のマニフェストでは最低保障年金は消費税を財源とするとしているが、一方で消費税は上げないと言っておるわけであります。最低保障年金の財源を消費税とする限り、消費税率のアップは避けられないと考えますが、大臣の見解を改めて伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 少なくとも、先ほども申し上げましたけれども、この政権一期四年の中では、法律を提出するというところでございますので、まだその財源が必要になるわけではありませんが、その後、新年金制度がスタートした時点でも、その時点で直ちに大規模な財源が必要となるわけではございませんで、制度導入が進んでいく過程で、新年金制度の受給者が増えるにつれ、その財源が必要になってくるというふうに考えております。

○石井準一君 それでは、将来的に消費税率のアップの可能性が高いのであれば、一期四年は消費税を上げないと言っていないで、早く新たな年金制度の具体的な姿を国民に示して、消費税率のアップの必要な理由を国民に説明すべきではないかと思うわけであります。国民の理解を得る努力はした方がいいと思いますが、大臣の見解を改めて伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) これについては、一期四年の中で消費税は上げないと申し上げているところでありまして、議論はしていくということとでありますので、将来的にこれだけの財源が必要となると、税制改革、保険料改革あるいは消費税について将来の絵姿というのを示すというような考え方はあるかと思えますけれども、今の段階につきましては制度設計にまだ入っていない、原則を来月公表する段階でございますので、それを国民の皆さんと共有をして、我々として検討していくということです。

○石井準一君 新たな制度設計にはやはり国民に

対する周知徹底が必要だと思っておりますので、その辺をよろしくお願いをしたいなと思っております。

所得比例年金について民主党マニフェストでは、すべての人が所得が同じならば同じ保険料を負担し、納めた保険料を基礎に受給額を計算するとしております。同一所得、同一保険料を実現するためには自営業者などの国民年金被保険者の所得把握が必要となると思いますが、具体的にどのような方法を考えているのか、また、これまでの所得把握の方法は問題となってきたが解決の見込みはあるのか、伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) これは、年金一元化をした先進国はそこは非常に苦労しているテーマだというふうに聞いております。

自営業の方の所得捕捉ということでございますけれども、私どもとしては今番号制というのを検討しております。納税者番号あるいは社会保障の番号ということでありますが、これはもう私も申し上げているのは、もう大前提としてやはりプライバシーの保護、情報が漏れないというものがきちっと担保されるというのがもちろんこれ大前提でございますけれども、そういう手法も取り入れて自営業の方の所得を正確に捕捉していくということ、今これは、番号の導入の検討会も私もメンバーになり、関係閣僚と協議をしているところであります。

○石井準一君 次に、本年三月八日、政府に総理大臣を議長とする新年金制度に関する検討会が設置され、同日、第一回の検討会が開催されたと聞いております。

鳩山政権発足から三月八日時点で既に半年以上が経過しており、検討開始が少々遅過ぎる印象も否めない事実であります。なぜその期間まで開催が遅れたのか、大臣の見解をお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) この新しい年金制度につきましては、当然その記録問題というの、制度には直接は関係ありませんけれども、年金の信頼

という意味では非常に密接に関係性があるということで、その取組を進めるということがまず初めにあるということ、これは、会議は今おっしゃった時期に開かれたわけでありませんが、その前に何もしていないわけではございませんで、政権交代後、厚生労働省の中でこれまでの年金の制度に関する財政的な検証というの、精力的に行っております。そういうデータを整えてその会議に臨み、今は総理大臣トップのその会議体の下に実務者の会議を設置をして、それが有識者からヒアリングをして詳細を今詰めている段階であるということでもあります。

○石井準一君 五月中を目途に新年金制度の基本原則を取りまとめることとありますが、現在の検討状況、既に四月中旬であります。五月中の基本原則の取りまとめが可能なのか、伺いをしてみたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) これはもちろん五月に発表することになっております。これ、実務者検討チームというのは総理トップの会議体の下に設置をされているものでございますけれども、三月十九日、四月一日、四月十二日と三回開催をいたしまして、そこで原案を練っているところであります。

○石井準一君 基本原則取りまとめの後の検討は新年金制度に関する検討会で引き続き行うのか、今後どのような点について検討していくのか、取りまとめ後の検討スケジュールについて伺いをしてみたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 最終的な期限というのは、もう法案提出というのが四年後というデッドラインがございますので、この原則が出た後は国民の皆様からよく御意見を聞く。そして、いよいよ新年金制度の原案の作成に入ってくる。そして、財政見直しを推計をしていく。そして、もう一回更に国民の皆さんとの対話あるいはコンセンサスを形成をしていく。そして、与野党間の協議というのを実施をしていくなど、いろいろな手段を丁寧に踏んでいく必要があると考えております。

○石井準一君 今答弁をいただきましたが、基本原則は新たな年金制度の根本であり、広く国民の納得のいくものである必要があると思えますが、五月までに、タイトなスケジュールの中で国民の意見をどのように取り組んでいくのか、改めて伺いをしてみたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) これ、まずは今いろいろ有識者の方からも御意見を聞いておりまして、この五月に基本原則を公表して、その原則というのは詳細な制度設計ではございませんので、原則ということでもありますので、その原則について国民の皆様からいろいろな御意見をいただいているということでもあります。

○石井準一君 我が国の年金制度の今後は、今の大臣の発言だと全く見えてこず、国民が老後の生活について具体的な姿を描いていくことも不可能ではないかなという印象も否めない事実であります。マニフェストでは所得比例年金と最低保障年金を組み合わせた制度と言っておりますが、改めて今後の年金制度設計について、具体的にお伺いをしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) この年金の新しい制度でありますけれども、これはどんな職業の方でも一つの年金制度に入る所得比例年金、所得が同じであれば保険料も同じでございますし、老後の受給額も同じ。ただし、一定の所得以下の方には最低保障年金が上乗せになる、こういう基本的な考え方を申し上げ、そして詳細な制度設計については財政検証もやらなければなりません。その過程の中で国民の皆様にお示しをして、四年後にこれは法律という明確な形で国会に提出をさせていただきますということでもあります。

○石井準一君 最後の質問になります。政府としての制度設計をしつかりと明示をできないのであれば、ミスター年金と言われた長妻大臣であります、自身の頭に描く年金制度設計はどのようなものか、改めて伺いをしてみたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 我々、これ選挙の前から四年後に法律を出すということはマニフェストにも明記し、いろいろな場面でも申し上げているところでございますので、そのスケジュールの中で、一つ一つ国民の皆さんとコンセンサスを取って制度設計を実行をしていくというのが私の責任だと考えております。

○石井準一君 これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(柳田稔君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後一時開会

○委員長(柳田稔君) ただいまから厚生労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、大河原雅子君及び下田敦子君が委員を辞任され、その補欠として藤谷光信君及び川崎稔君が選任されました。

○委員長(柳田稔君) 休憩前に引き続き、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○丸川珠代君 自由民主党の丸川珠代でございます。

社会保障及び労働問題等に関する調査ということで、まず皆様のお手元にお配りしております専門二十六業務派遣適正化プランというものについて御質問をさせていただきたいと思っております。

二月の八日に厚生労働省は、専門二十六業務派遣適正化プランというものを発表いたしました。これは、長妻厚生労働大臣の指示を受けて厚生労働省の職業安定局長から各団体に對して要請をするともに、都道府県の労働局において、三月及び四月を集中的な期間とする派遣の専門二十六業務と言われるこの適正化のための指導監督を行う

よう通達したものであります。この要請や通達は、専門二十六業務と称した違法な労働者派遣の適正化に向けた対応についてという題になっております。済みません、手元にはそれそのものはないんですが、その内容が職業安定局長の有する権限を逸脱したものであると私、とらえておりまして、極めて問題があるのではないかと感じております。

その内容もさることながら、まずちょっとこちらを御覧いただきたいんですが、手元の立入検査等に伴う対応についてということで、派遣の事業主の業界団体であります日本人材派遣協会というところから厚生労働省の職業安定局に対して出された要望でございます。これ見ていただきますと、この専門二十六業務派遣適正化プランの立入検査の内容が非常に、まあ何というんでしょうか、被疑者として決めつけるようなことがあったり、犯罪の捜査でもないのに身柄を長い時間押さえたりというようなことが書かれておりまして、これは本当に立入調査でできるようなことなのかというような調査の実態が指摘をされております。

そこで、ちょっとお伺いをしたいんですが、まずこの立入検査に伴う対応についてという要望の中の②の項目でございます。派遣先の方に担当官がアポなしで訪問をして、派遣先の責任者がいないので内勤の社員が調査協力をお断りすると、断るなら行政命令を発動するからそのつもりでいろうと言われたので、急遽、社長が帰ってきて対応したと。担当官は、五号業務で電話一本取っても自由化業務だというふうに決め付けて派遣先には正指導をすると言ってきたというような形で、たしかこの立入調査というのは任意であつたかと思うんですが、これ任意の調査協力に断るなら行政命令を発動するということのような、そういうことを言うのは強制と同じことではないかと思うんですが、長妻大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) まず、条文がございまして、労働者派遣法の第五十一条第一項において

は、「厚生労働大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、所属の職員に、労働者派遣事業を行う事業主及び当該事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他の施設に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。」と、こういう条文がまずあるということでございます。

その中で、今配付をしていた資料についての②というところでございますけれども、これについて、どこの場所であろうという話があつたのかというのはお分かりになりますでしょうか。

これについて、この書面を受けたときに課長が聞いたところによると、一つの、その事業所の名前はいただけなかつたようでございますけれども、ある地域をおぼろげながら教えてもらったというところで、私どもとしてもその地域の労働局に問い合わせ、どこのかというのがなかなか確定ができませんでしたけれども、恐らくここではないかというところがありまして、それはまだはつきりしていませんが、その労働局にヒアリングしたところ、問題のあるような行動、発言は取っていないということを確認をしたということとであります。

○丸川珠代君 それを調査とおっしゃるのは、今まで野党側において政府の態度を追及してこられた長妻大臣のおっしゃるべきことではないと思うんです。

それ以外に手段がないのかもしれませんが、これ何で労働局を特定されるようなことを人材派遣協会なり個別の企業が言いたがらないか。結局、後で仕返しされるのを恐れているんですよ。

それ以外にも、私に、ある団体から、登録型派遣の禁止反対ですというような御意見をお持ちなのに、じゃデータを出示してくださいと、アンケート取られたデータ出してくださいと言ったら、いや、我々、民主党からいじめられるから出せませんと言われました。非常に問題だと思いますよ、これは。大臣の知

らないところでできているとしたらこれ大変な問題ですので、是非そういう後々の嫌がらせが起きないようにということに目を配っていただきたいと思ひます。

で、この②は確かに必要な限度においてというのが一体どの程度なのかという問題がありますし、それから①あるいは③、①見ていただきますと、突然派遣先にアポイントもなく指導官が訪れ、派遣先担当者が不在であつても派遣スタッフを拘束し、被疑者でもないのに、あなたのやっていることは違法なことだと分かっていると、違法であると決め付けて尋問をした。あるいは、定期調査等に伴い、派遣スタッフは派遣先の個別の部屋で午前九時から六時まで八時間拘束を受けたと。これですね、果たしてこれが必要な限度にないのか。

ここにわざわざ、派遣法の第五十一条、今し方大臣が触れたこの法律には、わざわざその三項に、「第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。」とわざわざ書いてあるのに、こういう立入調査のやり方が認められるんでしょうか。

私、こういう個人の意思を制圧するというようなこと、あるいは体や財産に制約を加えるということは、強制処分、つまり強制捜査のときに行われる強制処分というものと同じだと思いますけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(長妻昭君) まず、国会でございますので、今、民主党にいじめられたから出せないということが、役所から発言があつたということでありましかつても、これ具体的に、いつ、どの人物が発言したのか、これは、私はそういうことが一切ないと言つてもいいかもしれませんが、国会でございますので、今のこのお話も全部事実に基づいて確認をされた上で言われておられるのか。

確かに、この課長に出した文書には、私も今持つておりまして、こういうことが書いてありますので、これが本当に事実かどうかということ

を、我々は事業所名が分からない中で、おぼろげながら地域を教えていただいたわけでございます。また、この五つについて確認をさせていただいたところ、問題のあるものはなかったという今の時点の報告を受けているということでございまして、更に具体的な中身を御指摘いただければ我々は調査をしないと言っているわけではないということも御理解いただきたいと思ひます。

○丸川珠代君 役人の方がおっしゃったのではなくて、この業界団体の関係者の方、そしてもう一つ、先ほどデータを出してくれないという話をしたのは、ある労働者の派遣労働者の関係団体の方でございます。いずれも、その自分たちの存在がえ明かせないほど、この立入検査のありようについて非常に恐れておられる、あるいはその後、更に厳しい追及が来るのではないかと、このことを非常に恐れておられます。どうか大臣、まずこれは、そういう弱い者いじめになるようなこと、あるいはグレーゾーンを徹底的に自分たちの恣意的な解釈で追及するようなことはしないということを明言いただかなければ、とてもじゃないですけども、派遣先の方あるいは派遣元の方はその自分たちの存在を明らかにできないのではないかと、思ひます。

この専門二十六業務派遣適正化プランというものの中身について申し上げたいのですが、この二十六業務をこの専門二十六業務派遣適正化プランの中で決めているこの内容と、もう一個、労働者派遣法第四十条の二の第一項の第一号に従った政令ですね、施行令に定められているこの二十六業務の在り方というのがどうも随分ずれているのではないかと。これは政令を局長通達で超えることになっておかしいのではないかと、これが業界の方から上がってきております。

二十六業務を定める法的な根拠というものは、労働者派遣法第四十条の二の第一項第一号にございます。資料にも付けさせていただきました。二枚目と申しますか、この要望書の次に掲げているものでございますが、御覧のとおり、この同号はま

ず、「その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務」又は、②「その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務」のいずれかに該当する「政令で定める業務」と規定してあります。したがって、派遣可能期間の制限を受けない二十六業務というものについては、政令、つまり政治家である大臣が構成員として組織している内閣が閣議決定して定めていることにしているんですね。決して、所管であり、あるいは政治家である厚生労働大臣が単独で定めるという権限を与えていない、まして職業安定局長にそのような業務を定める権限を与えていないと考えますが、まず見解はいかがですか。

○国務大臣(長妻昭君) 今のお尋ねは、この通知を出させていただいたわけでございます。これについて今年の二月の通知でございます。これについてのお尋ねだと思ひますけれども、これについて専門の二十六業務の解釈を逸脱しているのではないかと、これは逸脱をしているものではございませんで、例えば事務用機器操作とかファイリングなどについては具体的な考え方を示させていただいたということであり、ます。

第一に例示を最新のものとしたり、例えばタイプライターやテレックスなど現在使われなくなった機器ではなくて、オフィス用コンピューター等で文字作成ソフトを用いる業務などを例示に用いることとした、あるいは第二に明確に示していないかった解釈を明確化したという点でありまして、例えばこれまでも単純に数値をキー入力するだけでは事務用機器操作に該当しないと運用してきましたけれども、これを通知に明記することとしたなどございまして、これはその法解釈を逸脱しているものではありません。

○丸川珠代君 今の話、二点ございします。まず、二月に通達を出して三月、四月に強化をやるというので、今まで明確になっていなかった

基準が突然示されたわけですね、これが私たちの解釈です。そういつてもう三月には立入検査をするというのが果たして合理的なのかどうか。派遣の期間というのが一般的にどのくらいかということをお考えいただいたら、それは余りにも唐突だと現場は受け止めても仕方がないのではないのでしょうか。

それからもう一点、この政令として、まず労働者派遣法の施行令の第四号があつて、その第五号が電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれに準ずる事務用機器の操作というふうに書いております。一方の今おっしゃった、大臣がおっしゃった通達の方ですけれども、こちらには、事務用機器操作については、オフィス用コンピューター等を用いてソフトウェア操作に関する専門的技術を活用して、入力、集計、グラフ化等の作業を一体として行うものとされ、迅速、的確な操作に習熟を要するものに限られると。

これ見ていただいたら分かるように、五号では専門的とか何か能力が限られるということは全く規定をしていないわけですよ。それを、通達になつたら途端に、「習熟を要するものに限られる。」というのが入っているわけです。

これは操作方法を、これ政令で定めているものを超えて、局長通達が「限られる。」というふうな規定しているわけであつて、おかしいんじゃないかと思うんですけど、普通に考えたら、何でこれが労働者派遣法第四十条の二の第一項の第一号の違反ではないと言えるんですか。

○国務大臣(長妻昭君) まず、そもそもこの専門業務というものについては、今お配りいただいたところにもあるようでありますけれども、労働者派遣法第四十条の二で、「その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務」と規定をしております。すなわち、事務用機器を操作する業務であつたとしても、専門的な知識、専門的な技術、専門的な経験を必要としないものはそもそも専門業務には該当しないというのは、従来から一貫して取つてい

るこれは解釈であります。

○丸川珠代君 しかしながら、これ施行令の方では、専門的な能力を要するという事に限られるということをやちゃんと書き分けてあるんですよ。

例えば、施行令の四号の八号業務、十二号業務、二十二号業務においては、高度の専門的な知識、技術又は経験を要するものとわざわざ書いてある。一方で、第五号にはそういう技術や知識、経験を要するものという規定は入っていないんですよ。ちゃんと八号、十二号、二十二号と五号は書き分けをしてあるんですよ。にもかかわらず、五号にその拡大解釈を局長通達で加えるというのは、現場にとつてグレーゾーンを極端に超えてきたと、そういうふうな解釈されても仕方がないことだと思ひませんか。

○国務大臣(長妻昭君) 先ほども申し上げましたように、まず大前提にあるのが、この条文の規定でも専門業務とは何かということが言われているところでございます。そういう意味では、専門的な知識、専門的な技術、専門的な経験を必要としないものはそもそも専門業務には該当しないというのが大前提にありまして、こういう例示があるということでございます。

○丸川珠代君 今回のように、突然通達で政令を覆す、乗り越えていくというようなことをやつた上に、一か月後にはもう調査ですよというふうなことをすると、現場の予測不可能性というのが非常に高くなるんですね。今までどこにも書いていなかった解釈や政令にも書いていないことが、突然ルールですといつてまかり通るようになると、現場は、ただでさえコンプライアンスリスクは派遣にとつて非常に大きいと考えている派遣先、派遣元が多い中で、ルールを守りたくても守れないと、仕方がないから切るか、雇用を切るかと、派遣先から返してくるか、そういうことにもつながりかねないということを十分御認識をいただきたいと思ひます。

こういうことを度々なさいますと、現場のコン

プライアンスリスクが増大して、労働者、使用者双方にとって新たなコストになる。コストというのは何もお金の話だけではありません、自分たちの雇用を懸けたコストでございます。こういうことになってまいりますので、十分こういうものはまず周知徹底をして、理解を得てからルールを守っていただくということをやっていただきたいと思っています。

続いて、次の質問に進ませていただきます。
B型肝炎訴訟の問題でございます。

B型肝炎訴訟の原告団の皆様が、昨日が期限となっておりまして関係大臣への、六大臣への面談要請を出しておりましたが、再び拒絶をされました。これまで何度も原告の皆様方は、請願あるいは要請で原告と会ってみたい、被害者の思いをまず聞いてもらいたいということを訴えてこられました。無視されております。今回の面談要請も今朝の段階では返事がない、返事すらないということでございます。今日からまた二日間、日比谷公園で原告団の皆様は座込みの抗議をやっておられます。

先ほど、原告団の皆様と我が党の谷垣総裁が面談をさせていただきました。八名の原告の皆様が来られました。それぞれが、偏見に苦しんだ人生、母子感染をさせてしまった我が子への思い、自分たちには時間がないんだ、重篤な患者さんにとつては一月だって長いんだと、涙ながらに訴えられました。私たちは、私たちの意思を谷垣総裁の談話という形で発表させていただきました。

自由民主党は、二年前にも薬害C型肝炎の全員一律救済、救済法を成立させ、また、去年の十一月には、与野党の協力によりまして肝炎対策基本法も二年越しで成立をさせることができました。こうした経過を踏まえ、鳩山総理始め政府におかれましては、いつまでも政府部内で総合的に検討するというような官僚的な答弁に終始して問題を先送りするのではなく、和解に向けた具体的協議の開始の決定を強く求めるものであります。私は、政権交代前と政権交代後と、今そこにお

座りの長妻大臣、山井政務官、お二人におかれましては、事この肝炎訴訟に関しましては言っていることとやっていることが全然違う。あれだけ言っておられたのに、どうしてそこに座った途端に全く違う行動をお取りになるんですか。私は、ここまで苦しい人生を強いられ方々の思いを裏切っているのかという、大変な怒りと悲しみを感じております。

そこで、私は、昔の議論をもう一度拝見しました。平成十九年三月二十八日、衆議院の厚生労働委員会でも薬害肝炎訴訟の議論の際にこちらにおられる山井政務官がおっしゃったことをそのまま長妻大臣に申し上げたいと思います。

私は、国会議員として恥ずかしくて仕方がありません。最も苦しい立場に置かれている肝炎の方々本人が、自分の健康を顧みず座込みをしないと、大臣が会いもしない。

大臣、改めて申し上げます。

私も行ってききましたが、肝炎の方々が体調が悪い中、座込みをされる、これはやはり本当にただならぬことです。是非、まず一度会っていただい

て、話を聞いていただきたいと思っています。これは、最終決断をするのは厚生労働大臣なんです。だから、大臣が会わないと、大臣は現状が分からないじゃないですか、どれだけ大変かということ。

山井政務官は、御自分のこの言葉を今そこに座って聞いていて情けなくありませんか。

これらの御自身の発言は、薬害肝炎訴訟で福岡、大阪そして東京の地裁の判決が出て、国の責任が認められたというタイミングでの質問でした。この後、国は控訴をして、仙台地裁では原告敗訴ともなっています。

一方で今、B型肝炎訴訟は、国の責任を認めた最高裁の判決が出てから三年以上経過をしております。肝炎対策基本法も施行され、三月には札幌、福岡、二つの地裁が相次いで和解勧告を出しております。国として、もはや取るべき責任は明確な状況であります。しかしながら、国は原告団から

の関係大臣への面談要請をまた断りました。そして、まさに今この瞬間も肝炎患者の方々は抗議の座込みを行っています。

山井政務官は、私は国会議員として恥ずかしくて仕方がありませんとおっしゃっていましたが、今も自分のことを恥ずかしいと思う神経はお持ちですか。

○大臣政務官(山井和則君) 九川委員にお答えを申し上げます。

この肝炎の問題は、まさに今、御患者として座込みをされていると、そのことに関しては私も非常に胸が締め付けられるような思いであります。そして、この間、今までから長年ずっとやってこられましたし、最高裁の判決が出るためにも十七、八年掛かっておりまして、その五人のB型肝炎の最高裁で勝訴をされた方もお二人は亡くなつてしまわれております。そういう意味では、九川委員おっしゃる通りに、本当にこれは急がねばならない問題だというふうに思っております。

政権交代をして、とにかくまず最初に、この肝炎の訴訟の問題のことは私も頭に当然ございまして、まずはこういう基本法があればいいなと思っておりますが、逆に政府の立場ですから私は何をすることもできませんでしたが、幸いにも与野党を超えた先生方が肝炎対策基本法を作ってくださつて、その中で、最高裁で五人のB型肝炎の方が予防接種で感染をしたという、そういう非常に重い条文も書き込んでいただきました。また、それを基に、核酸アナログ製剤というB型肝炎に効く治療薬、初めて医療費助成がこの四月からスタートをしました。

肝炎対策基本法、そして初のB型肝炎患者の方々に対する医療費助成、そしてまさに一番重要なのが、本日も傍聴にお越しになっておられますが、B型肝炎の訴訟のことであるというふうに思っております。このことに関しては、厚生労働省のみならず、仙谷大臣も含め、政府を挙げて今検討をしております。

そして、札幌地裁から言われております回答の期限が五月の十四日であります。刻一刻とその回答期限迫つてきておりますので、その日に向かつて精いっぱい努力をさせていただきたいというふうに思っております。

○九川珠代君 なぜそこまで分かっておられて会えないんですか。一番身近で時間がないということをお聞い

山井政務官はこうも言っておられますよ。患者の方、原告の方には時間がないんですよ。もう、今日、明日、がんが発症するんじゃないか、もう余命一年、二年じゃないか、みんなそういうことにおびえておられながらやっておられるんですよ。

私は、これは本質的な問題だと思いますよ。厚生労働省は、そして国は、国民の命を守るためにあるのか、一番つらい、病気で人生で苦しみがいて、死すら意識しているような方々を、引き延ばし引き延ばしやっていくのか。これは本質的な問題ですよ。

大臣、是非、ここが決断のしどころです。その決断をするためにこそ厚生大臣がいるんじゃないですか。政治家がトップにいるんじゃないですか。

山井政務官は、このときと同じことを同じように長妻大臣に対して説得されておられるんじゃないか。

○国務大臣(長妻昭君) 今のお尋ねでございますけれども、我々もこの問題については、総理大臣をトップとして、先日も官房長官、私、財務大臣、財務大臣、仙谷大臣集まって協議をし、その後も関係各大臣が協議をしております。

やはり、原告の方とお会いするからには、責任ある発言がなければなりません。その意味で、先ほども話を申し上げたように、札幌地裁の期限というのが五月十四日、もうすぐでございます。それに向けて万全の体制を取るために、今、政府挙げて検討をして、責任ある発言ができるときに原告の方とお会いしてお話をするということ

ございまして、もう来月の半ばでございましてので、それまで政府の中できちつと協議をするということでございます。

○大臣政務官(山井和則君) 丸川委員、御質問をありがとうございます。

政権交代をしてから七か月になりました。本当に、政権交代をした後から、このB型肝炎のことに關してはもう何度も何度も長妻大臣とも相談をさせていただきました。

肝炎対策基本法を作るその段階では、C型肝炎肝炎の方々とともにB型肝炎の原告の方々にも大臣室にお越しいただきましたし、一緒に総理官邸にも行かせていただきました。

しかし、先ほども申し上げましたが、肝炎対策基本法そして核酸アナログ製剤の医療費助成というのは裁判を終結するための一つのステップであるというふうに思っております。そういう意味では、五月十四日という回答期限がありますので、そのときに回答ができるように精いっぱい長妻大臣とも相談をしてみたいと思います。

○丸川珠代君 責任を持って発言できないときには会わないと長妻大臣はおっしゃいましたが、その対応ではないかということをお二人ともおっしゃってこれたんじゃないかなと思います。そこに座った途端に言うことが百八十度変わるんですか。そうやってそれまでの政府に物を申されてきたんですよ。何が政治主導ですか。

あと一か月とおっしゃいましたけれども、重篤な患者さん、肝硬変、肝がんの患者さんにとつて一か月は長いんです。山井さんが一番よく御存じのはずです。どうしてその山井さんが、五月十四日まで相談します、それまで会えませんが、そういうことが言えるんですか。今日おいで原告団の皆様、山井さんもよく御存じだと思います。どういう顔をして皆さんにそういうことがおっしゃれるのかと。私、一番苦しい思いを聞いてこれた山井さんが、はっきりと和解のために動く、そうおっしゃらないことに本当にがっかりされていると思います。

そして、政治家は結局、権力の側に座ってしまえばみんな同じなんだと、弱い者の苦しみを忘れてしまふんだと、そう思われることが一番情けないと思います。その約束ぶりというのは、私は政治そのものを、政治家への信頼をおとすものだと思いますが、何とかありませんか。せつなく政権交代したのにと、それは民主党の支持者だけじゃないです、国民皆さんをがっかりさせていると思いますよ。政権交代したのに政治はもう信用ならぬと、そう言われることだけは避けていただきたいんですが、原告の皆さんに申し訳ないという気持ちはおありですか。

○大臣政務官(山井和則君) 丸川委員にお答えを申し上げます。本間にこの件に関しては、私も、百二十人もの肝炎の方が一日にお亡くなりになっておられる、また、我が党の家西議員始め多くの議員の方々にいろいろ教えていただきながら、肝炎問題、私も国会で取り組ませていただきました。そして、B型肝炎の訴訟の問題というのは、ある意味で薬害C型肝炎より前から訴訟がずっと起こってきて、それで逆にB型肝炎の集団予防接種の問題がある意味で飛び越えて先に薬害C型肝炎が和解をしたということ、本間に最初の最高裁の訴訟からするともう二十数年掛かっている問題であります。

丸川委員御指摘のように、これは政権交代をしたわけですから、こういう問題については、私も今までと違いは変わっておりませんので、精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

○丸川珠代君 山井政務官は政府の中でB型肝炎訴訟の和解に向けて自ら働きかけをしようと、そうお考えですか。

○大臣政務官(山井和則君) 先ほども長妻大臣から答弁がありました、まさにこれは厚生労働省のみならず政府全体の重要な、本間に命をいかにつなぐかという大切な課題であると思っております。微力ながら、私は今まで原告の方々と何度もお目にかかってお話を聞きまして、そしてまさに今、御病気が悪化しておられる方々

も非常に多くなっているわけですから、一番スピードが必要だということを痛切に感じている一人でありまして、そのような思いで取り組んでいきたいと思っております。

○丸川珠代君 そんな官僚答弁を聞きに原告の方から来たんじゃないと思いますよ。関係六大臣に会ってくださるように山井政務官から働きかけたらいいがですか。

○大臣政務官(山井和則君) 丸川委員のおっしゃる意味はよくよく分かります。だからこそ、五月十四日という一つの回答の期限があります。もちろん、その日より一日でも二日でも早く回答できたらそれが一番いいわけですが、それに向かつて私も精いっぱい努力をさせていただきます。

○丸川珠代君 一つだけ教えてください。

○大臣政務官(山井和則君) 先ほど長妻大臣もおっしゃいましたように、大臣、仙谷大臣も含めてですが、大臣が会うということは、やはり今後どういふうなことを考えているかということをお大臣が話をされることになろうかと思っております。まさにその議論を、今政府を挙げて議論をしている最中でありまして、できるだけ早くその方向性というものが出るように協議を続けてまいりたいと思います。

○丸川珠代君 野党時代におっしゃっていたことと全然違うので、私は本間に、そんなにそこにいることが山井さんを変えてしまうのかなと思つて、本間に残念でなりません。まず、テーブルに着いて話を聞くべきだとおっしゃっていた当の本間であります。

何となく、一刻も早く会うべきだということとを、まず山井さん自身が関係六大臣に働きかけをすべきであると思っております。そして、私は、この言っていることとやっていることがこんなにも違う、みっともない姿をさらすべきではないと思っております。これは本間にB型肝炎の患者の皆様がどれだけ情けない思いをしておられるかという、その

思いを裏切らないでいただきたい。

長妻大臣は、B型肝炎の患者の皆様の思いを裏切らないと、そういうふうにおっしゃっていただけませんか。

○国務大臣(長妻昭君) もちろん、この問題は、もう政府挙げて誠心誠意取り組みなければならぬという問題でございます。そういう皆様の期待にこたえるべく、今全力で協議をしているということでありまして、来月の期日までは責任ある回答を申し上げるということでございます。

○丸川珠代君 今のところ、会う気はないということなんですか。

○国務大臣(長妻昭君) お会いをして、私の意見、見解を言うということになります。

その意味で、今申し上げましたように、政府挙げて取り組んでおりますので、責任ある発言ができるまでお会いには難しいということをお申し上げたところで、ただ、それも何か月もということではもちろんございせん、来月五月十四日の期日までに責任ある発言ができるよう、今、政府の中で協議をしている。いろいろな中身の詳細も詰めているところでございます。その意味で、責任ある御回答ができるというときまで全力で今協議しているということでもあります。

○丸川珠代君 たった今、一か月でも重篤な患者さんにとつては長いんだということを申し上げたはずですが、聞いておられませんでしたか。

○国務大臣(長妻昭君) 先ほども申し上げましたように、五月の十四日、来月の期日までに責任ある発言ができるように、政府の中で、内閣挙げて今協議をしているということであります。

○丸川珠代君 発言にはもちろん責任がなければ困りますけれども、まず会って被害者の思いを聞くべきだと自分自身が言ってきたのだから、まず、責任ある発言云々の前に被害者の声を聞くということから、直接会って話を聞くということから始められたいかがですか。

○国務大臣(長妻昭君) お会いして当然見解を聞かれるわけでございます、そのときにあやふや

な答えというのはいくつか、あつてはならないわけでありまして、その意味で、政府全体で今この問題について、非常に重要な問題であるというの、もう言うまでもなく総理トップの協議をしているところでもございますので、期日までに責任ある回答ができるように、今、関係各大臣協議をしているということではあります。

○丸川珠代君 責任ある回答ができるまで会わないという姿勢自体が問題だと追及されてこれらた当の本人が、そこに座ってそういうことをおっしゃるのには本当に残念でなりませんし、腹立たしくしてしまふことがあります。そんなことなら、やれないことは言うべきじゃないと私は思いますし、その姿勢の一貫性は貫いていただかないと、政治家としての信頼を疑いますよ、私は。いかに御自身たちが野党におられるときに、この問題を自分たちが責任ある立場で解決するならどうするべきであるかということは何も考えずに議論をしていたというその証拠じゃないですか、責任ある回答ができなければ会わないんで。

政権交代準備完了などというあんな標語で選挙を戦ったのは何ですか、あれ、うそつばちですか。あなたたちの政治主導というのはいくつか何なのか。私、羊頭狗肉もいところだと思ひますよ。いつから官僚主導になったんですか。私は、こういう政治主導というそつばちの看板は早く下ろされた方がいいと思ひます。そういうそつばちの看板をやめて、御自分たちがもしそれをできないのであれば、しっかりと言葉、姿勢、それを一貫して貫いていただいて、一刻も早く和解のテーブルに着いていただきたいと思います。

大臣、最後に、今日は原告の皆様が傍聴に来ておられます。今のお気持ちと、皆様にもし申し訳ないという思ひがあつたら、一言おつしやつていただきたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 本当に、お会いして一刻も早く責任ある発言、責任ある内容の御回答を申し上げたいということで、それを実現するべく、期日に向かって総理始め関係閣僚が全力で今協議

をしているということでありまして、それを今申し上げたいと思ひます。

○丸川珠代君 是非しっかりと後ろを向いて目線を含めて申し訳ないという気持ちをお伝えいただきたい。何のためにここにきているのか。官僚答弁を聞くために来ているんじゃないんですから、政治主導を期待しておられるんですから。有言実行を心からお願ひ申し上げたい、一刻も早く和解のテーブルに着いていただくことを心からお願ひを申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。健康保険法の一部改正に関する質問でございます。

協会けんぽ、組合健保の保険料率の上限が10%から12%に引き上げられますが、まずこの理由は何でしょうか。

○大臣政務官(足立信也君) 理由は、今でも協会けんぽ、もちろん組合健保の中にも、保険料の上限設定、保険料の設定の中で10%に非常に近いものがあるわけですが、これが、今現在の経済情勢あるいは、もう二年後になるでしょうか、診療報酬の改定等で保険料の上昇につながるようなことがあり得る、医療費がまた上昇する可能性も当然ではならないということになっている以上、これ以上の保険料の上昇というのができない事態になっているというところは、そのままであります。健康組合から解散せざるを得ないという事態になり得る可能性が当然ございまして、これを防ぐ必要がある。健康組合につきましましては、その保険者機能等、非常に大きな役割を果たしてきたという認識は皆さん共有されていると思ひますが、それが解散を余儀なくされるような事態が生じないようにする必要があると、そのような考えでございます。

○丸川珠代君 確かに健康組合が支えている中小企業の皆様方の健康というのは、非常に私たち日本にとって大切なものであると私は思っております。

しかしながら、ちよつと順序がおかしいのではないかと。今回、国庫補助率の、つまり国庫補助の割合を13%から16・4%に引き上げるのは、保険料の大幅な引上げを抑制するためでありまして、にもかかわらず、一方で保険料率を上げられるようにその上限を引き上げることとをなさっている。その前に、国庫補助率は既に法定で20%まで上げられるわけですから、引上げの余地がございまして、まずこれを、つまり国庫負担を20%まで引き上げることが先決ではないのかと思ひますが、なぜこういう優先順位、順序になつてしまつたのでしょうか。

○大臣政務官(足立信也君) 考え方の順序というものとは時間的な制約の中で今回16・4%ということになつたわけですが、じゃ、今の時点で20%に先にしろというよりも、これで保険料率が10%を超えることによって、それが法律違反という形になつて解散を余儀なくされる、この事態を防ぐこともまた同時に今必要なことだということに私は考えます。

○丸川珠代君 私は、それは一体、国の財源の方を向いているのか、それとも国民の生活の方を向いているのか、今の状況で何を優先すべきかというときにどちらを向いているかの問題ではないかと、そういうふうにも思ひます。

御承知のように、協会けんぽの標準報酬月額が平成二十一年度に入つてかなりこれまでに例のない状況で下がつてきているというところは御承知のことだと思ひますが、これは海外の需要からも置き去りにされがちな中小企業が中心の協会けんぽで、今後、給与がV字回復することも考えにくい。さらに、今後の保険料率の見直しを見れば、平成二十四年度には10%近くまで上げざるを得ない。けれども、国の財政をもし二十兆円の無駄が出せるというのであれば、まずそこからお支払いをして、保険料率を引き上げるのを何とか抑えていく、そういう姿勢を示すことが生活が第一の政府がなさることではないかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(長妻昭君) この協会けんぽの国庫補助率についてでございますけれども、急速な保険料の上昇を抑えるということで、今まで国庫負担率が本則よりも下げられていたわけでありまして、それを16・4%に引き上げること、こういう措置をとらせていただくということでありまして、ぎりぎりの今財政状況の中でこういう措置をとらせていただいております。

○丸川珠代君 何でぎりぎりの財政状況になるのかがよく分からないんですね。だって、二十兆円無駄があるとおっしゃつていて、マニフェストを見ましてもしっかりと無駄が出せませんということをやつたおられるにもかかわらず、なぜ財政がぎりぎりになるのか。

しかも、保険料率も上がるわけですね、国庫補助率だけではなくて。皆様の御負担も上がるわけです。八・二%から九・三四%に平均保険料率が上がつてまいります。それだけではありません。この四月からは介護保険、雇用保険、厚生年金も上がつてまいります。中小企業で働く皆様の家計の御負担というものを考えたときに、これが受容可能な範囲でいつまで収まるか。今年の経済状況の見直しを考えてみると、非常に危ういものが私はあると思ひます。

それだけではありません。既に働いて給与を得ている協会けんぽの被保険者のみならず、これから中小企業が人を採用するときにこの社会保険の負担というものが大きなハードルになっているという認識を大臣はお持ちでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) ですから、ほつておけば急上昇する保険料について、それをできる限り抑えていくという措置をさせていただいているということでもあります。

○丸川珠代君 ですから、この危機的な状況の中においても雇用を増やしたい、とりわけ正規社員の雇用を増やしたいと思つておられるのであれば、雇用の七割を支えている中小企業の皆様に特段の配慮が必要ではないかということをお願いしている

わけであります。

社会保険料というのは、年々、新しく人を採用することへの障害になっていることをよく中小企業の皆様からお伺いしております。といいますのも、この社会保険料というのは売上げに關係なく支払っていかねばならない。売上げあるいは利益というのは時期時期によって波がございますが、社会保険料というのは年一回これと決まったらこれを払っていかねばならないわけでございます。ある中小企業の方は、これは人頭税のようなものだという表現をされることもあります。厳しいとき、あるいは資金繰りに窮しているときに、商売を続けていくためには何とかして相手先の支払を優先しなければ、その後、景気が回復してきても自分たちの商売ができないからというので、一生懸命、社会保険事務所へ行って、何とか待っていただけませんか、そんな相談をされるという話も大変よく聞きます。

私は、先ほど申し上げたように、雇用を増やさなければならぬ、雇用を守らなければならぬ、特段、雇用の七割を背負っておられる中小企業の方には、やはりこの保険料率、社会保険料の負担というものは特段の配慮が必要だと思いますが、最後に大臣のお考えを伺って、私、時間でございますので、これで質問を終了させていただきます。

○国務大臣(長妻昭君) 今の御趣旨は、保険料の上昇をもう限りなく抑えていくということはもちろん我々も同感でございます。その中で、この中小企業の皆さんが入っておられる協会けんぽについては、この上昇分をぎりぎり抑えていくということで、新たに今年度は一千二百億円投入する、満年度でいうと一千八百億円をそこに投入するということとをさせていただいて、三年間に限って国庫補助率を一六・四％に引き上げると、こういう措置をさせていただいてるところでありますので、これについても協会けんぽの皆様方にも説明をしていきたいというふうに考えております。

○丸川珠代君 それを二〇％まで、つまり一六・四％を二〇％まで増やしたとしても、子ども手当の二・四兆円に比べたら何てことない額じゃありませんか。私は、子ども手当をもらってお父さんが社会保険料が払えなくなるなんというところが起きないようにしていただきたいと心からお願いを申し上げます。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。一般質問ということで、本日は、事故などによってある日突然にだれでも起こり得る二つの病気を中心にしましてお聞きを申し上げたいと思います。

初めに、軽度外傷性脳損傷というこの病気についてお聞きを申し上げる次第でございます。この軽度外傷性脳損傷は、脳で情報伝達を担います神経線維、軸索と言われるそうでございますけれども、その神経線維が交通事故とか転倒とか、またスポーツなどで頭部に衝撃を受けて損傷し、発症する病気でございます。症状は多様でございますまして、高次脳機能障害を起すと、記憶力、理解力、注意集中力などが低下をします。また、手足の動きや感覚が鈍くなる、また視野が狭くなる、においと味が分からなくなる、耳も聞こえにくくなる、排尿や排便にも支障を来す。重症では、車いすとか寝たきりの生活となる場合もあるわけでございます。

これらの症状は事故後すぐに現れないことがございまして、注意深い経過の観察が必要ですが、医師からはむち打ちとか首の捻挫、こう誤って診断をされて、適切な治療が受けられずに悩んでいる多くの患者の方がたくさんいらっしゃるわけでございます。大部分は三か月から一年程度で回復をいたしますけれども、一割前後の方々是一年たっても症状が長引いて、一生涯この後遺症に苦しむこともあるわけでございます。外見からではなかなか分からないために、気のせいではないかと仮病ではないか、こうした偏見にもさらされている厳しい現状がございます。

私も、この軽度外傷性脳損傷の患者の皆様、家族の方々にも何度もお会いをして、大変この実態といえますか、本当につらい実態というお話を伺っている次第でございます。先日、細川副大臣には患者の方たちにお会いをいただいて、要望を受けていたのことでございますけれども、こうした方々に対する一刻も早い対策が求められていると思います。

そこでまず、この軽度外傷性脳損傷につきまして、これまでの政府の対応、どのような認識をまずお持ちなのか確認をしたいと思います。さらに、労災保険の中でこうした神経系統の機能に関する障害等級の認定基準はどのように扱われているのか、このことに関しましてまずお聞きをしたいと思います。

○大臣政務官(山井和則君) 山本委員、御質問ありがとうございます。まさに、静かなる流行病とさえ言われているこの軽度外傷性脳損傷、非常に重要な問題だと認識しております。

軽度外傷性脳損傷については、交通事故などの外傷により脳が損傷し、その結果として持続する頭痛や記憶障害、倦怠感、睡眠リズムの変化等の症状が現れるものと承知しております。

こうした方々については、二点ありまして、まず一点目は、症状が重度化し、例えば記憶障害等を伴う高次脳機能障害に当たる場合や、麻痺を伴う障害者としての認定基準に該当する場合には障害者自立支援法による福祉サービスの対象となりますが、二点目として、そうした障害の状態に至る前の診断、治療を充実していくべきとの御指摘もあると承知をしております。

厚生労働省としては、こうした症状にある方々についてどのようなニーズがあるのか、患者団体や専門家等の御意見を十分にお伺いしながら対応を検討していく必要があると思っております。また、労災に関しましては、業務上の外傷性脳損傷による残存障害の等級認定については、現在、MRI、CT等により脳の損傷が確認できるもの

について認定基準を定めて運用しております。

なお、この認定基準においてMRI、CTによる画像所見等により医学的に脳の損傷が確認できない場合についても、なかなかこの画像で確認できないケースが多いですね、残念ながら。脳の損傷が確認できない場合についても、症状等から脳の損傷の存在を合理的に推測できる場合には、最も障害の程度の軽い障害等級第十四級の認定を行うこととしております。

○山本博司君 ありがとうございます。

この軽度外傷性脳損傷の方々、大変今の現状の中での支援ということでは厳しいわけでございます。こうした方々の救済ということを考えていった場合には、まずこの病気の診断基準、この確立をすることが課題ではないかと思うわけでございます。

この医学界におきまして、軸索損傷に関する論文というのが出され始めておりまして、本格的な研究体制の整備が急務であると思う次第でございます。

一説では、国内患者数は推定でも数十万に上るのではないかと推計もなされております。こうした方々、早期に全国調査を行うとともに、この軽度外傷性脳損傷の方々、実態把握とか原因の解明、また治療のガイドラインを確立するため研究を推進する、このことがまず大事ではないかと思えます。

今、厚生労働省では、厚生労働科学研究費の補助金事業というのがございます。こうした事業に積極的に取り上げて推進をしていく、このことを強く思うわけでございますけれども、大臣、この点にしましてはいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 今おっしゃられた軽度外傷性脳損傷については、持続する頭痛、記憶障害、倦怠感、睡眠リズムの変化等の症状が現れる疾病であると承知をしております。

この外傷性脳損傷の方で記憶障害等を伴う高次脳機能障害の状況になった方の研究については、これまでも科研費で実施をしているところでござ

います。その意味で、今御指摘の軽度の外傷性脳損傷についての研究というのは、これまでその部分については十分に行われたものではないというふうに考えておりますので、これをどういう形で今後研究を進めていくかについてはよく検討していきたいと思っております。

○山本博司君 この軽度外傷性脳損傷の方々、現実的には日本の中で、今大変実態の部分を含めて、非常にまだまだ厳しいのが実態でございます。

じゃ、一方、世界、アメリカとかそういう分野ではどういったものをとらえているかということでございますけれども、この外傷性脳損傷、先ほど政務官からもございましたけれども、静かなる流行病と世界的に関心を持たれているわけでございます。

これは、世界保健機関、WHOが二〇〇七年に外傷性脳損傷に関する勧告文を発信しております。その中で、この外傷性脳損傷という静かな、そして無視されている流行病に関して、全世界で闘いを組織しようと、この呼びかけがこのWHOの勧告文にあるわけでございます。そのWHOによりますと、外傷性脳損傷、軽度のほかにも中度、重度も含みますと、世界で毎年一千万人がかかり、十万人当たりの発生頻度が百五十人から三百人ということが言われております。また、WHOは、外傷性脳損傷が二〇二〇年には世界第三位の疾患になると、こういう予測もしているわけでございます。

また、アメリカの疾病対策センター、CDCが発表しました二〇〇三年の外傷性脳損傷に関する連邦議会報告書によりますと、アメリカでは毎年百五十万人が外傷性脳損傷にかかり、五万人が死亡、八万人から九万人が後遺障害者となり、その累計数は米国の人口の二％に当たる五百三十万人に達すると、このようにも言われているわけでございます。アメリカでは外傷性脳損傷は公衆衛生学上の重要課題として認識されておりまして、一九九六年のクリントン政権時には外傷性脳損傷法

という法律も制定をされているわけでございます。

最近では、アフガニスタンやイラクの戦地から帰還した米兵の中に爆風の衝撃などで軽度外傷性脳損傷が多発をしているために、オバマ大統領は軽度外傷性脳損傷を軍医療上の最重要課題と認めて対策強化策を打ち出しております。アカデミー賞の受賞されました「ハート・ロッカー」という、これも爆弾の処理班ということでございまして、これも爆弾の処理班の方々その後人生どうなっているかという、様々な形でこの軽度外傷性脳損傷に大変多くかかっているということもアメリカでは指摘をされているということで、大変重要な部分でございます。

こうした海外での状況を踏まえて、我が国でもこうした軽度外傷性脳損傷に關しまして対策を強化すべきと考えられているわけですが、大臣はこの二〇〇七年のWHOの勧告、政府としてどのような受け止めておられるんでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 今おっしゃられたように、二〇〇七年にWHOが、損傷後、最初に患者を診るお医者さんが患者さんの意識レベルを評価するための基準を報告しているというものであると承知をしております。ただ、この中には後遺症の基準とかあるいは確定診断の基準というのが示されているわけではありませんが、やはり我が国におきましては、まず診断のガイドラインとい

いますか、そういう基準を決める必要があるんじゃないかというふうに思います。

その意味で、先ほども答弁申し上げましたように、これまで十分な医学的な知見があるものではないので、我が国において、日本においてどのように研究していくか、あるいは診断のガイドラインをどうやって決めていくのかについて検討を進めていきたいと思っております。

○山本博司君 この軽度外傷性脳損傷、WHOの勧告と比べると非常に日本の認識というのは少ない。担当者の方とお話ししてもこの内容に関しては知らなかったこともございますし、細川副大

臣もいらつしやいますから、今日は軽度外傷性脳損傷、お会いをされた方々が来たらつしやいますけれども、やはりWHOの勧告、この基準を少しでも日本としてもこの研究を含めて推進をしていただければと思うわけでございます。その意味で、今この研究事業のこの対象ということで是非とも推進をしていただきたい、また強力に応援をしていただきたいと思う次第でございます。

その中で、もう一つ別の観点で少しお話を申し上げたいと思っております。

日本の医療現場で、CTとかMRI、画像診断が重視されております。先ほども山井政務官からこのお話がございました。ところが、この軽度外傷性脳損傷では、軸索とともに近くを走る血管が損傷をされて出血が起こらないと、通常のMRIでは脳病変が画像に出ないわけでございます。また、出血も時間がたつと吸収をされてしまします。よってこの軽度外傷性脳損傷の軸索損傷が必ず画像に出るとは限っておられないわけでございます。ですから、現在、軽度外傷性脳損傷の多くの患者はこの軸索損傷に由来する数々の臨床の症状を認めながらも画像診断では異常なしと、こ

ういう判断をされるわけでございます。ですから、そのため、自賠責とか労災で脳の症状と事故との因果関係、これが認定をされませんので、就労が困難であっても正当な賠償や補償を受けられないで大変困って、困窮しているケースが頻発をしているというのも大変放置できない問題も、この問題という形ではあるわけでございます。

こうした画像診断に出ない患者に対しまして、総合的な診断によって障害等級を決定すべきと考えるわけでございます。労務困難な場合には、労働損失の補償という観点から労災保険の障害等級の認定基準の等級の適切な見直しなどが必要であるのではないかな、これが多くの皆様の大変声でございます。この点につきまして認識をお願いしたいと思います。

○大臣政務官(山井和則君) 山本委員にお答えを申し上げます。

画像所見等により医学的に脳の損傷の存在が確認できない場合であっても労災認定をするよう基準を見直すことについては、高次脳機能障害等を的確に診断する手法がまだ確立しておらず、医学的な根拠がまだ乏しい状況にあるため、現時点ではその見直しはなかなか困難であると認識しておりますが、石橋医師によりまして、数十万人ぐらい患者の方がおられるのではないかと推計も出ておりますし、また、数年たつて初めてこの病気であるということが分かるという方もおられますので、その意味では引き続き医学的な知見の収集に努めてまいりたいと考えております。

○山本博司君 そうしますと、先ほどの部分を含めましてこの軽度外傷性脳損傷の方々、これからこうした診断基準を含めてガイドラインという形で進めていく場合には、大臣、今後の認識としては、まずそうした科学研究を具体的に進めて、その後、臨床研究、ガイドライン、そして先進医療という形で保険適用とか様々な形でそれを進めていくという形で進めていけばいいということでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 今おっしゃっていただきましたけれども、画像診断もいろいろ問題のある、そこに映らないということもございまして、この軽度外傷性脳損傷についてはまず医学的知見を蓄積をしていくということで、診断のガイドラインをやはりまずどうやれば作っていくのかという前提となる研究をどうやって始めるのかということがまず前提にあるという今段階だというふうに考えております。その意味で、今後どういう形の研究が適切であるかについて省内でまずは検討をしていきたいというふうに考えております。これはもちろん、診断技術の確立ということもその研究の中には含まれるわけでありまして、○山本博司君 今、軽度外傷性脳損傷の方々、患者の方々、こういう部分で模索をされているわけでございますので、是非ともそういう道筋を付けていただきたいと思います。

そして、もう一つ、画像診断技術のことで御質

問をしたいと思いますけれども、軽度外傷性脳損傷ではCTとかMRIの画像に脳病変が出ないということが、大きな問題があるわけでございます。この軸索損傷を抽出する最先端の画像診断技術であります拡散テンソルトラクトグラフィという、こういうDTIという研究も進んでおられまして、こうした臨床応用の場合、画像の再診断の技術、大変重要であると思うわけでございます。例えば、乳がんの早期発見にはマンモグラフィが大変大きな効果を發揮しております、画像の診断技術の開発という点では、我が国が技術立国としても今後飛躍的に重要な一分野と考えるわけでございます。

こうした技術開発の促進支援、大臣、積極的に進めていくべきと考えますけれども、この点、見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 画像診断機器をどういうように活用していくかも含めて研究するように検討していきたいというふうに思います。

○山本博司君 ありがとうございます。

やはり、軽度外傷性脳損傷のこの今本当にこうした法はさまざま、様々なこういう社会保障の仕組みに入っていない方々、大変そういう全国で声を上げていらっしゃるわけでございますので、そういう声をしっかりと受け止めていただきながらお願いをしたいと思えます。

続きまして、もう一つの病気でございます脳脊髄液減少症に関しましてお聞きを申し上げますと思います。

この脳脊髄液減少症に関しまして、同じように交通事故、転倒、スポーツ外傷などの体への強い衝撃が原因で脳脊髄液、まあ髄液が漏れまして、この髄液が減るために大脳や小脳が下がって神経や血管が引っ張られて頭痛や目まい、耳鳴りとか吐き気、倦怠などの症状が出る疾患でございます。自律神経失調症やうつ病などのほかの疾患と誤診をされたり、単なる怠慢ではないかということで扱われて理解をされない事例も同じように多くございます。患者の皆さんにとりましては、

一日も早い診断、治療法の確立が求められているわけでございます。

そうした中で、この髄液漏れが起きている部分に患者自身の血液を注入をして漏れを防ぎますブラッドパッチ療法でむち打ちの症状が改善をしたという報告が相次いで、こうした関心を集めているわけでございます。この脳脊髄液減少症につきましては、四月十二日に長妻大臣は患者団体の方々とお会いをし、ブラッドパッチ療法の次期診療報酬改定での保険適用に大変前向きな姿勢を示されたとのことでございますけれども、また厚生労働省は、四月十三日に脳脊髄液減少症の疑いがある患者の検査に関しまして保険診療の対象とするよう周知徹底する通知を全国の自治体に出しました。

そこでまず、この事務連絡の概要に関しまして御説明をいたしたいと思います。

○政府参考人(外口崇君) いわゆる脳脊髄液減少症に関する検査等の保険適用につきましては、都道府県間で取扱いに相違があるとの御指摘をいただいておりますことから、去る四月十三日に保険局医療課より地方厚生局や都道府県、医療関係団体に対して事務連絡を發出し、その取扱いを明確にしたところであります。

〔委員長退席、理事森ゆうこ君着席〕

その内容は、頭痛等の症状が出て初めて受診された場合は、その原因が分からないことから診断に至るまでの検査等の費用は保険請求できる、診断が付いた上でブラッドパッチ療法を行うことについて同意した場合、同意以降に行われるブラッドパッチ療法及び関連する診療からは保険請求できない、最初からブラッドパッチ療法を目的とした場合は保険請求できない、ブラッドパッチ療法を行った結果、症状が改善し、いったん通院が不要となった場合であって、再度同様の症状等が出現した場合については必要な検査等の費用は改めて保険請求できる。

以上であります。
○山本博司君 ありがとうございます。

これに関しましては、これまで本当に地域によつてばらつきがあるという現状を何回も私も指摘させていただきましてけれども、当たり前のことが当たり前になつただけという、こういう指摘もございまして、検査の保険適用につきましては、是非こうした事務連絡を含めた周知徹底を更にお願いをしたいわけでございます。

また、その際、今日も患者の方来ていらっしゃるけれども、この事務連絡、大変これ分かります、もつと国民に分かりやすい形でそういう工夫も是非お願いをしたいということもございましたので、お伝えを申し上げたいと思います。

この脳脊髄液減少症につきましては、二〇〇七年度より厚生労働省の厚生労働科学研究事業の一つとしてしまして、脳脊髄液減少症の診断、治療法の確立に関する研究班が設置をされまして、髄液漏れと症状との因果関係を明らかにし、診断基準の作成、治療方法の確立、さらにだれが見ても納得できる診療指針であるガイドラインの作成を目的にこの研究事業が進められてきたわけでございます。

ところが、残念ながら、当初予定の三年間の研究期間内では、科学的な根拠に基づく診断基準を作るために必要な数の症例を得るには至りませんでした。そこで、症例百例を目指して今年度も研究を継続をしていくということになりまして、百例が集まった時点でガイドラインを作成すると、こう理解をしているわけでございますけれども、大臣に、今後の研究事業の見通しに関しましてどのようになっているのか、御説明をいただきたいと思えます。

○国務大臣(長妻昭君) これも研究事業が二十一年度までで終了してしまうんではないかというところで御心配をいただきましたけれども、これは二十二年度も継続をしてやっていくというふうに考えております。

研究の名前は脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究ということで、最大平成二十四年度まで実施可能になっておりまして、二十二年

二千五百万円の研究費を付けさせていただいております。これについて、速やかに診断のガイドラインをまとめたいただくといいことを我々はこの研究に期待をして、その中身について随時報告を受けてまいりたいと考えております。

○山本博司君 ありがとうございます。

今年度にお話ございました脳脊髄液減少症の診断基準の作成、そして来年度にはブラッドパッチ療法の診療のガイドライン、さらに二〇二二年度には保険適用という、当初描いていたスケジュールになるすれば、大臣が示されておりました次期診療報酬の改定に間に合うと思えますので、是非とも強力に推進をしていただきたい、そのことを思うわけでございます。

公明党はこうした患者の団体からの要請を受けてまして、二〇〇二年から脳脊髄液減少症の問題に取り組んでまいりました。当時、公明党以外の方々、どの党も余り取り合なかつた問題でございましたけれども、二〇〇四年の三月に遠山清彦参議院議員、今は衆議院でございますけれども、参議院の厚生労働委員会が研究推進などを要請をしました。また、古屋衆議院議員もこのブラッドパッチ療法とかの研究と保険適用を求める質問主意書を二〇〇四年には出してあります。また、十二月には浜四津代表代行が脳脊髄液減少症患者支援の会の代表とともに、当時の西厚労副大臣に約十万人を超える署名簿を添えまして治療法の確立とかブラッドパッチ療法への保険適用などの要請をしたわけでございます。二〇〇六年には脳脊髄液減少症のワーキングチームを公明党に発足をしてこの推進をさせていただきまして、三月には渡辺参議院議員が質問をした経緯で、やっと二〇〇七年から先ほどございました研究班が設置をされたという経緯がございました。

さらに、やはり都道府県でも地方議会とまた患者団体の方が協力を合せて、連携をして、行政にもこの脳脊髄液減少症ということを知っていたかどうかということで働きかけをされたわけでございます。二〇〇七年には、全都道府県におきまし

て脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書が採
択されております。現在、四十二の府県の公式
ホームページで脳脊髄液減少症の治療可能病院と
いうことが公開されるなど、対策が進んでいるわ
けでございます。

〔理事森ゆうこ君退席、理事小林正夫君着
席〕

このように、我が党は八年前からこの問題に取
り組んでまいりましたが、こうした課題というの
は本来やっぱり超党派でしっかり取り組むべき課
題だと思えます。いよいよその時期がもう来たん
ではと思うわけでございますので、どうかこのプ
ラッドパッチ療法の保険適用に向けて、もう具体
的に、段階になってきたと思いますから、着実に
進めようという是非これは長妻大臣の御尽力を願
いをしまして、是非とも推進をしていただきたい、
このことをお聞きをしたいと思えます。認識をお
聞きたいと思えます。

○国務大臣(長妻昭君) まず、診断のガイドライ
ンを作成するということが大前提になってまい
ります。今度はいきなり必要な症例数を確保を
して、その診断のガイドラインの作成を目指して
いきたいということに、まずはこの研究を途中の報
告も含めて見ていくということでありまして。改め
てこの研究の責任者に今日の質疑もお伝えをし
て、国会でもかなり期待が高いということを伝え
ていこうと思っております。

○山本博司君 是非ともこの脳脊髄液減少症、全
国のそういう患者、家族の方々、大変期待をし
て、やっと研究事業から具体的な形で進めていく
という形でございまして、先ほどの軽度外傷性
脳損傷の方々はそのまだ先でございましてけれ
ども、一つ一つこういう福祉の枠から本当に外れ
た方々に対するそういう支援を、もう是非とも新し
い福祉というところでお願いをしたいわけござい
ます。

続きまして、これまでお聞きをしてきました二
つの病気、症状によって含まれると思えますけれ
ども、交通事故とか脳卒中などによる脳の損傷で

記憶とか思考の機能が低下する高次脳機能障害に
ついていち早く取組が進められて、支援事業が実
施されていると思えます。

そこで、この高次脳機能障害の支援普及事業、
こういった方々、どう支援をしているかという体
制をお聞きをしたいと思えます。

○大臣政務官(山井和則君) 山本委員、御質問あ
りがとうございます。

この高次脳機能障害に関しましては、障害者自
立支援法に基づきサービスの対象であることを丁
寧に周知してもらうよう、障害保健福祉関係主管
課長会議等で繰り返し都道府県に対して依頼をし
ております。

また、国立障害者リハビリテーションセンター
が都道府県等と連携し、平成十三年度から平成十
七年度までの間、計十二地域において、全国に普
及可能な支援体制を確立するためのモデル事業を
実施しております。

また、三番目に、モデル事業の結果も踏まえ
て、平成十八年度より、患者、家族からの相談へ
の対応や普及啓発活動等を行う高次脳機能障害支
援普及事業を開始しました。

そして四番目に、高次脳機能障害支援普及事
業はこれまでに全都道府県で実施されております。
この普及事業においては、高次脳機能障害に
関する支援の中核となる支援拠点機関を置き、障
害の方やその家族の方に対する専門的な相談支
援、医療機関を始めとする関係機関とのネット
ワークの充実、障害に関する研修による普及啓
発等を実施しております。

○山本博司君 是非とも、この支援体制の強化と
いうことをお願いをしたいわけでございます。

この支援普及事業の中には、障害のある方とか
家族にとりましては大変重要な事業でございま
して、診断、治療から社会復帰という連続したケ
アを本当にどうするかという意味では充実が求め
られているわけでございます。しかし、残念ながら
してばらつきと申しますか、立ち上がったばかり

のところもございまして、地域によるばらつき、
格差がございまして。ですので、こうした方々に対
する支援サービスの質の均てん化というのは大変
大事だと思えます。その点に関しましてはいかが
でしょうか。

○大臣政務官(山井和則君) 全国どの地域に住
んでおられても、格差なく安心して生活できるよ
うにする体制が、これが重要であると考えて
おります。高次脳機能障害の方や家族などから相
談への対応等を行う支援普及事業は全都道府県で
実施されているが、その中で、支援の中核となる
支援拠点機関、病院や福祉施設などは、平成二十
二年の四月一日現在、四十六都道府県で六十三か
所設置されておりますが、今年度中には全都道府
県で設置される見込みとなっております。

この各都道府県の支援拠点機関で相談対応や普
及啓発の業務を行う支援コーディネーターの支援
技術の向上を図るため、平成二十一年度から国立
障害者リハビリテーションセンターにおいて、専
門的な研修や支援コーディネーター同士で意見交
換を行う全国会議を開催しております。

○山本博司君 この高次脳機能障害の方々、そ
うい様な支援強化という意味で、よろしくお願
いをしていきたいと思います。

それでは、こうした高次脳機能障害の方々たく
さんいらっしゃいますけれども、先日、私は厚生
労働委員会、総合福祉法、障害者自立支援法を
廃止して、総合福祉法が議論をされておりますけ
れども、発達障害の方々の意見、これをどう反映
するかというのを質問をさせていただきまし
た。今この制度改革推進会議で部会等を開きまし
て、昨日も制度改革推進会議が開かれたということ
を聞いております。

この中に、じゃ高次脳機能障害の方々、こ
ういった方々の意見をどう集約をしているのか、こ
のことにしまして、内閣府の方よろしくお願
いしたいと思います。

○政府参考人(松田敏明君) 御説明申し上げま
す。

今、先生御指摘のございました総合福祉法の制
定に向けて、私ども内閣府で障がい者制度改革
推進本部の下に障がい者制度改革推進会議と、
こういうものを設けて各分野にわたります検討を
進めていただいているというふうなことでござ
います。この中で、特に総合福祉法の制定に向
けて総合福祉部会、こういうものを新たに設け
まして、この中に関係団体の方にもメンバーと
して参加をしていただいているというところでござ
います。

また、発達障害者につきましても、総合福祉部
会におきまして関係団体の方にメンバーとして参
加していただいております。昨日の親会議に
おきましても自閉症に関係する団体からのヒア
リングを行ったところでございます。

今後とも、障害の関係者の方々の意見を十分踏
まえながら、制度改革に精力的に取り組んでまい
りたいと考えておるところでございます。

○山本博司君 今、高次脳機能障害の方々も入
っているということでございます。

今、障害者のこの総合福祉法ということはどう
するかということで、様々な団体の方、ヒアリング
をされていると思えます。その中で、この障害の
範囲ということはどう見えていくかということが大
事な分野でございまして、この障害の範囲、今ま
ですと三障害を含めた形の部分でございまして
けれども、やはり発達障害とか難病とか高次脳機
能障害の方々と、所得とか住宅の確保とか生活
支援の分野でのサービス拡充にこうした方々の範
囲に入るかどうか、このことによって大きな変化
が生ずるわけでございます。

大臣、こうした、現時点でございましてけれ
ども、この障害の範囲の拡大ということ、この高次
脳機能障害の方々も含めましてどのような今認識
でいらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) まず、御存じのように、
今の時点でも発達障害や高次脳機能障害について
は脳の機能障害としてとらえられておりまして、
障害者自立支援法に基づく福祉サービス等の対象

となっております。予算措置で二十二年度からは低所得者の方は福祉サービスは無料ということにさせていただいております。

その一方で、いわゆる制度の谷間と言われておりまして、難病等で障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の対象とならない方々もいらっしゃると思います。そういう方々についてはどう扱うかということで、私も以前から制度の谷間がない、そして利用者の応能負担を基本とする新たな総合的な制度をつくると、こういうことを申し上げておりますので、その議論の過程でその扱いについても決定をしていきたいと考えております。

○山本博司君 是非とも、この障害者、漏れない形で範囲の拡大も含めて検討をしていただければと思うわけでございます。

今日は、脳脊髄液減少症とか軽度外傷性脳損傷と言われた方々の、二つのこうした制度の谷間で大変御苦労をされている方々の部分でございますけれども、こうしたある日突然、事故、交通事故等に遭って今までの生活が一変してしまったと、そういう方々が孤立しないで地域で暮らすことができますと、そういう意味で福祉的な支援の策の充実ということが大変大事でございます。

私たちは、この障害があるなしとか年齢等にかかわらず、安心して暮らせるユニバーサル社会の形成を推進する必要があるわけでございます。最後に、こうした考え方、大臣の御見解を伺って、質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(長妻昭君) 今言われたユニバーサル社会というのは、私が理解するのには、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、だれもが暮らしやすい社会を目指すということだと思えます。

私も、今少子高齢社会の日本モデルをつくるということビジョンづくりをしておりますけれども、まさにこういうユニバーサル社会というのも一つの少子高齢社会における日本モデルの到達、ゴールではないかというふうに考えておりまして、こういう考え方に基づいて、具体的には、障害者自立支援法に代わる制度というのを具体的に

に今議論をしているところであります。

○山本博司君 是非とも大臣、この様々、大変御苦労されている方々の支援を強力にリーダーシップを持って發揮をしていただきたいと思えます。以上でございます。

○理事(小林正夫君) この際、委員の異動について御報告申し上げます。

本日、木庭健太郎君が委員を辞任され、その補欠として弘友和夫君が選任されました。

○小池晃君 日本共産党の小池晃です。

後ほど採決される年金遅延加算法について、これは、公布日以前に支給された場合には遅延加算金が自動的に加算されるけれども、それ以後は申請しないと駄目だということで、公布日前に支払を行われた方が漏れなく手続できるように個別に周知をしていただきたいと。それから、手続も簡略化していただきたいと。質問しようと思つていんですが、さつき答弁ありましたので、もうその線できちつとやっていただきたいということで、答弁を求めません。

〔理事小林正夫君退席、委員長着席〕

その上で、最低賃金について聞きたいんですが、大臣は、二〇〇七年、最低賃金法改正のときに、一般的な働き方をしたときに最低賃金が生活保護を下回らないという哲学があるかと問いかけて、当時の柳澤大臣も、最低賃金は生活保護を下回らない水準にすると答弁をしているんですね。

厚生労働省、参考人にお伺いしますが、現在の時点で最低賃金が生活保護水準に到達していない都道府県どれだけあるのか、乖離を簡単に示してください。

○政府参考人(金子順一君) 下回っております都道府県でございますが、全部で十都道府県でございます。二十一年度の数字でございます。

具体的な乖離額ですが、最大は神奈川県、四十三円、最小が青森県の六円となっております。

○小池晃君 いまだに十都道府県が下回っている

わけです。これは今日お配りした資料を厚生労働省から示していただきました。

これによると、例えば東京は三十五円、大阪は十二円引き上げれば生活保護水準を上回ることになるんですが、大臣、もちろんこの状態の改善、解決は必要だと思うんですが、これだけ上げれば本当に生活保護水準の生活ができるようになるのか、大臣の見解をお聞かせします。

○国務大臣(長妻昭君) まずは、これは法律でも規定が、最低賃金法でもある趣旨というのは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮すべきと、こういうふうに解釈されると思うものですので、今おっしゃられた、下回っているものを下回らないようにするというのはい一つの大きな課題であるというふうに考えております。

その賃金で生活ができるかどうかということでありますけれども、これについてはナショナルミニマムということもございまして、生活保護と異なりまして、これは貯金などの程度あるのかなどなど総合的に判断されるべきものだと思います。

○小池晃君 数字の上でこの乖離がなくなつたからといって、生活保護水準の生活できるということとは、そうはなっていないという実態があります。

今日お配りした資料の二枚目はその事実を示すものでありますけれども、大阪の労働組合、大阪労連が実態、労働生活相談の中で出た具体的な事例です。

例えば、三つ例を挙げているんですが、最初の例、清掃委託の会社で勤務する六十二歳の男性ですが、これ、時給は地域最賃を七円上回る七百七十五円。一日七時間、月二十一働いて、一か月の給料は十一万余り。ここから税、社会保険料を取ると、手取りは十万余るんですね。それで、これでは生きていけない、暮らしていけないということで相談に來られて、生活保護申請して、これは勤労に必要な経費の控除も認められて、支給されることになりました。

二つ、残り二つも全部フルタイムで働いて生活保護受給に至っているんです。

大阪では時給十二円引き上げれば生活保護水準になるはずなんですが、この方々の場合は、一時間当たりの賃金三百円以上引き上げないと、これは生活保護水準になりません。

問題は、何でもこんなことになるのかなんですが、ちよつと厚生労働省にお聞きしますけれども、厚労省が最低賃金と生活保護水準を比較する際に、一か月の賃金額を出すときの労働時間の基準を百七十三・八時間としていると。この根拠を示していただきたいのと、これについて審議会の問題点指摘の意見はありませんか。

○政府参考人(金子順一君) 今委員から御指摘がございましたけれども、最低賃金額と生活保護の水準を比較するに当たりましては、最低賃金額が時給でございますので、月額換算して比較する必要がありますが、今、最低賃金審議会が使用しておりますのは御指摘のございましたような法定労働時間でございます。これは平成二十年の最低賃金審議会におきまして、使用者側はこの法定労働時間の採用を主張しておりました。労働者側は所定内の実労働時間の方を使うべきだと、こういう議論がございました。結局、その審議会での議論としては、公益委員が引き取る形で今使っております法定労働時間の方が採用されたと、こういう経緯になっておるところでございます。

これは、最低賃金はすべての労働者に適用されるものでありますとか、生活保護との比較によつて、引上げ額を計算する上での実務上安定的に行う必要があるとか、そういった点が配慮されて、この審議会での議論を踏まえて、審議会としての取扱いというものが決められたというふうに理解をしております。

○小池晃君 今の経過なんですが、これ月百七十三・八時間だとすると、年間では二千八十五・六時間になるので、これ実際には所定内で二千時間

を超えて働くことなどできませんから、労働側が小委員会で主張したことは私はこれは当然だと思ふんです。

続いて厚生労働省、もう一回聞きますが、一般労働者の月の所定内実労働時間は昨年の毎月勤労統計では何時間でしょうか。

○政府参考人(金子順一君) 平成二十一年の毎月勤労統計調査におきまして、規模五人以上でございしますが、調査産業計で百五十三時間となっております。

○小池晃君 ですから、百七十三・八時間の厚労省の基準と、だから実労働時間とは月当たり二十・八時間の差がある。その分、現実の最低賃金水準よりも水増しされることになるわけでありま

す。

大臣、私、お聞きしたいのは、一般労働者の現実の所定内実労働時間を働けば生活でできるだけの賃金を保障すると、これがやっぱり当たり前じゃないかと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(長妻昭君) これは基準をどこに持っていくかという大変悩ましい議論でもあると思いますけれども、これは最低賃金審議会では、これは普通の審議会ではなくて、労使そして公益委員というところで、労働側、使用者側の代表が入った議論の中で、この法定労働時間を使っているという一つの決めがなされたわけでございますので、今の段階ではまずこの基準でクリアをしない、最低賃金の地域もあるということでもございしますし、我々新政権では最低賃金そのものを更に上げていくというところを目指す施策も出しておりますので、まずは最低賃金の底上げを図っていくということでありま

す。

○小池晃君 まずは、まずは言うけれども、新政権になったんだから、自公政権時代の数字をそのまま使って、実際には働けない労働時間を根拠にしたんでは本当に必要な最低賃金額が出てきませんから、これはきちっと、これはすぐできるはずですから、一か月賃金、所定内実労働時間で計算すべきだと思います。

民主党はそもそも、昨年の総選挙で最賃全国平均千円を目指す公約をしました。ところが、昨年の最賃引上げでは高いところで東京で二十五円、これ七百九十一円になりましたけれども、佐賀、長崎、宮崎、沖縄、こういったところは一円から二円しか増えていないんですね。全国加重平均で七百十三円、対前年比で十円の増額、仮に今後このペースでいったら、平均千円になるには三十年近く掛かるわけです。時給八百円程度の賃金ではこれは生活維持も困難ですし、労働意欲にもつながりません。中小企業に対する支援、もちろん必要ですけれども、フルタイム働けば生活できるという賃金保障は私はこれは最低限必要だと思ふんです。

今年の中央最賃審議会では、今の時点では何の議論も行われていません。このままではゼロに近いんではないかという悲観する声も出ているんですね。大臣、やはり政治主導というのであれば、審議会任せにせずに、大臣のイニシアチブを発揮をして平均千円といったことに近づける、そのイニシアチブを今こそ發揮すべきじゃないですか。

○国務大臣(長妻昭君) まずは、これはマニフェストでも申し上げておりますけれども、全国最低賃金八百円を想定しようということ、これはマニフェストでもあるように、一期四年の中で実現をしようということでございます。そして、今、調査の経費も付けまして、最低賃金を上げていくには、例えば中小企業にとってどういう問題が発生するのか、その問題を解決するためにどういう別の政策、中小企業支援等が必要なのかというところについて調査を開始しております。その調査結果が夏ごろまでに出来ますので、その調査結果も踏まえて、我々は最低賃金の底上げを図っていくと考えております。

○小池晃君 いや、選挙のときと大分違うじゃないですか。そんなことを言ったら、八百円だって十年ぐらいつちあいますよ、今のペースで十円ずつだったら。

私は、これは日本経済の回復のためにやっぱり

今こそこういう分野が必要なんだというのが民主党の主張だったんだし、これはやっぱりちゃんと実現できる、そういう手だてをしつかり政権として示すべきですよ。そのことを強く求めたいと思います。

それから、変形労働時間制についてもお聞きしたいんですが、四月七日に、全国で約百九十店を展開するパスタチェーンの洋麺屋五右衛門、このアルバイトの店員さんが、変形労働時間制の不当な適用で支払われなかった残業代を請求した訴訟で、この変形労働時間制を無効として、未払残業代、懲罰的損害金、こういったものを合わせて支払うように命じる東京地裁の判決が出ました。

厚生労働省にお聞きしたいんですが、現時点で変形労働時間制はどれだけの職場で導入されておりますか。

○政府参考人(金子順一君) 変形労働時間制を採用している企業数割合でございしますが、一年単位の變形制の場合三五・六％、一か月単位の變形制で一五・五％、全体では五四・二％というふうになっております。

○小池晃君 全体の五割も導入されているんですね。やっぱりこれ、きちんとやられていないと大変なことになると思うんです。

このケースでは、労基署は変形労働時間の違反を認めただけで、是正指導をしたんですが、会社はそれに従わずに、二年分のところを一か月分しか是正しなかったんです。ですから、労働者は訴えて、不足分の請求と、悪質な場合に裁判所が認定する付加金、これを求めた裁判なんです。大臣、元々こういう、本当に今、業界は低賃金です。非常に劣悪な労働条件です。そこで働いていた上に、不誠実な態度で、労基署の指導にも従わずに残業代払わないというところは許されないと、それを裁判所に訴えなければ解決しないということではないでしょうか。

大臣、私、少なくともこの洋麺屋五右衛門というところでは、アルバイト、有期雇用で同じよう

な労働時間管理に置かれている人が六千人もいるというんです。私は、裁判と同様のこういう実態がないかどうかを総点検する必要があるんじゃないかと思いますが。

私は、大臣、裁判について聞いているわけじゃないから、個別事例と逃げないで、やっぱりこれは労働行政として総点検するというのが必要じゃないかと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(長妻昭君) 今言われた個別の事業者の中身のコメントというのは差し控えますけれども、一般論としては、労働基準監督機関としては、申告人以外の労働者にも共通する問題が認められた場合は、当然、併せて是正を求めるということをしていくわけでありま

す。

そして、今おっしゃられた変形労働時間制でありますけれども、これについて、これを本来の趣旨とは違って運営をしていくということは、これはあつてはならないわけでございますので、我々はこういう観点も着目をして、今後とも適切に監督指導を実施をしていこうと考えております。

○小池晃君 いや、ほかにもある可能性があるんじゃないかと、これは大いにあるんじゃないですか。だって、労基署の指導に従わないでやっているんですよ。裁判でようやくこれが認定されたんですよ。だから、私はここに対してはちゃんと点検に入るべきだと思いますが、どうですか。点検するかどうか答えてください。

○国務大臣(長妻昭君) 個別のことを国会のこの場でお答えはできませんけれども、今申し上げた趣旨のとおり適切に、ほかの申告者以外の方にも同様の法違反が認められるという場合は、その是正を図るようにきちっと指導をしてまいります。

○小池晃君 きちっと指導をしていただくように、これはこつちでこれから見守りたいというふうに思います。きちんとやってもらわないと困ります。

今回のように、アルバイトなど有期労働者が圧倒的な店舗で働いて、シフトの勤務の変更というのはもう日常茶飯事なんです、こういうところ

は。勤務直前で突然労働時間が変わる、こんなことがしょっちゅう起こるわけですね、こういうところは。私は、こういう職場ではそもそも変形労働時間制認めるべきでないと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(長妻昭君) これは、変形労働時間制というのが一定のルールの下これが認められているということが今までもなされておりますので、単に、例えばアルバイトの労働者が多い職場だから認めないとか認めるとか、職場によって差は付けるべきものではないというふうに考えております。

○小池晃君 いや、でも、現実こういうことが起こっているんだから、やっぱりしっかり問題意識持ってやってもらわないと困りますよ。やはり、こういう事態を放置することは許されないというふうに思いますので、この問題、引き続き私、取り上げていきたいというふうに思います。

それから、今日ちょっとどうしても、時間がないので、最後やりたいのは、先ほども議論ありましたけれども、B型肝炎の問題です。

今、原告団、弁護団の皆さんが厚生労働省の前で座込みをされていて、私、昼休みに行つてまいりました。先ほど責任ある対応ができないから会わないんだというふうにおっしゃったけれども、私はとんでもないと思うんですよ。だって、会わなければ責任ある対応策ってできるんですか。会つて話を聞くのが責任ある対応策をつくり出していくその第一歩になるじゃないですか。

大臣が記者会見で言つたんです、省内でA案、B案、C案、検討していますと。そのA案、B案、C案なるものの中身は全く明らかにってないんですよ。これは、密室で官僚と一緒に検討して答えが出るんですか。

舛添大臣は厚生労働大臣時代のことを回顧録を書いていて、そこで薬害肝炎のときのことを言っているんですよ。何て言っているかというと、役人をはじき出してきた二兆円という数字があったと、それに対して弁護団が出してきた数字は全く

違った。問題が解決した今から振り返つてみると、原告弁護団の数字の方が実態に近かったと、こういうふうにおっしゃっているんですよ。やっぱり補償の水準考える上でも、実際に訴えている原告団、弁護団に話を聞くということをやつて初めて責任ある対応ができるんじゃないですか。だから、そのために私は会うべきだと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(長妻昭君) 私が先ほど申し上げましたのは、責任ある発言ができるというときにお会いをしてお話をするというのを申し上げたところでありまして、当然、省内で過去のいろいろな事例の分析をする、その情報というのは省内にとどまらず、関係各省庁とも、今事務方同士も連絡協議をする、そして関係閣僚も協議をする、そして総理大臣を中心として議論も協議をするということ、もう期限が迫つておりますので、それに向けて一つ一つ議論をして、責任ある発言ができるように努めていくことであります。

○小池晃君 責任ある発言ができないから会わないって、私は勘違いしていると思いますよ、国民は何のためにあなたたちに政権を渡したんですか。責任ある回答ができないから会わないんですよ。責任ある回答をするために政権渡したんじゃないんです。野党のときだったら、真つ先にあなたたち駆け付けて会いなさいと言つていたじゃないですか。今も座り込んでいます、今日の夕方までも。行つて手を握つて話を聞くと、そういうことをやるのが新しい政権の仕事なんじゃないですか、それを期待して国民はあなたたちに政権を渡したんじゃないですか。こんな冷たい官僚的な対応をするために政権交代したんじゃないですよ。山井さん、どうですか。

○大臣政務官(山井和則君) 小池委員にお答えを申し上げます。本当に、そういう御質問いただくと、私も非常に責任を感じます。先ほども丸川委員に答弁をさせていただきましたが、肝炎対策基本法そして核酸アナログ製剤の医療費助成、この四月からスタートをしました。そして、一刻も早く、苦しんでおられる方々がやはりこの訴訟が終わるように私もせねばならないというふうに思つております。

大臣も答弁しましたように、五月十四日という具体的な一つの期日というものがありますので、そのときに回答ができるように精いっぱい今協議をしている最中でございます。

○小池晃君 何で会わないんですか、今日夕方まで厚生労働省の前に座つていらっしゃるんですよ、行つて手を取つて話を聞いただけいいんですよ。ここで回答できなくても、それは無責任なことを言われちゃ困りますよ、でも話を聞いてあげてくださいじゃないですか。それが新しい対応を考えていく土台になるんじゃないですか。私は、新政権ということに国民が期待したのはそういう対応なんだと思いますよ。

大臣、あなたは何のために権力持つているんですか。あなたが会つて言えは会えるんですよ。あなたは厚生労働省のトップになったんですよ。その権力を今こそ国民のために使うべきときなんじゃないですか。行つて会ってください。

○国務大臣(長妻昭君) 先ほど来答弁いたしておりますけれども、我々は今政権の座に着いているということ、まさに責任ある対応、責任ある実際の問題解決をしなければならぬということ、政府挙げて我々今協議をしているところでありまして、それについて五月十四日の期日までにきちつとした回答ができるように責任ある今議論をして、その回答ができるように今関係各大臣とも様々な情報の交換をし、いろいろな過去の例の問題あるいは最高裁の判決も含めて、我々鋭意協議をしているというところであります。

○小池晃君 官僚と議論しているだけでは私は結論は出ないと思います。声を聞くと、それが解決の第一歩だということを重ねて申し上げます。終わります。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道でございます。

有期雇用、そして派遣、請負などの間接雇用、これは小泉構造改革による労働法制の規制緩和によりまして、今や労働者の三人に一人までに増えまいりました。デフレからの脱却、国内消費の立て直しのために小泉構造改革で破壊された雇用を再建してディーセントワーク、人間らしい働きがいのある仕事、労働、これを実現しなければならぬというふうに思っています。

新成長戦略におきまして、このディーセントワークの実現に向けて同一価値労働同一賃金、そして均等・均衡待遇の推進がうたわれておりますし、鳩山総理も同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進に積極的に取り組んでいくと、こういう決意を今年の四月、衆議院の本会議でされておるわけであります。

ディーセントワークに向けては非正規労働者を正規化する、あるいは非正規のまま均等待遇を実現すると、この二つのやり方があるわけであります。その手法としては奨励金を払う、あるいは規制強化を行う、そしてメリット措置などの経済的インセンティブを与える、こういうやり方があるわけでございます。

今日はそのディーセントワークを実現する手法に沿つて少し質問をしてみたいというふうに思っています。

まず、奨励金を使つてのやり方でございますけれども、政府は現在、派遣労働者やフリーターを正社員として雇い入れる企業に対して奨励金を交付している。派遣労働者雇用安定化特別奨励金とか、あるいは若年者等正規雇用化特別奨励金、こういう制度を使つておりますが、現場の声を聞きますとこれは非常に評価は余り良くない、これが現実でございます。

大臣も均等待遇に向けて取り組んでいきたいと、こういうふうにも明言されているわけですが、いかにして均等化するかという政策手段以前に何を均等にするか、これを検討しなければ私にはならないというふうに思っています。そもそもどの程度正規労働者と非正規で格差が存在するの

か、データが私はないんじゃないかと思うんです。データはあるんじゃないか。

少なくとも、企業ごとに非正規労働者を受け入れている割合及び一定以上非正規労働者を受け入れている企業においては、部署ごとあるいは勤続年数ごとの平均的な給与額を含む正規と非正規の労働条件の格差の情報開示を私は企業に求めるべきだというふうに思うんです。

こう言いますと、必ず同一労働同一賃金、この同一価値労働というものの概念が不明確だという話がすぐ出るんですが、私は少なくとも職務内容が基本的にほぼ同じだというものをやっぱり対象に置きながら、どういう不均衡あるいは格差があるのか、この情報をしっかりと公開すると、これが同一価値労働同一賃金の、私はその作業の土台になるんじゃないかと、こういうふうに思っております。是非これをやっていただきたいというふうに思うんですが、御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(長妻昭君) 実態把握ということは本当に重要でございまして、この有期労働契約研究会で昨年調査をいたしましたものは、正社員と比較した基本給の水準ということで、有期労働者がどのくらいの水準かということでございまして。これ、一時間当たりの基本給の水準を比較をしたものでございましてけれども、正社員に比べて、八割以上十割未満という方が二四・七%、六割以上八割未満という方が三一・八%、四割以上六割未満という方が一六・九%ということでございまして、多いのは、三割の方は正社員に比べて六割から八割の給与水準であるということでございまして、やはり格差というのは今のような状況であるということも一定の調査で分かったわけであって、この待遇にかかわるそういう論点も含めて、今、有期労働契約の研究会の中で議論をして、対策をまとめていきたいというふうに考えております。

○近藤正道君 次に、規制強化を通じてディーセントワークを実現するというルートであります

が、いよいよこの十六日から衆議院で労働者派遣法の改正案の審議がスタートをいたしました。まず、これを早期に成立をさせて規制強化の第一歩としていきたいと、こういうふうに思っております。

一方で、この間、急速に増えした有期雇用でございまして、これは民主党、社民党、国民新党の三党が、〇八年の十二月に、有期労働契約の締結、更新、終了のルールを明らかにした有期労働契約遵守法案、これを共同提案をいたしました。これは結局通らなかったわけでありましてけれども、長妻大臣も当時、民主党の担当者として打合せなどにお見えになっていた、こういう経過もございまして。

現在、有期雇用につきましては、今ほど来話が出ております有期労働契約研究会、これで検討が進められているわけでありまして、この研究会の検討事項の中に、さきの有期労働契約遵守法案、この内容は盛り込まれているんじゃないでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 今御指摘の点でありますけれども、有期労働契約研究会の論点の中で、このいわゆる三党案に盛り込まれていた事項も含む論点として、一つは契約締結に関するルールはいかにあるべきか、二番目としては公正な待遇を実現するためのルールはいかにあるべきか、三番目は雇止めにかかわるルールはいかにあるべきかという論点も盛り込んで議論を進めているということでもあります。

○近藤正道君 派遣切りとか請負切り、これは今大変深刻な状態にあると、こういうふうに私は認識しております。これらの間接雇用においては、派遣先や発注者といった就労先企業との派遣契約や請負契約の解除などを理由に、派遣会社や請負会社の有期労働者だけではなくて常用労働者も解雇されている、こういう実態がございまして。

労働契約法の第十七条の一項では、使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇すること

はできないと、こういうふうに規定されております。にもかかわらず、派遣先や発注者から契約が中途解除されたという理由だけでやむを得ない理由があると認められるものではない、こういうことで解雇されるケースが非常に今も後を絶たない。やむを得ない事由があると認められるケースというのはそういうことを言うのではないんだというところをもっと徹底して厚労省としては周知をする私が必要があるのではないかと。多分皆さんはやっているというふうに思うんだけれども、とにかくこれを絶たないですよ。もっと徹底して私は周知をしていただきたいと、これは要望的な質問でございまして、いかがでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 今御指摘いただいたのは、労働契約法の第十七条第一項にやむを得ない事由というのがありますが、その解釈であります。

今おっしゃっていただいたように、派遣元が派遣先との間の労働者派遣契約を中途解除されたことをもって派遣元が雇用している派遣労働者を解雇することは、直ちに労働契約第十七条第一項のやむを得ない事由があるものとは認められないというところであります。

○近藤正道君 確かにそうなんですけれども、しかし現にこのことによつて、こういうことを口実にした解雇が依然としてやっぱ後を絶たない。だから、皆さんの周知徹底がまだ不十分なんではないかと、だからここをもっとしっかりとやっていただきたいという質問をしているわけであって、どうぞ、もう一度。

○国務大臣(長妻昭君) 今の点、よく私も労働基準監督署等に再度確認をして、不十分な点があれば、さらにそういう対象者にどういうふうに告知するのが一番適切なのかな、これをよく話を聞いて、適切な広報の強化ということについても進めていきたいと思っております。

○近藤正道君 是非徹底していただきたいというふうに思っています。次に、メリット措置によるインセンティブを働

かせて何とかディーセントワークを実現すると、このやり方、手法でございまして、国の機関が民間に仕事を発注するいわゆる公共調達というのは、国民の貴重な税金を民間企業に支払うわけでありまして、非正規の正規化あるいは均等待遇という望ましい雇用秩序の実現に向け取り組んでいる企業を優遇するというの、私は企業間の競争環境の公平、公正を保障するためには私は望ましいことだと、是非やるべきことだと、こういうふうに思っております。

この点について、内閣府におきましては、男女共同参画あるいはワーク・ライフ・バランス実現のための公共調達のためのポジティブアクション、この制度を始めました。

質問でありますけれども、厚労省の調達におきましても非正規の正規化あるいは均等待遇に取り組んでいる企業に公共調達において加算措置をとるなど優遇する制度を是非導入すべきではないか、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(長妻昭君) 内閣府ではそういう取組があるということで、今ここに入札公告を持っておりましてけれども、これは、購入等の件名、何を発注するかというところ「ワーク」と「ライフ」の相互作用に関する調査」ということでありまして、その中のこの技術評価ポイントの中で百点中七ポイントワーク・ライフ・バランス実現のための取組の状況というのに入れていると、こういうなかなか興味深い取組をされておられるということでございます。

その中で、こういう取組を厚生労働行政の中でどういう位置付けができるのか。その一方で、国民の皆様から要請があるのは、やはり安いお金でいい仕事をしてもらうという要請もコストの問題でもありますので、そういうバランスの中で、内閣府と同様の取組かどうかは別にいたしまして、今御指摘いただいた点をどう位置付けたいかというのはい度省内でも発注部局に検討させてみたいと思っております。

○近藤正道君 厚労省ぐらいいは是非私はやっていただきたいと思うんです。厚労省の会計課とかあるいは財務省の法令解釈、いろいろ聞いてみましたけれども、少なくとも非正規の正規化あるいは均等待遇に関連した事業であればこういうことをやるということは全然構わないと、こういう私は答えもいただいておりますので。

内閣府が、男女共同参画の部署がそういうことを始めたんですから、次は厚労省がその後を追っかけると、こういう是非体制を取っていただきたい、そしてその政治的な意思を明確にしていきたいと、こういうふうに通じています。今ほど大臣の御答弁、前向きな私は答弁だというふうに評価をさせていただきますので、是非これを具体化させ、スピードアップをしていただきたいとお願いをしたいというふうに通じています。

先日、セーフティネットを強化する方向で雇用保険法が改正されました。一般に、保険制度では、保険事故を引き起こした者の掛金、保険料は高くなります。現在の日本の雇用保険制度では、体力があるにもかかわらず解雇や有期の雇い止めを繰り返す会社が長期の正規雇用を維持して頑張っている優良な企業の保険料を食いつぶしながら堂々と利益を上げるという一種のモラルハザードが私は発生しているのではないかと、起きているのではないかと、私自身はそういうふうに見ているわけでありました。

アメリカの雇用保険では経験料率という制度が取られておりまして、解雇権を濫用する事業主の保険料が上がる仕組みになっているんです。また、日本の労災保険でも、事業所ごとの労災の件数に応じて保険料率を上下させる、そういうメリットの制度を採用しております。

厚労省、これは〇八年の六月でありますけれども、第七回の今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会というところで、雇用保険のメリット制度は議論されたことはあるけれども理論的、技術的に難しいと、こういうことを当時の職業安定局長が発言しているわけでございます。私は、こ

の発言がちよつと腑に落ちないわけでございます、こういう雇用保険制度のメリット制度、理論的あるいは技術的に難しいという、その断定は一体どういう根拠に基づいてこういう断定のされ方をしているのか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○国務大臣(長妻昭君) 私が報告を受けましたのは、アメリカに今言われたようなメリット制というものがあろうということでございますけれども、それについて日本ではどうかということですが、一つは、アメリカの雇用保険というのは自己都合の退職は出ないと、こういう扱いになっているということでございます、つまり会社都合の解雇だけしか失業保険制度が適用されない、そして原則として事業主負担のみであると、こういうようなことからかみでそういうメリット制の導入というのはあろうかという、アメリカではですね。

ただ、日本では、この自己都合退社というのが、それはすべて会社の責に負わすことがいいのかどうか、自己都合の退社がですね、そういうような議論もあり、広く社会全体で雇用を支えるという趣旨でそういう一定の意見が出たというふうに通じております。

○近藤正道君 私は、この議論は是非一度、一度どうか、これから徹底的にやっぱりやっていただきたいなと、こういうふうに通じています。自己都合解雇についてはいろんな意見が、今大臣もおっしゃったけれども、いろんな意見があるということはよく分かるけれども、少なくとも、会社都合の解雇とかあるいは非自発的な失業を生み出した後にも事業を継続するような事業者、事業主の負担部分については雇用保険のメリット制度をやっぱり検討すべきではないかと。

そして、そういう解雇をたくさん出すような会社にはやっぱりその後、保険料が高くなる、頑張る企業は保険料を抑えていただく、そういうインセンティブを働かせる、この議論の是非について私は審議会等では是非これから議論をしていただき

たい、こういうふうに通じているわけでございます、こういう制度はスウェーデンにもあると。頑張る企業は保険料を安くしていただける、簡単に労働者の首を切るような企業については保険料は高くなる、こういう形でインセンティブを働かせると。こういうやっぱり制度は是非私は議論して今後いただきたい、こういうふうに通じています。が、ディセントワークを実現するという立場で、是非大臣、どういふふうにお考えなのか、お考えを最後に聞かせていただいて、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(長妻昭君) これはせっかくの御指摘なんですけれども、慎重な対応が私は必要だと考えておりまして、一つは、まず失業は国全体の経済状況の影響も受けるということで、当然その会社だけの責に負わせることは難しい。あるいは、これは例えばの話でありますけれども、そういう形になりますと、企業によっては有期雇用を増やして、それが期間が来ればそのまま解雇ということが増えるのか増えないのか。あるいは自己都合に対する日本は給付もありますので、これについて労働者負担も日本はあります、これについてはなくて。そういうことからかみで、今の時点ではこれは慎重な対応が必要だということ、直ちに議論をしていくということにはならないというふうに通じています。

○近藤正道君 今日の段階ではそれだけにしておきたいというふうに通じていますが、更にいろいろ私も勉強してまた質問させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。終わります。

○委員長(柳田稔君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(柳田稔君) 次に、国民年金法等の一部を改正する法律案及び厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案の両案

を一括して議題といたします。

まず、提出者衆議院厚生労働委員長藤村修君から順次、趣旨説明を聴取いたします。藤村修君。

○衆議院議員(藤村修君) ただいま議題となりました両案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案について御説明を申し上げます。

障害年金制度においては、年金受給者により生計を維持される配偶者や子がある場合に、年金額が加算される仕組みが設けられており、この加算は、年金受給権が発生した時点で配偶者や子を有していた場合に行われています。しかし、年金受給開始後に結婚したり、子供が生まれた場合には加算されないため、所得保障として不公平な取扱いはないかとの指摘がなされております。

本案は、公的年金制度に基づく障害年金の受給権者について、受給開始後の結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じて障害年金の額を加算するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、障害基礎年金等について、年金受給開始後に子を有するに至ったときも加算を行うものとする。

第二に、障害厚生年金等について、年金受給開始後に六十五歳未満の配偶者を有するに至ったときにも加算を行うものとする。とともに、国家公務員共済組合等の障害共済年金についても、同様の改正を行う。

なお、この法律は、平成二十三年四月一日から施行することとしております。

次に、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本案は、平成二十二年一月に日本年金機構が発足したこと等に伴い、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律の規定中「社会保険庁長官」とあ

るのを「厚生労働大臣」に改めるとともに、遅延加算金の支給に係る事務等を、通常の年金給付と同様に、日本年金機構に行わせるための規定等を整備しようとするものであります。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から施行することとしております。

以上が、両案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(柳田稔君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。——別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、国民年金法等の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田稔君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柳田稔君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(柳田稔君) 次に、医療保険制度の安定

的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取いたします。長妻厚生労働大臣。

○国務大臣(長妻昭君) ただいま議題となりました医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国の医療保険制度においては、昨今の経済状況の悪化や医療費の増加等により、各医療保険者の財政状況が非常に厳しくなっており、このままでは市町村国民健康保険、協会けんぽ、後期高齢者医療制度それぞれの来年度以降の保険料の大幅な上昇が見込まれるところであります。このため、厳しい経済状況の中で、できる限り保険料の上昇を抑制するために必要な財政支援措置等を講ずることにより、医療保険制度の安定的な運営を図ることとしております。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国民健康保険制度においては、市町村が運営する国民健康保険の財政基盤の強化を図るため、所得の少ない方の数に応じて市町村を財政的に支援するための制度や、高額な医療費に対して国及び都道府県が補助する事業を継続することともに、一定の額以上の医療費を市町村が共同で負担する事業について、都道府県の権限と責任の強化を図った上で継続することとしております。

あわせて、国民健康保険事業の運営の広域化や財政の安定化を推進するため、都道府県が市町村に対する支援の方針を策定できるようにすることとしております。

また、保険料の滞納により世帯主に被保険者資格証明書を交付する場合において、子供が安心して医療を受けることができるよう、保険者は、当該世帯に属する中学生以下の被保険者に加えて、高校生世代の被保険者に対しても、有効期間を六か月とする短期被保険者証を交付することとしております。

第二に、健康保険制度においては、協会けんぽに対する国庫補助率について、平成二十四年度までの間は、千分の百六十四とするとともに、同期間については、毎事業年度における財政均衡の特別を設けることとしております。

あわせて、被用者保険等の保険者が負担する後期高齢者支援金について、平成二十四年度までの間、その額の三分の一を被用者保険等の保険者の標準報酬総額に充当したものとすることとしております。

なお、協会けんぽに対する国庫補助率については、その財政状況等を勘案し、平成二十四年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとしております。

第三に、後期高齢者医療制度においては、被用者保険の被扶養者であった高齢者に対して課する保険料の減額措置について、当分の間、市町村及び都道府県が行う財政措置を延長するとともに、都道府県に設置する財政安定化基金について、当分の間、これを取り崩して保険料率の増加を抑制するために充てることができるようにすることとしております。

最後に、この法律の施行期日については、平成二十二年四月一日と提案しておりましたが、衆議院において公布の日に修正をされております。

なお、高校生世代の被保険者に対する短期被保険者証の交付や協会けんぽに対する国庫補助率、後期高齢者支援金に関する規定については、平成二十二年七月一日から施行することとしております。

以上が、本法案の趣旨でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上です。

○委員長(柳田稔君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(柳田稔君) 次に、連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案について、総務委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柳田稔君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十分散会

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は四月十二日)

一、国民年金法等の一部を改正する法律案(衆)

一、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案(衆)

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案

(小字及び「は衆議院修正」)

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律案

(国民健康保険法の一部改正)

第一条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定市町村の安定化計画第六十八条の二」を「広域化等支援方針第六十八条の二・第六十八条の三」に改める。

第六条第六号中「被扶養者」を「被扶養者」に改め、同号ただし書を削り、同条第八号中「高齢者の医療の確保に関する法律」の下に「昭和五十七年法律第八十号」を加える。

第九条第三項中「第六十三条の二」の下に「第六十八条の二第二項第四号」を加え、同条第六項中「十五歳」を「十八歳」に改め、同条第九項中「すべての」を削り、「ともに」の下に「当該被保険者に係る」を加え、同条第十項中「除く」及び「限る」の下に「及びその世帯に属する被保険者」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者が属する世帯の世帯主又はその世帯に属する被保険者の被保険者証について六月未満の特別の有効期間を定める場合においては、当該者に係る被保険者証の特別の有効期間は、六月以上としなければならない。

第九条第十一項中「被保険者」の下に「同項ただし書に規定する場合における当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者その他」を加える。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第二十二条中「国民年金法」を「及びその世帯に属する被保険者、国民年金法」に改め、「除く」の下に「世帯の世帯主」とあるのは「世帯の組合員」とを加える。

第五十八条に次の一項を加える。

3 保険者は、第一項の保険給付及び前項の傷病手当金の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託することができる。

第四章の二を次のように改める。

第四章の二 広域化等支援方針

(広域化等支援方針)

第六十八条の二 都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針(以下「広域化等支援方針」という。)を定めることができる。

2 広域化等支援方針においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化の推進に関する基本的な事項

二 国民健康保険の現況及び将来の見通し

三 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化の推進において都道府県が果たすべき役割

四 国民健康保険事業に係る事務の共同実施、医療に要する費用の適正化、保険料の納付状況の改善その他の国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を図るための具体的な施策

五 前号に掲げる施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整

六 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するため都道府県が必要と認める事項

3 都道府県は、当該都道府県内の市町村のうち、その医療に要する費用の額について厚生労働省令で定めるところにより被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものがある場合には、その定める広域化等支援方針において前項第四号に掲げる事項として医療に要する費用の適正化その他の必要な措置を定めるよう努めるものとする。

4 都道府県は、広域化等支援方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、広域化等支援方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

6 市町村は、国民健康保険事業の運営に当たっては、広域化等支援方針を尊重するよう努めるものとする。

7 都道府県は、広域化等支援方針の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に関し必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

(広域化等支援基金)

第六十八条の三 都道府県は、広域化等支援方針の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の基金として、広域化等支援基金を設けることができる。

第七十条第一項中「支給に要する費用並びに」を「支給に要する費用(第七十三条第一項及び第七十四条において「療養の給付等に要する費用」という。)並びに」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第七十二条第二項第一号中「から前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額」を削る。

第七十二条の二に次の一項を加える。

3 都道府県調整交付金の交付は、広域化等支援方針(都道府県が広域化等支援方針に定める施策を実施するため地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定による勧告をした場合にあつては、広域化等支援方針及び当該勧告の内容)との整合性を確保するように努めるものとする。

第七十二条の四を削り、第七十二条の五を第七十二条の四とする。

第七十三条第一項中「療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養

費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用」を「療養の給付等に要する費用」に改める。

第七十四条中「第七十二条の四第二項、第七十二条の五」を「第七十二条の四」に改める。

第七十五条中「第七十二条の四第二項及び第七十二条の五」を「及び第七十二条の四」に改める。

第七十五条の二を削る。

第七十七條及び第七十八條を削り、第七十九條を第七十七條とし、第七十九條の二を第七十八條とし、第七十九條の三を第七十九條とする。

第七十九條の四の中「この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務」第七十二條の二第一項、第七十五條、第七十五條の二及び第七章の規定により処理することとされている事務並びに第十章の規定により処理することとされている事務のうち市町村及び連合会に係るものを除く」を「第七十七條第一項及び第三項(第二十七條第三項において準用する場合を含む。)、第二十四條の四、第二十四條の五、第二十五條第一項、第二十七條第二項及び第四項、第三十二條第二項、第三十二條の二第二項、第三十二條の七第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三十二條の十二、第四十一條第一項(第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第二項において準用する場合を含む。)、第四十五條第三項並びに第四十五條の二第一項及び第五項(これらの規定を第五十二條第六項、第五十四條の三第二項、第五十三條第三項及び第五十四條の二第三項、第四條の二並びに第五十四條の二の三第一項及び第三項(これらの規定を第五十四條の三第

二項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第八十八条並びに第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第六十六条第一項、第七十七条及び第八十条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第一百零四条、附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十四条第四項及び第三百三十四条第二項並びに附則第十九条において準用する同法第五十二条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務」に改め、同条を第一百零九条の二とする。

附則第六条中「（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）を削る。」

附則第七條第三項ただし書中「被用者保険等保険者」を「退職被保険者等所属市町村」に、「以下同じ」を「以下この項において同じ」に改め、同条第四項を削る。

附則第九條第一項中「以下同じ」を「第七十二条の三第一項において同じ」に改め、「同条第三項第一号イ(1)中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、同号イ(2)及びロ並びに同項第二号イ(2)及びロ並びに同条第五項第一号中「被保険者の数」とあるのは「一般被保険者の数」と、同項第二号中「被保険者の総数」とあるのは「一般被保険者の総数」と、同項第四号及び」を削り、同条第二項中「附則第七條第四項の規定により厚生労働大臣が定める組合」を「次条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合」に、「附則第七條第四項」を「附則第十條第三項」に、「附則第十條第一項」を「同条第一項」に改める。

附則第十條に次の一項を加える。

3 第一項の被用者保険等保険者は、健康保険法の規定による保険者、船員保険法の規定による保険者、第六條第三号に規定する共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び健康保険法第三條第一項第八号の規定による承認

を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする組合であつて厚生労働大臣が定めるものとする。

附則第二十一條第一項中「（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次の一項を加える。

5 第三項第二号及び前項第二号に規定する調整対象基準額は、当該年度の概算調整対象基準額（高齢者の医療の確保に関する法律第三十四條第三項に規定する概算調整対象基準額をいう。以下この項において同じ。）とする。ただし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額（同法第三十五條第三項に規定する確定調整対象基準額をいう。以下この項において同じ。）を超えるときは、当該年度の概算調整対象基準額からその超える額とその超える額に係る調整対象基準調整金額（当該年度の前々年度におけるすべての特定健康保険組合に係る概算調整対象基準額と確定調整対象基準額との過不足額につき生ずる利子その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるところにより各特定健康保険組合ごとに算定される額をいう。以下この項において同じ。）との合計額を控除して得た額とするものとし、当該年度の前々年度の概算調整対象基準額が当該年度の前々年度の確定調整対象基準額に満たないときは、当該年度の概算調整対象基準額にその満たない額とその満たない額に係る調整対象基準調整金額との合計額を加算して得た額とする。

附則第二十一條の次に次の一條を加える。
第二十一條の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の概算療養給付費等拠出金の額及び確定療養給付費等拠出金の額に ついての前条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第二号中「が負担する後期高齢者支援金」とあるのは「に係る後期高

齢者支援金（当該特定健康保険組合に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四條の三及び第十四條の四の規定の適用がないものとして同法百十九條の規定を適用するもの）と なるものとする。次項第二号において同 じ。」と、同条第四項第二号中「が負担した」とあるのは「に係る」とする。

2 平成二十二年度及び平成二十三年度の各年 度における前条第五項の規定の適用について は、同項中「第三十四條第三項に規定する概 算調整対象基準額をいう。以下この項におい て同じ」とあるのは「附則第十三條の二第三号 及び第四号に掲げる額の合計額をいう」と、 「前々年度の概算調整対象基準額」とあるのは 「前々年度の概算調整対象基準額 同法第三十 四條第三項に規定する概算調整対象基準額を いう。」と、ときは、当該年度の概算調整対 象基準額」とあるのは「ときは、当該年度の概 算調整対象基準額（同法附則第十三條の二第 三号及び第四号に掲げる額の合計額をいう。）と、概算調整対象基準額」とあるのは 「概算調整対象基準額（同法第三十四條第三 項に規定する概算調整対象基準額をいう。） と」とする。

3 平成二十四年度における前条第五項の規定 の適用については、同項中「第三十四條第三 項に規定する概算調整対象基準額」とあるのは 「附則第十三條の二第三号及び第四号に掲 げる額の合計額」と、「第三十五條第三項に規 定する確定調整対象基準額」とあるのは「附則 第十三條の三第三号及び第四号に掲げる額の 合計額」とする。

附則第二十二條中「前条第三項第二号」を「附 則第二十一條第三項第二号」に改め、同条の次 に次の一條を加える。
（組合に対する補助の特例）
第二十二條の二 平成二十二年度から平成二十 四年度までの各年度における第七十三條第二

項の規定の適用については、同項中「補助の 割合」とあるのは、「補助の割合及び組合の財 政力」とする。

附則第二十四條中「平成十八年度から平成二 十一年度までを「平成二十二年度から平成二十 五年度まで」に改める。

附則第二十五條中「平成二十年及び平成二 十一年度」を「平成二十二年度から平成二十五 年度まで」に改める。

附則第二十六條第一項中「平成十八年度から 平成二十一年度まで」を「平成二十二年度から平 成二十五年まで」に改め、同項第一号中「政令 で定める額」の下に「（第三項の規定により都道 府県が特別の額を定めた場合には、その額）を 加え、同条第二項中「政令の定めるところ」を 「政令で定める方法（同項第一号に掲げる交付金 を交付する事業について、次項の規定により都 道府県が特別の方法を定めた場合には、その方 法）」に改め、同条第五項を同条第六項とし、 同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前 項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、 同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県は、必要があると認めるときは、 第一項第一号に掲げる交付金を交付する事業 について、政令で定める基準に従い、広域化 等支援方針において、第六十八條の二第二項 第四号に掲げる国民健康保険の財政の安定化 を図るための具体的な施策として、第一項第 一号の政令で定める額又は前項の政令で定め る方法に代えて、特別の額又は特別の方法を 定めることができる。

附則第二十七條中「平成十九年度から平成二 十一年度まで」を「平成二十二年度から平成二十 五年度まで」に、「前条第四項」を「前条第五項」 に改める。

附則第二十八條中「健康保険法等の一部を改 正する法律（平成十八年法律第八十三号）の施行 後における」を削り、「平成二十一年度」を「平成 二十五年」に改める。

(健康保険法の一部改正)

第二条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条の二十八第二項中「決算報告書(以下」の下に「この条及び第二百七条の二第四号において」を加える。

第七条の二十九第一項中「及び事業報告書等」を「事業報告書(会計に関する部分に限る。及び決算報告書)」に改める。

第六十条第一項中「千分の百」を「千分の百二十」に改める。

第八十条第一項中「又は協会」を「協会」に改め、「ならない場合」の下に「又は解散により消滅した健康保険組合の権利を第二十六条第四項の規定により承継した場合であつて当該健康保険組合の保険料等で未収のものに係るものがあるとき」を加える。

附則第五条の次に次の一条を加える。

(国庫補助の特例)

第五条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの間は、第五百五十三条第一項中「給付費割合(同法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）」とあるのは「同法附則第十三条の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同法附則第十三条の二第一号に規定する調整対象給付費見込額(以下この条において「調整対象給付費見込額」という。))に同条第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。）」の割合」と、「に給付費割合を乗じて得た額」とあるのは「を基準として政令で定める額」と、附則第四条の四の規定により読み替えられた第五百五十三条第二項中「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金(日雇特例被保険者に係るものを除く。）」及び同法附則第七条第一

項に規定する病床転換支援金(日雇特例被保険者に係るものを除く。))並びに」とあるのは「の納付に要する費用の額に高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三条の四第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から、調整対象給付費見込額に同法附則第十三条の二第三号に規定する概算加入者調整率を乗じて得た額から調整対象給付費見込額を控除した額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))の割合を乗じて得た額並びに同法の規定による後期高齢者支援金(日雇特例被保険者に係るものを除く。))の納付に要する費用の額に同法附則第十四条の三第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合を乗じて得た額並びに同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金(日雇特例被保険者に係るものを除く。))及び」と、「当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金」と、「当該前期高齢者交付金」と、「当該額に給付費割合を乗じて得た額」とあるのは「前項の政令で定める額」と、第五百五十四条第一項中「費用の額に給付費割合」とあるのは「費用の額に給付費割合(高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。以下この条において同じ。))と、前条中「千分の百三十」とあるのは「千分の百六十四」とする。

附則第八条の二の次に次の一条を加える。

(都道府県単位保険料率の算定の特例等)

第八条の三 平成二十二年度から平成二十四年度までの間は、第六十条第三項第三号中「並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額(第六十一条の規定による国庫負担金の額を除く。))とあるのは、健康保険事業

の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額(第六十一条の規定による国庫負担金の額を除く。))並びに第七條の三十一の規定による短期借入金償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定める額」と、同条第五項中「二年ごと」に、翌事業年度以降の五年間」とあるのは「平成二十二年年度から平成二十四年度までの間、毎事業年度の開始前に(平成二十二年年度にあつては、当該年度開始後速やかに)、当該事業年度から平成二十四年度までの間(当該事業年度が平成二十四年度の場合にあつては、当該事業年度)」とする。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正)

第三条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条の次に次の五条を加える。

第十三条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特例)

第十三条の二 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者(国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。))に係る第三十三条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、第三十四条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合計額(当該合計額が零を下回る場合には、零とする。))とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十四条第一項第一号の調整対象給付費見込額と附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額に当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る加入者の見込数に対する前期高齢者である加入者の見込数の割合を基礎として被用

者保険等保険者ごとに算定される率(次号において「前期高齢者加入見込率」という。))を乗じて得た額との合計額(第三号及び附則第十三条の四第一項第一号において「調整対象給付費見込額等」という。))

二 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の三第一項第一号の概算加入者割後期高齢者支援金額に前期高齢者加入見込率を乗じて得た額(第四号及び附則第十三条の四第一項第二号において「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額」という。))

三 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額(当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費見込額等に当該各年度における概算加入者調整率(第三十四条第三項の概算加入者調整率をいう。次号において同じ。))を乗じて得た額をいう。附則第十三条の四第一項第一号において同じ。))

四 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額(当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に概算加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の四第一項第二号及び第三項において同じ。))

第十三条の三 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、第三十五条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額に三分の二を乗じて得た額との合計額(当該合計額が零を下回る場合には、零とする。))とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第三十五条第一項第一号の調整対象給付費額と附則第八条の規定により算定される病床転換支援金の額に当該各年度

における当該被用者保険等保険者に係る加入者の数に対する前期高齢者である加入者の数の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率(次号において「前期高齢者加入率」という。)を乗じて得た額との合計額(第三号及び附則第十三条の五第一項第一号において「調整対象給付費額等」という。)

二 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の四第一項第一号の確定加入者割後期高齢者支援金額に前期高齢者加入率を乗じて得た額(第四号及び附則第十三条の五第一項第二号において「前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額」という。)

三 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額(当該被用者保険等保険者に係る調整対象給付費額等に当該各年度における確定加入者調整率(第三十五条第三項の確定加入者調整率をいう。次号において同じ。))を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五第一項第一号において同じ。

四 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額(当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に確定加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の五第一項第二号及び第三項において同じ。)

(平成二十二年年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者納付金の額の算定の特例)

第十三条の四 平成二十二年年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る第三十八条第一項第一号の負担調整前概算前期高齢者納付金相当額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号から第三号までに掲げる額(特定健康保険組合(健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合をい

う。以下同じ。))にあつては、第一号から第四号までに掲げる額の合計額(第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る場合には、第三号に掲げる額(特定健康保険組合にあつては、同号及び第四号に掲げる額の合計額)とする。

一 調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額から調整対象給付費見込額等を控除して得た額

二 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額を控除して得た額(第四項第一号において「後期高齢者支援金に係る概算加入者割前期高齢者納付金額」という。)

三 後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額

四 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第三号の後期高齢者支援金に係る概算総報酬割前期高齢者納付金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の国民健康保険法附則第十二条第一項に規定する標準報酬総額(以下「標準報酬総額」という。)の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額(以下「標準報酬総額の見込額」という。))に納付金概算拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額は、当該各年度における当該特定健康保険組合に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係

る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等(国民健康保険法附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。以下同じ。)である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の納付金概算拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる合計額から第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率とする。

一 各被用者保険等保険者(第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る被用者保険等保険者を除く。)に係る後期高齢者支援金に係る概算加入者割前期高齢者納付金額の合計額

二 各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額の合計額

三 附則第十三条の二の規定により算定される額が零を上回る被用者保険等保険者に係る同条第二号に掲げる額から同条第四号に掲げる額を控除した額の合計額

第十三条の五 平成二十二年年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る第三十九条第一項第一号の負担調整前確定前期高齢者納付金相当額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号から第三号までに掲げる額(特定健康保険組合にあつては、第一号から第四号までに掲げる額)の合計額(第一号及び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る場合には、第三号に掲げる額(特定健康保険組合にあつては、同号及び第四号に掲げる額の合計額)とする。

一 調整対象給付費額等に係る確定調整対象基準額から調整対象給付費額等を控除して

得た額

二 前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額から前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額を控除して得た額(第四項第一号において「後期高齢者支援金に係る確定加入者割前期高齢者納付金額」という。))に三分の二を乗じて得た額

三 後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額

四 特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第三号の後期高齢者支援金に係る確定総報酬割前期高齢者納付金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に納付金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額は、当該各年度における当該特定健康保険組合に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の納付金確定拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる合計額から第二号及び第三号に掲げる合計額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

一 各被用者保険等保険者(第一項第一号及

び第二号に掲げる額の合計額が零を下回る被用者保険等保険者を除く。に係る後期高齢者支援金に係る確定加入者割前期高齢者納付金額の合計額

二 各特定健康保険組合に係る第一項第四号の特例退職被保険者等に係る前期高齢者に係る加入者割後期高齢者支援金の確定額に係る確定調整対象基準額の合計額

三 附則第十三条の三の規定により算定される額が零を上回る被用者保険等保険者に係る同条第二号に掲げる額から同条第四号に掲げる額を控除した額の合計額

(市町村の特別会計への繰入れ等の特例)

第十三条の六 当分の間、第九十九条第二項の規定の適用については、同項中「同条各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、条例の」とあるのは、「条例の」とする。附則第十四条の次に次の三条を加える。

(財政安定化基金の特例)

第十四条の二 都道府県は、当分の間、第六十六条第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。

(平成二十二年年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定の特例)

第十四条の三 平成二十二年年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の概算後期高齢者支援金の額は、第百二十条第一項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額(特定健康保険組合にあつては、第一号から第三号までに掲げる額)の合計額とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第百二十条第一項の規定により算定される概算後期高齢者支援金の額(以下この条において「概算加入者割後期高齢者支援金額」という。)に三分の二を乗じて得た額

二 概算総報酬割後期高齢者支援金額

三 特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第二号の概算総報酬割後期高齢者支援金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額の見込額に支援金概算拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る概算加入者割後期高齢者支援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の見込数に対する特例退職被保険者等である加入者の見込数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の支援金概算拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、各被用者保険等保険者の概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における第一項第三号の特例退職被保険者等に係る概算加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の見込額の合計額で除して得た率とする。

第十四条の四 平成二十二年年度から平成二十四年度までの各年度の被用者保険等保険者に係る第百十九条第一項の確定後期高齢者支援金の額は、第百二十一条第一項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額(特定健康保険組合にあつては、第一号から第三号までに掲げる額)の合計額とする。

一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第百二十一条第一項の規定により

り算定される確定後期高齢者支援金の額(以下この条において「確定加入者割後期高齢者支援金額」という。)に三分の二を乗じて得た額

二 確定総報酬割後期高齢者支援金額

三 特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第二号の確定総報酬割後期高齢者支援金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る確定加入者割後期高齢者支援金額に、厚生労働省令で定めるところにより算定される当該各年度における当該特定健康保険組合に係る加入者の数に対する特例退職被保険者等である加入者の数の割合を基礎として特定健康保険組合ごとに算定される率を乗じて得た額とする。

4 第二項の支援金確定拠出率は、厚生労働省令で定めるところにより、各被用者保険等保険者の確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額から各特定健康保険組合における第一項第三号の特例退職被保険者等に係る確定加入者割後期高齢者支援金額の合計額を控除した額に三分の一を乗じて得た額を、当該各年度における各被用者保険等保険者に係る標準報酬総額の合計額で除して得た率とする。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十一条中「起算して五年間」を「平成三十三年三月三十一日までの間に改める。」

(施行期日)

第一条 この法律は、^{公布の日}平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中国民健康保険法第九條第六項、第十項及び第十一項の改正規定、同法第二十二條の改正規定、同法附則第二十二條の改正規定並びに同條の次に一條を加える改正規定、第二條中健康保険法附則第五條の次に一條を加える改正規定並びに第三條中高齢者の医療の確保に関する法律附則第十三條の次に五條を加える改正規定(同法附則第十三條の六に係る部分を除く。及び同法附則第十四條の次に三條を加える改正規定(同法附則第十四條の二に係る部分を除く。及びに附則第七條から第十七條までの規定は、^{平成二十二年}同年七月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、第二条の規定による改正後の健康保険法(以下「改正後健康保険法」という。)附則第五條及び第五條の二(国庫補助率に係る部分に限る。)の規定について、全国健康保険協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成二十四年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に行われている第一条の規定による改正前の国民健康保険法(以下「改正前国保法」という。)第十二條の規定による協議については、なお従前の例による。

第四条 平成二十年度から平成二十二年までの各年度につき改正前国保法第六十八條の二第一項の規定により指定を受けた市町村については、同条第三項から第六項まで並びに改正前国保法第七十條第三項から第五項まで、第七十二條の四、第百十八條及び附則第九條第一項の規

定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、改正前国保法第七十条第五項第二号「すべての市町村の被保険者の総数に対する当該前期高齢被保険者の総数の割合」とあるのは、「すべての被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第七項第二項に規定する被保険者をいう。）に係る同条第三項に規定する加入者の総数に対する同法第三十二条第一項に規定する前期高齢者である加入者の総数の割合」とする。

第五條 第一条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「改正後国保法」という。）第七十二条第二項及び第七十二条の二第二項の規定は、平成二十五年以後の年度の調整交付金及び都道府県調整交付金について適用し、平成二十四年度以前の年度の調整交付金及び都道府県調整交付金については、なお従前の例による。

第六條 この法律の施行の際現に存する改正前国保法第七十五条の二の規定による広域化等支援基金は、改正後国保法第六十八条の三の規定による広域化等支援基金とみなす。

（健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第七條 平成二十二年度における改正後健康保険法第五條の二の規定により読み替えられた改正後健康保険法第五條及び改正後健康保険法附則第五條の二の規定により読み替えられた改正後健康保険法第五十三條第一項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年齢において改正後健康保険法附則第五條の二の規定の適用がないものとして改正後健康保険法附則第五條の規定により読み替えられた改正後健康保険法第五十三條第二項の規定により読み替えられた改正後健康保険法第五十三條第二項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の四に相当する額とす。

定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年齢において改正後健康保険法附則第五條の二の規定の適用がないものとして改正後健康保険法附則第四條の四の規定により読み替えられた改正後健康保険法第五十三條第二項の規定を適用するものとしたらば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第九條 平成二十二年度における改正後健康保険法第五條の二の規定により読み替えられた改正後健康保険法附則第五條及び改正後健康保険法附則第五條の二の規定により読み替えられた改正後健康保険法第五十四條第一項の規定により補助する額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年齢において改正後健康保険法附則第五條の二の規定の適用がないものとして改正後健康保険法附則第五條の規定により読み替えられた改正後健康保険法第五十四條第一項の規定を適用するものとしたらば同項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十條 平成二十一年度以前の年度の被用者保険等被保険者（改正後国保法附則第十條第一項に規定する被用者保険等被保険者をいう。以下同じ。）に係る概算前期高齢者交付金及び確定前期高齢者交付金、概算前期高齢者納付金及び確定前期高齢者納付金並びに概算後期高齢者支援金及び確定後期高齢者支援金については、なお従前の例による。

第十一條 平成二十二年度の被用者保険等被保険者に係る概算前期高齢者交付金の額は、第三條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（以下「改正後高齢者医療確保法」という。）附則第十三條の二の規定にかかわらず、同条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年齢において同条の規定の適用が

ないものとして改正後高齢者医療確保法第三十条の規定を当該被用者保険等被保険者に適用するものとしたらば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十二條 平成二十二年度の被用者保険等被保険者に係る確定前期高齢者交付金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十三條の三の規定にかかわらず、同条の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年齢において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十五条の規定を当該被用者保険等被保険者に適用するものとしたらば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十三條 平成二十二年度の被用者保険等被保険者に係る概算前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年齢において改正後高齢者医療確保法附則第十三條の四の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十八条の規定を当該被用者保険等被保険者に適用するものとしたらば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十四條 平成二十二年度の被用者保険等被保険者に係る確定前期高齢者納付金の額は、改正後高齢者医療確保法第三十九条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年齢において改正後高齢者医療確保法附則第十三條の五の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第三十九条の規定を当該被用者保険等被保険者に適用するものとしたらば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十五條 平成二十二年度の被用者保険等被保険者に係る概算後期高齢者支援金の額は、改正後高

齢者医療確保法附則第十四條の三第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年齢において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第二百十條の規定を当該被用者保険等被保険者に適用するものとしたらば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十六條 平成二十二年度の被用者保険等被保険者に係る確定後期高齢者支援金の額は、改正後高齢者医療確保法附則第十四條の四第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される額の十二分の八に相当する額と同年齢において同条の規定の適用がないものとして改正後高齢者医療確保法第二百十一條の規定を当該被用者保険等被保険者に適用するものとしたらば同条第一項の規定により算定されることとなる額の十二分の四に相当する額との合計額とする。

第十七條 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百九十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、附則第一條ただし書に規定する規定の施行後遅滞なく、平成二十二年度における各被用者保険等被保険者に係る前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金並びに後期高齢者支援金（次項において「前期高齢者交付金等」という。）の額を変更し、当該変更後の額をそれぞれ通知しなければならない。

2 改正後高齢者医療確保法第四十二条第三項及び第四十三条第三項並びに第二百二十四条において準用する第四十三条第三項の規定は、前項の規定により前期高齢者交付金等の額の変更がされた場合について、それぞれ準用する。

（船員保険法の一部改正）
第十八條 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十條中「第七條の二十八第二項」の下に「及び第七條の二十九第一項」を加える。
（地方自治法の一部改正）
第十九條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十

七号)の一部を次のように改正する。
別表第一 国民健康保険法(昭和三十三年法律

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)

第十七条第一項及び第三項(第二十七条第三項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四、第二十四条の五、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十二条の七第一項及び第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第三十二条の十二、第四十一条第一項(第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、第四十五条第三項並びに第四十五条の二第一項及び第五項(これらの規定を第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、第五十四条の二の三第一項及び第三項(これらの規定を第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。)、第八十条第一項、第八十八条並びに第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第百六条第一項、第百七条及び第百八条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第百十四条、附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十四条第四項及び第百三十四条第二項並びに附則第十九条において準用する同法第百五十二条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務

(地方財政法の一部改正)

第二十条 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
第三十七条中「平成十八年度から平成二十一年度まで」を「平成二十二年年度から平成二十五年まで」に改める。
(住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。
附則第十三条のうち国民健康保険法第九条第十二項の改正規定及び附則第十四条中「第九条第十二項を」第九條第十四項」に改める。
(政令への委任)

第二十二條 この附則に規定するもののほか、こ

の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

四月十六日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、後期高齢者医療制度廃止などに関する請願(第七一四号)
- 一、最低保障年金制度の実現と生活費に見合う年金引上げに関する請願(第七一五号)(第七一六号)(第七一七号)(第七一八号)
- 一、大量解雇の中止・撤回、緊急の生活支援と労働者派遣法の抜本改正に関する請願(第七一九号)
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第七二〇号)
- 一、社会保障拡充を求めることに関する請願(第七二二号)
- 一、公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願(第七二二号)(第七二三号)(第七二四号)(第七二五号)(第七二六号)(第七二七号)(第七二八号)
- 一、生活保護老齢加算を元に戻すことに関する請願(第七一九号)
- 一、介護労働者の処遇改善を始め介護保険制度の抜本的改善に関する請願(第七四一号)
- 一、七十五歳以上の高齢者と子供の医療費を無料にすることに関する請願(第七四二号)(第七四三三号)
- 一、保育を必要とする子供たちすべてに国からの補助を求めることに関する請願(第七四四号)
- 一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第七四五号)
- 一、生活保護老齢加算を元に戻すことに関する請願(第七四六号)
- 一、建設労働者の労働条件向上に関する請願(第七五三三号)(第七五四四号)(第七五五五号)(第七五六六号)(第七五七七号)(第七五八八号)(第七五九号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第七七五号)(第七七六号)

一、後期高齢者医療制度の速やかな廃止に関する請願(第七八一号)

一、労働者派遣法の早期抜本改正を求めることに関する請願(第七八二号)

一、後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・国民が望む医療制度を目指すことに関する請願(第七八三三号)(第七八四四号)(第七八五五号)(第七八六六号)

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(第七七七号)

一、障害者自立支援法の廃止に関する請願(第七八九号)

第七一四号 平成二十二年四月二日受理
後期高齢者医療制度廃止などに関する請願
請願者 東京都稲城市矢野口三、七五〇ノ三ノ六〇三 市村恵美子 外九千四百二十一名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第七一五号 平成二十二年四月二日受理
最低保障年金制度の実現と生活費に見合う年金引上げに関する請願
請願者 京都市左京区修学院大塚町八ノ一 九 野田恵美 外六千五百五十九名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第七一六号 平成二十二年四月二日受理
最低保障年金制度の実現と生活費に見合う年金引上げに関する請願
請願者 愛知県半田市上池町三ノ四四ノ三 荻谷月香 外六千六百六十一名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第七一七号 平成二十二年四月二日受理
最低保障年金制度の実現と生活費に見合う年金引上げに関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峰四ノ二四ノ二〇
稲見俱子 外六千五百五十九名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第七一八号 平成二十二年四月二日受理
最低保障年金制度の実現と生活費に見合う年金引上げに関する請願

請願者 長崎市江平三ノ一ノ一 町口勇
士 外六千五百五十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第一〇六号と同じである。

第七一九号 平成二十二年四月二日受理
大量解雇の中止・撤回、緊急の生活支援と労働者派遣法の抜本改正に関する請願

請願者 東京都青梅市野上町四ノ六ノ六ノ
一〇二 柳恵津子 外千八百八十五名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四九五号と同じである。

第七二〇号 平成二十二年四月二日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都練馬区春日町二ノ二三ノ四
吉田栄作 外千九百九十九名

紹介議員 鰐淵 洋子君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第七二二一号 平成二十二年四月二日受理
社会保障拡充を求めることに関する請願

請願者 東京都調布市深大寺東町一ノ一九
ノ一八 松下勝 外六千四百四十四名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第六六七号と同じである。

第七二三号 平成二十二年四月二日受理
公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願

請願者 鹿児島県始良郡始良町東餅田一、
二八〇ノ一五 藤崎義一 外二十
七名

紹介議員 井上 哲士君

新潟県中越沖地震を始めとする地震、台風による風水害・土砂災害が各地で発生し、尊い命と財産が犠牲になった。日本の国土は、地震や噴火、風水害が発生しやすく、さらに地球温暖化と市街地再開発などの影響で気候変動が大きくなり、過去の気象からは想定できない災害への対策が求められている。建設業界は長期不況や公共事業抑制による市場の縮小と競争の激化によって、ダンピング受注と下請に対する指し値発注や下請代金・賃金の切下げ・遅延・不払などが横行し、建設業者の経営と労働者の生活が深刻な危機に陥っている。また、アスベスト粉じん問題では建築物解体・改修現場での緊急な施策が求められており、更新期を迎えた公共施設の維持管理は重要な問題になっている。

ついで、国民の安全・安心の願いにこたえる公共事業を実現するため、次の事項について実現を図られたい。

一、公共事業を防災・生活・環境保全優先に転換するために

1 アスベストの飛散防止や適切な処理方法を早急に確立するとともにアスベスト曝露に伴う健康被害を防ぐこと。じん肺・アスベスト被害者の労働災害認定基準を大幅に緩和し、すべての被害者に対して補償すること。

二、公正な賃金・労働条件と業者の適正な収入・仕事を確保するために

1 公契約法（公共事業における賃金等確保法）を制定するなど法体系を整備し、下請及び資材業者と労働者に対し適正な単価と賃金・労働条件が確保される仕組みをつくること。

2 建設業及び建設関連業の各業種について労働者派遣法の適用対象としないこと。

第七二三号 平成二十二年四月二日受理
公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願

請願者 鹿児島市下福元町六、一〇五ノ四
古川さとみ 外三十一名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七二四号 平成二十二年四月二日受理
公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩川内市下飯町手打
一、〇四〇 江口照明 外二十七
名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七二五号 平成二十二年四月二日受理
公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願

請願者 鹿児島県いちき串木野市西島平町
一九〇 有馬純弘 外二十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七二六号 平成二十二年四月二日受理
公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願

請願者 鹿児島県いちき串木野市冠嶽一
三、七一〇 田代金蔵 外二十七
名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

請願者 鹿児島県薩摩川内市平佐町八四〇
ノ一 中木原敏幸 外二十七名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七二八号 平成二十二年四月二日受理
公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願

請願者 鹿児島県垂水市牛根二川一、九三
二ノ一 前田吉夫 外二十七名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七二九号 平成二十二年四月二日受理
生活保護老齢加算を元に戻すことに関する請願

請願者 東京都八王子市市川町一、五九九
ノ三 西尾欣三 外四百九十九名

紹介議員 小池 晃君

生活保護を受けている七〇歳以上の高齢者などに支給されていた老齢加算が二〇〇六年に廃止された結果、月々の保護費は二〇％前後減り、保護費を減らされた人たちに深刻な影響が出ている。この国では、すべての人に健康で文化的な最低限の生活を営む権利（憲法第二十五条）を保障している。加算の廃止による生活保護基準の低下は、最低賃金や年金、住民税の課税基準、就学援助の適用基準などの引下げにつながり、国民生活全体の水準を押し下げる。鳩山内閣は、母子加算を復活させ、来年度も継続することを決めた。母子加算も老齢加算も、それぞれの一般世帯と生活保護世帯の消費支出の比較という同じ理由で廃止された。母子加算を復活させて、老齢加算を復活させない道理はない。

ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、生活保護の老齢加算を元に戻すこと。

第七四一号 平成二十二年四月五日受理
介護労働者の処遇改善を始め介護保険制度の抜本

第七二七号 平成二十二年四月二日受理
公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願

請願者 鹿児島県いちき串木野市冠嶽一
三、七一〇 田代金蔵 外二十七
名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七二七号 平成二十二年四月二日受理
公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願

請願者 鹿児島県いちき串木野市冠嶽一
三、七一〇 田代金蔵 外二十七
名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

第七二七号 平成二十二年四月二日受理
公共事業における公正な賃金・労働条件の確保等に関する請願

請願者 鹿児島県いちき串木野市冠嶽一
三、七一〇 田代金蔵 外二十七
名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第七二三号と同じである。

的改善に関する請願

請願者 岩手県盛岡市津田中央三ノ三三

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四一〇号と同じである。

第七四二号 平成二十二年四月五日受理

七十五歳以上の高齢者と子供の医療費を無料にすることに關する請願

請願者 東京都目黒区中目黒五ノ三ノ一二

伊藤洋輔 外二百九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第七四三三 平成二十二年四月五日受理

七十五歳以上の高齢者と子供の医療費を無料にすることに關する請願

請願者 札幌市北区屯田三条三ノ三ノ一四

稲原佐和子 外二百五十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第七四四号 平成二十二年四月五日受理

保育を必要とする子供たちすべてに国からの補助を求めることに關する請願

請願者 東京都北区豊島五ノ五ノ七ノ一、

二一九 工藤雅子 外千二百二十一

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第七四五号 平成二十二年四月五日受理

腎疾患総合対策の早期確立に關する請願

請願者 愛媛県西条市神拝一一二ノ一

智弘 外二千五百三十四名

紹介議員 山本 博司君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第七四六号 平成二十二年四月五日受理

生活保護高齢加算を元に戻すことに關する請願

請願者 東京都八王子市上柚木三ノ三ノ七

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第七五三三 平成二十二年四月六日受理

建設労働者の労働条件向上に關する請願

請願者 千葉市花見川区千種町一五五 岩

城清美 外三百八十六名

紹介議員 井上 哲士君

建設労働者は、厳しい状況が続いており、仕事がない、多くの労働者がワーキングプアの状態に置かれていなど将来展望が見えない。一方、前

原国土交通大臣は、公共投資などの減少を理由に一層の建設業者の淘汰を公言し、「行政サービスを受けたかったら田舎に住むな、都会に移れ」、さらには国土保全に重要な役割を果たす防災事業

について「やり始めたら切りがない」とも言っている。憲法を遵守し、国民生活の向上に努めるべき

国土交通大臣としてふさわしくない発言であり、撤回を求める。今、必要なことは公共事業の自身

を大プロ中心から防災・生活関連・環境分野に転換し、地域住民にとって安心安全な社会資本整備

を行うことを通じて、日本の基幹産業を支える中小建設業者の仕事確保を行うことである。そして、建設産業に働く者が健康で安全に人間らしく

働けるルールが必要である。同時に、国がその危険性を十分認識しながら対応しなかったアスベスト被害についても、国の責任を認めた上で、その補償と被害根絶へ総合的な制度を確立することを求める。

二、建設工事現場における労働災害を一掃するため建設業界に対する指導監督を強化すること。

一、公共工事において、現場労働者及び下請・資材業者に「適正な賃金の確保」が行われるよう「公共工事における賃金確保法（公契約法）」を早急に制定すること。

二、建設工事現場における労働災害を一掃するため建設業界に対する指導監督を強化すること。

一、公共工事において、現場労働者及び下請・資材業者に「適正な賃金の確保」が行われるよう「公共工事における賃金確保法（公契約法）」を早急に制定すること。

二、建設工事現場における労働災害を一掃するため建設業界に対する指導監督を強化すること。

一、公共工事において、現場労働者及び下請・資材業者に「適正な賃金の確保」が行われるよう「公共工事における賃金確保法（公契約法）」を早急に制定すること。

二、建設工事現場における労働災害を一掃するため建設業界に対する指導監督を強化すること。

一、公共工事において、現場労働者及び下請・資材業者に「適正な賃金の確保」が行われるよう「公共工事における賃金確保法（公契約法）」を早急に制定すること。

二、建設工事現場における労働災害を一掃するため建設業界に対する指導監督を強化すること。

一、公共工事において、現場労働者及び下請・資材業者に「適正な賃金の確保」が行われるよう「公共工事における賃金確保法（公契約法）」を早急に制定すること。

二、建設工事現場における労働災害を一掃するため建設業界に対する指導監督を強化すること。

一、公共工事において、現場労働者及び下請・資材業者に「適正な賃金の確保」が行われるよう「公共工事における賃金確保法（公契約法）」を早急に制定すること。

じん肺の予防のために、トンネル建設工事における労働時間が公共工事の設計・積算では「拘束九時間、実働八時間」として定められているが、積算方法にかかわらずトンネル建設現場においては労働者の健康と安全の向上のため、八時間労働の完全実施を指導し、粉じん曝露時間の削減を図ること。

三、建設現場で働くすべての労働者に建設業退職金共済制度に基づく退職金を保障するため、建設共済制度の普及徹底、建設共済証紙貼付の確認、建設共済証紙の不正流用などの防止策を講じ、公共工事においては監督検査事項を追加して指導・監督できる発注者の根拠と体制を確立すること。また、建設共済制度のIC化を検討すること。

四、いわゆる一人親方、事業主についても、労災補償の対象とし、救済すること。

第七五四号 平成二十二年四月六日受理

建設労働者の労働条件向上に關する請願

請願者 神奈川県綾瀬市蓼川三ノ五ノ三九

岡田一夫 外三百八十六名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第七五三三号と同じである。

第七五五号 平成二十二年四月六日受理

建設労働者の労働条件向上に關する請願

請願者 埼玉県蕨市錦町六ノ一四ノ八

地幸雄 外三百八十六名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第七五三三号と同じである。

第七五六号 平成二十二年四月六日受理

建設労働者の労働条件向上に關する請願

請願者 東京都江東区戸五ノ四三ノ一一

古澤好夫 外三百八十六名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第七五三三号と同じである。

第七五七号 平成二十二年四月六日受理

建設労働者の労働条件向上に關する請願

請願者 埼玉県上尾市中新井二九二ノ一〇

大日向慶子 外三百八十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第七五三三号と同じである。

第七五八号 平成二十二年四月六日受理

建設労働者の労働条件向上に關する請願

請願者 横浜市港北区高田東二ノ六ノ二〇

田中宏 外三百八十六名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第七五三三号と同じである。

第七五九号 平成二十二年四月六日受理

建設労働者の労働条件向上に關する請願

請願者 神奈川県藤沢市立石一ノ一九ノD

ノ五〇一 小南館芳美 外三百八十六名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第七五三三号と同じである。

第七七五号 平成二十二年四月七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に關する請願

請願者 大阪府東住吉区中野四ノ四ノ四七

大竹文江 外六千二百三十九名

紹介議員 梅村 聡君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第七七六号 平成二十二年四月七日受理

腎疾患総合対策の早期確立に關する請願

請願者 北海道斜里郡斜里町青葉町三四ノ

五 菅原富子 外八千八十九名

紹介議員 伊達 忠一君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第七八一号 平成二十二年四月八日受理

後期高齢者医療制度の速やかな廃止に關する請願

請願者 大阪府門真市北島町二八ノ二八

林真智子 外三千五百二十八名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一三六号と同じである。

第七八二号 平成二十二年四月八日受理
労働者派遣法の早期抜本改正を求めることに
関する請願

請願者 栃木県宇都宮市清原台四ノ二五ノ
名 一二 大島光男 外三千三百六十四

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二〇九号と同じである。

第七八三号 平成二十二年四月八日受理
後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・
国民が望む医療制度を目指すことに関する請願

請願者 埼玉県桶川市末広一ノ三ノ一五
長橋孝作 外三千六百五十三名
紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第七八四号 平成二十二年四月八日受理
後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・
国民が望む医療制度を目指すことに関する請願

請願者 東京都羽村市小作台三ノ一六ノ一
名 下田フヂ子 外三千八百三十六

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第七八五号 平成二十二年四月八日受理
後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・
国民が望む医療制度を目指すことに関する請願

請願者 福島県二本松市永田六ノ一八六
根本一弥 外三千六百五十三名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、高齢者・
国民が望む医療制度を目指すことに関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市箕田三、七八二ノ一
ノ二ノ四〇五 本間妙子 外三千
六百五十三名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第二八七号と同じである。

第七八七号 平成二十二年四月八日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 富山県高岡市中川一ノ七ノ三 松
村郁夫 外二千三百六十九名
紹介議員 森田 高君

この請願の趣旨は、第五六六号と同じである。

第七八九号 平成二十二年四月八日受理
障害者自立支援法の廃止に関する請願

請願者 東京都荒川区南千住八ノ三ノ三ノ
八〇三 高松智朗
紹介議員 小池 晃君

二〇〇六年四月から施行された障害者自立支援
法で、診察・デイケアなどが一割負担となり、デ
イケアに通所していた利用者が、負担金額が大き
いため、利用できなくなった。長妻厚生労働大臣
は、二〇〇九年の選挙中、「民主党が勝つたら、
障害者自立支援法は廃止する」と言い、新政権が
樹立されたが、政府は四年以内の廃止とした。し
かし、一刻も早い手立てが必要である。自立支援
法によって苦しい思いをしている患者は無数にお
り、まだ世間に残る偏見や差別、この病気の性質
のため、公に活動したり名を公表したりできない
者が大部分である。国が同法を廃止するまで、日
本国憲法と国連の障害者権利条約の趣旨に沿っ
て、障害者が人間らしく生きることができるよう
保障することを求める。
ついては、次の事項について実現を図られた
い。
一、障害者自立支援法を一刻も早く廃止し、障害
者の福祉・医療費の負担を無料にすること。

平成二十二年五月六日印刷

平成二十二年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F